

第百四回国会 大藏委員会 議 録 第十三号

昭和六十一年四月十五日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 小泉純一郎君

理事 笹山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 大島 理森君

金子原二郎君

田中 秀征君

中川 昭一君

宮下 創平君

山崎武三郎君

山本 幸雄君

伊藤 忠治君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

矢追 秀彦君

玉置 一弥君

鏑輪 幸代君

出席國務大臣

大藏 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大藏政務次官 熊川 次男君

大藏大臣官房總務課長 北村 恭二君

大藏大臣官房審議官 大山 綱明君

大藏大臣官房審議官 尾崎 護君

大藏大臣官房審議官 龜井 敬之君

大藏省主計局次長 保田 博君

大藏省関税局長 佐藤 光夫君

大藏省國際金融局長 橋本 貞夫君

文部省教育助成局長 阿部 充夫君

文部省社会教育局長 齊藤 尚夫君

厚生大臣官房總務課長 北郷 勲夫君

厚生大臣官房會計課長 末次 彬君

厚生省社会局長 小島 弘仲君

厚生省児童家庭局長 坂本 龍彦君

自治大臣官房審議官 持永 堯民君

委員外の出席者

総務庁長官官房地域改善対策室長 娘代 昭彦君

科学技術庁研究調整局生活科学技術課長 高多 康次君

国土庁防災局震災対策課長 定道 成美君

法務省人権擁護局調査課長 落合 紹之君

文部省初等中等教育局教科書管理課長 伊田 和身君

文部省高等教育局学生課長 佐藤 孝安君

文部省高等教育局私学部私学助成課長 泊 龍雄君

文部省体育局学校給食課長 小西 亘君

厚生省保険局國民健康保険課長 近藤純五郎君

気象庁地震火山部地震予知情報課長 津村建四郎君

自治省行政局行政課長 濱田 一成君

自治省税務局企画課長 前川 尚美君

大藏委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

四月十日

古川 雅司君

補欠選任 森田 景一君

同日

森田 景一君

補欠選任 古川 雅司君

同日

坂井 弘一君

補欠選任 坂井 弘一君

同日

義彦君

補欠選任 義彦君

同日

四月九日

國庫負担削減反対等に関する請願(梅田勝君紹介)(第二八二五号)

同(正森成二君紹介)(第二八二六号)

同(梅田勝君紹介)(第二九六八号)

同(浦井洋君紹介)(第二九六九号)

同(小沢和秋君紹介)(第二九七〇号)

同(岡崎万寿君紹介)(第二九七一号)

同(経塚幸夫君紹介)(第二九七二号)

同(工藤晃君紹介)(第二九七三号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二九七四号)

同(柴田陸夫君紹介)(第二九七五号)

同(瀬崎博義君紹介)(第二九七六号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第二九七七号)

同(田中美智子君紹介)(第二九七八号)

同(津川武一君紹介)(第二九七九号)

同(辻第一君紹介)(第二九八〇号)

同(中川利三郎君紹介)(第二九八一号)

同(中島武敏君紹介)(第二九八二号)

同(中林佳子君紹介)(第二九八三三三三)

同(野間友一君紹介)(第二九八四四四四)

同(林百郎君紹介)(第二九八五五五五)

同(東中光雄君紹介)(第二九八六六六六)

同(不破哲三君紹介)(第二九八七七七)

同(藤木洋子君紹介)(第二九八八八八八)

同(藤田スミ君紹介)(第二九八九九九九)

同(正森成二君紹介)(第二九九〇〇〇〇)

同(松本善明君紹介)(第二九九一一一)

同(三浦久君紹介)(第二九九二二二)

同(義輪幸代君紹介)(第二九九三三三)

同(山原健二郎君紹介)(第二九九四四四)

大型間接税導入反対等に関する請願(大久保直彦君紹介)(第二八二七号)

同(大野潔君紹介)(第二八二八号)

税制改革・減税に関する請願外五件(大野潔君紹介)(第二八二九号)

所得税減税等に関する請願(鈴木強君紹介)(第二八三〇号)

大型間接税の導入反対及び大幅減税等に関する請願(上田哲君紹介)(第二八三一三三三)

同(武藤山治君紹介)(第二八三三三三三)

税制改悪反対等に関する請願(正森成二君紹介)(第二八三三三三三)

國民本位の税制改革に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第二九六七七)

同月十一日

大型間接税の導入反対、税制改革に関する請願(林百郎君紹介)(第三〇四三三三三)

國民本位の税制改革に関する請願(梅田勝君紹介)(第三〇四四四四四)

同(浦井洋君紹介)(第三〇四五五五五)

同(小沢和秋君紹介)(第三〇四六六六六)

同(岡崎万寿君紹介)(第三〇四七七七)

同(経塚幸夫君紹介)(第三〇四八八八)

同(工藤晃君紹介)(第三〇四九九九)

同佐藤祐弘君紹介(第三〇五〇号)
同柴田睦夫君紹介(第三〇五一号)
同瀨崎博義君紹介(第三〇五二号)
同瀬長亀次郎君紹介(第三〇五三号)
同田中美智子君紹介(第三〇五四号)
同津川武一君紹介(第三〇五五号)
同辻第一君紹介(第三〇五六号)
同中川利三郎君紹介(第三〇五七号)
同中島武敏君紹介(第三〇五八号)
同小林佳子君紹介(第三〇五九号)
同野間友一君紹介(第三〇六〇号)
同林百郎君紹介(第三〇六一号)
同東中光雄君紹介(第三〇六二号)
同不破哲三君紹介(第三〇六三号)
同藤木洋子君紹介(第三〇六四号)
同藤田スミ君紹介(第三〇六五号)
同正森成二君紹介(第三〇六六号)
同松本善明君紹介(第三〇六七号)
同三浦久君紹介(第三〇六八号)
同箕輪幸代君紹介(第三〇六九号)
同山原健二郎君紹介(第三〇七〇号)
同堀昌雄君紹介(第三〇七一号)
(第三〇七十二号)
税制改革・減税に関する請願(河野正君紹介)
同(城地豊司君紹介)(第三〇七十三号)
同(野口幸一君紹介)(第三〇七十四号)
大型間接税の導入反対等に関する請願(堀昌雄
君紹介)(第三〇七十五号)
(第三〇七十六号)
大型間接税の導入反対及び大幅減税等に関する
請願(五十嵐広三君紹介)(第三〇七七号)
同(島田琢郎君紹介)(第三〇七八号)
同(安田修三君紹介)(第三〇七九号)
税制改悪反对等に関する請願(小林佳子君紹介)
(第三〇八〇号)
国庫負担金の削減反対等に関する請願(経塚幸
夫君紹介)(第三〇八一号)
同(東中光雄君紹介)(第三〇八二号)

同藤田スミ君紹介（第三〇八三号）
同（正森成二君紹介）（第三〇八四号）
国库負担削減反対等に関する請願（見玉末男君紹介）（第三〇八五号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第三〇八六号）
同（堀昌雄君紹介）（第三〇八七号）
同月十四日

国庫負担金・補助金削減反対に関する諸願（田
 中美智子君紹介）（第三一八七号）
 大型間接税の導入反対等に関する諸願（山原健
 二郎君紹介）（第三一八八号）
 国庫負担削減反対等に関する諸願（正森成二君
 紹介）（第三一八九号）
 は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出第四号）

○小泉委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員　今ちょうど中曽根総理は日米首脳会談を終えられてこちらの方に向かっておられるところだと思いますが、サミットを直前にいたしましたいいよい日本の内需拡大がどう実行されていくのか、世界じゅうの注目を集めてやるわけですが、本題に入ります前に、二つばかり関連してお尋ねをしておきたいと思います。

大蔵大臣も先般四月八日にG5に出席をされたわけですが、ここではないわゆる為替レートの是定から安定、さらには協調利下げ、こういったことが話し合われたわけですが、やはり、サミットの前にこの公定歩合第三次引き下げを断行されるのかどうか、もう日限的にもそうございませんで、大臣の御見解をひとつ最初にお伺い

たいと思います。

○竹下国務大臣　先般、G10の方が主体の正式な会議でございましたが、今おっしゃいますような人為替の問題、世界経済の問題あるいは利下げの問題等が話し合われたことは御指摘のとおりであります。ただ、元来中央銀行というのは政治の恣意に左右されないというブランドと申しましようか、ございますので、いわば経済政策の協調の中で結果として協調的な利下げが行われるということとで、各国の独自性というものを主軸に置いていらっしゃるから、いわゆる協調利下げということとは特に中央銀行のお方は言葉に出すことを控えられます。

それからもう一つは、サミット前とか後とか、これも政治課題でございますから、心でどう思っているかとは別として、その点は発言は非常に慎重でございます。しかし、ロンドンのG5で確認しましたように、お互いが、インフレ率は

日本、西ドイツみたいに大衆信託という状態でないにしても、他の国も今まではインフレ率が高くて随分下がってきておる、したがって、利下げの環境は整っておるといふのは、依然としてロンドン G5 以来持ち越してきておる共通の認識でございします。したがって、あくまでも中央銀行同士がいける連絡されて、権限が日本銀行にございしますのでおやりになることでございますから、私から余り予見めいたことを申し上げるわけにもまいらないと思います。

ただ一月三十日、その次が三月十日からさらに〇・五%の引き下げが行われたところでござい
ますし、そうして預貯金金利及び短期プライム
レートにつきましても三月三十一日から同幅引き
下げられたということ、それから、政策金融で
ございす中小企業対策と住宅金融公庫とは先日
の八日からそれが引き下げられたということで
ございす。そういう状態でございますので、き
ょうとかという状態では必ずしもなかろうと思
います。それらの推移を見ながら引き続き景
気、物が、それらの推移を見ながら引き続き
景気、物が、為替相場、内外金融情勢等を
総合的に勘案し

て機動的に対処していかれるのではなからうかと
思っておるところでございます。

ただ、その後また御議論いただかなければいかぬ問題は、例えば普通預金は〇・五になっております。仮に将来いろいろな連動した場合に、いわば預け賃を出さなければいかぬような、そんなことも勉強課題としてはいろいろな勉強しておく必要があるのかな、こういうような気持ちでございませう。

○中村(正男)委員　まだかなり慎重な御発言なんですけれども、十日、お帰りになったその日の連合審査でのお答えに比べますと、ちょうど日米首脳会談も終わった直後でありますし、かなり今の内容は、ほぼサミット前に何らかのといえますか、具体的に実施がされる、我々としてはこういうふうな感触としてお聞きをしたというふうに申し上げておきたいと思います。

そこでいま一つ、これは素朴な疑問なんです。今回のG10あるいはG5の会議で、ここまでするまで、もう百七十円台まで下るに、むしろ日本側としては安定を希望するのて、しかし、まだまだドイツやイギリスを初めさらに円高に向かうべきだといふような意見が強いような、そんな感じを受けているわけですね。これは一体、まだこれでも日本の国際競争力は強過ぎるのか。もうそろそろこの辺で余り厳しいハンディをつけないでもいいんじゃないかというふうに思うのですが、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○竹下国務大臣 きょうの寄りつきが百七十八円六十五銭で、ちょうど今が百七十九円十五銭、こういうようなことになっております。これは御参考のためにいさせていただきます。

私どもお互いが、いわゆる一つのターゲットを
発表するということは差し控えるというのが共通
の認識になっております。何しろ為替相場の安定
は重要であつて、しかもその変化もなだらかでな
くちやいかぬ。先般まで、私もなだらかだとは思
つておりません。したがつて、この為替相場の安
定ということが重要であることは共通認識として

あるわけですが、G10の会議の席上でイギリスのローソンさんが、別にもっと円は高くしてしかるべきだと申したわけじゃないですか、伝えられる報道によれば、その後そんなことも言っていないという話は私も聞いておりません。

ただ、この問題は、いろんな角度からおっしゃる方があって、例えば購買力平価でいえばどれくらいだとか、それから、いわばこれだけで貿易収支を補おうと思えばこれくらいになるとか、そういうような議論はよく学者さんや研究所でもなされる議論でございますけれども、あくまでもこの問題は市場が決めるべきものであって、したがって主要国は、市場が適正なファンダメンタルズを反映するような政策調整を行って、そして相互監視を行って、なお必要と認める場合は介入をしていく、こういう原則は変わらないと私は思っております。

ただ、私も気を付けなければならぬと思っておりますのは、確かにイギリスのポンドは、日本の円に比べますと、このところ対ドルは日本ほどはもちろん強くなっております。これは石油の出る国になっておりますから、その価格が下落したというのはやはりそれは響くでございます。うが、総体的に安定が望ましいことだ。

私も偶然な機会に、この日曜日に岐阜県の多治見、陶磁器の産地、全国の二〇％ぐらいでございましょうか、それから関、関孫六さんの出たあの刃物の、あそこは全国の八〇％ぐらいでございすか、参りましたら、それは実際円高のデメリットを一番早くもろに受けていらっしゃるという実情は肌で感じていただきました。そういう背景から見ますと、もちろん急速なものであつてはならぬし、私どもにも、政治的配慮からすると実際問題いろいろな思いが浮かびます。

ところが、ベーカーさんに言わせれば、あなた、そういう点で批判を受けるかもしれないが、我々は自国の通貨の価値を落とすじゃないか、この方がもっと大きな批判を受ける対象だよ、こ

ういうふうな意見交換は、茶飲み話も含めていたしておりますけれども、私も、現状においてという言葉を使いますとまた相場感が出ますものから、一般論として、やはり安定していくことが好ましいということとお答えのおおむね境界とさせていただいております。○中村(正男)委員 ぜひとつ、もう本日に安定という図式に持っていっていただきたいというところをお願いしておきたいと思ひます。

いま一つの問題は、この春の貸金交渉の問題について、もちろん大蔵大臣は主務大臣ではないと思ひますけれども、財政当局の責任者でもありますし、一、二お尋ねをしておきたいと思ひます。一つは、昨年と比較をいたしまして、今日現在ほぼ民間は収束の方向にあるわけですし、その大手の数字も出ておりますが、鉄鋼の二・六六％、昨年は三・八七％ですが、軒並み前年を下回っております。率にいたしましたら約一％前後下がっております。率にいたしましたら約一％前後下がっております。

そこで、これから内需拡大というのが大変至上命題になってくるわけですね。政府もかなりこの援護射撃をしておられたように思ふわけですが、どういった数字で民間の大手が決着をしますと、大体まあ相場は固まってしまうわけですが、現在のこの数字について、内需拡大との関連で、とりわけ税収に及ぼす影響、そのあたりをどういふふうに見ておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○竹下国務大臣 申し上げる原則からいいますと、経済発展の成果を踏まえて賃金等に適切に反映させることは大変重要なことである。したがって、具体的な賃金交渉はあくまでも労使間の自主的な話し合いで決定すべきものであるということが原則でございます。したがって、俗に言う春闘相場等に政府が言及するというものについては差し控えていただきたいと思います。これを平素から申し上げておるわけでありまして、だんだん出そろってまいりまして、恐らく中小もこの数日で大体出ていくのかなというふうな感じを持っており

ます。おっしゃいますように、昨年に比べますと一％程度下回るような感じ、現在の段階で私もそのように見させていただいております。

そこで、それが税収に対してどうなるか、こういうことになりまして、今までのいろいろな積み上げてきたわけでございますが、この春闘の動向と最も密接に関連を持つと考えられますのは給与所得に係る源泉所得税でございます。その税収動向を左右する要因は、春闘で決定された定期給与の水準はもちろん、しかしそれのみでなく、その上に今後の景気動向の中で所定外の労働時間、ボーナスがどうなっていくか、あるいは雇用情勢等の動向もあると考えられますので、春闘の結果の税収に対する影響というものを具体的に申し上げることは非常に困難な問題だというふうに私も承知いたしております。が、いずれにせよ、このいろいろな動きの中に、各業界も今までと違ひまして、トップバッターがかつては重厚長大から出ていってといううようなことが若干変化して、場合によっては第三次産業とかいろいろなところから、従来の春闘のスケジュールという言葉があるかどうかは別といたしまして、若干変化しながら今動きつつあるのではないかとこのように見ております。

○中村(正男)委員 所定外の収入あるいはボーナスの動向がこれから定まってくるので今何とも言えないということですが、春の賃金交渉が労働者の所得というものは大幅に減る、これはもうはっきりしておるわけですね、そうならば当然これは税収にも大きな影響が出てくると思ひます。そういうことと、さらにまた内需拡大に向けての個人消費の持つウェイト、個人消費は春闘の結果一体どうなっていくのか、かなり冷え込んでくると私は思うのですが、そうすると、いよいよ減税という問題が大きな選択肢としてどうしても避けられないと私は思うのです。日米首脳会談でも、レーガン大統領が減税のアメリカの経済に及ぼした影響というのを中曽根総理にお話しになった。

暗に日本も減税に踏み切れというふうな指摘だと私は思うのです。

そこで、与野党が今協議を続けておりますけれども、これはまだ一向にちがいが明かないわけですね。この委員会でもしばしば出されておりますが、こうした状況から戻し税という方式もあるんじゃないか、そういった点で、これは大臣として踏み込んだお考えをぜひひとつお聞きをしたいと思います。

○竹下国務大臣 まず一つ、私も政府としての背景あるいはどういった縛りがかかっているか、こういうことになりまして、政府税調で昭和六十一年度税制のあり方については、いわゆる抜本改革が今税調で諮問され作業が行われておるときだから、根幹には触れない範囲内において対応すべきだ、この税調答申に基づいて先般来税法等の御審議をいただいた。そこで、もう一方ございしますのが、幹事長・書記長会談におきまして、政策減税と二つに分けてはございしますが、年末までに結論を得る、こういう申し合わせがある。これはいろいろな見方がございしますが、さすが税調の審議というものは横目でみながらお考えになつては、どうかと思つてみたり、そしてそれに対しては、どういう作業が行われるにいたしましてお手伝いはさせてもらわなければいかぬのだという立場にあるわけでございますが、政府としての現在の縛りの中において、今その根幹を動かさないという限りにおいて、戻し税というものを考える環境には政府としてはないとお答えをせざるを得ません。

それからもう一つは、これは私もよく話を聞いたわけではございませんけれども、いわゆるレーガノミクスに対する評価、これもまたいろいろあるところだろうと思ひます。ある種の景気浮揚に役立ちましたが、それが膨大な財政赤字を生んだという面から、評価する人もおるでございましょうし、あるいは、あの段階におけるレーガノミクスというのは確かに効果があつて、それによつてまた日本の輸出がますます伸びてというよう

な結果にもなっておりますが、これはいろいろ評価があるところであろう。私の方からレীগノミックスに対する批判を含めた評価はまだそれほど勉強してない、こういうことでございます。

○中村(正男)委員 春闘の問題、あとは公金体労働者の賃金の改定ということになるわけですが、内閣でもってぜひひとつ十八日に有額回答をできるような早急な結論を出しをいただきたいというのを要望いたしまして、この質問は終わっておきたいと思ひます。

本題、補助金の問題に入るわけですが、実は二、三日間、私の地元市議会から意見書が参っております。大蔵大臣にお読みを申し上げますので、ぜひお聞きをいただきたいと思うのです。

地方自治体に対する一律補助金カット反対に関する意見書

政府は、昭和六十年度政府予算において、国庫補助金等の補助率一律削減等を行い、地方財政の危機は一層深刻化した。

さらに、昭和六十一年度予算編成に当たり、引き続き削減の意向を打ち出したため、本市議会は昨年十二月十七日に「国庫補助金削減による地方負担増大反対、地方財政危機打開に関する要望決議」を満場一致可決し、関係行政庁に送付したところである。

しかるに、政府は「一年限り」と確認されてきた地方自治体に対する一律補助金カットを昭和六十一年度以降も引き続き三年間強行しようとしている。

よって、本市議会は国の財政赤字の負担を地方自治体に転嫁する一律補助金カットに反対し、速やかに撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十一年三月二十八日

枚方市議会議長

漆原 一義

こういう意見書でございます。

自治省にお尋ねをいたしますが、三月市議会あ

るいは町村議会、もうほぼ終わっておると思うのですが、この補助金一律削減に反対する意見書、今日現在どの程度の数の市町村で決議をされておるのか、ちょっと数字ないですか。

○持永政府委員 そういふ決議が行われていることは承知いたしておりますけれども、具体的にどの程度の数ということについては、突然のお尋ねでもございまして、今掌握いたしておりません。

○中村(正男)委員 これはきのうちょっと自治省に質問の内容をお話ししたときには申し上げてなかったのですが、これは簡単に数字が出ると思うのです。今現在自治省に来ておるこういった意見書の数だけでも結構ですから、できましたら私の質問時間中にちょっとお調べをいただきたい、こう思います。

そこで、まず、こんな言葉があるわけですが。厚生省にお尋ねをしたいわけですが、防衛費をふやすと子供たちの死亡率が高くなる、これはハーバード大学の医学者たちが百四十一カ国の統計的な分析から主張をされておるわけです。これはどうしてかといいますと、当然のことながら医療費あるいは福祉費、教育費に回すべき予算がその分削られるからである、平たく言いますとこんなことになるわけですが、日本の乳児の死亡率、五十八年度で世界一になっております。

【委員長退席、中西(啓)委員長代理着席】日本の防衛予算が急速に伸びてきた、そのことと相まってこの統計を裏付けておるのではないかと、いうふうに私は思うのです。

そこで、厚生省の六十一年度の予算編成過程を少し振り返ってみますと、当初当然増経費が一兆五千億円ぐらいと言われておったわけですが、最終的には二千六百九十三億円の増にとどまったわけでありまして、そこで、この間一兆五千億円から二千六百九十三億円に減らされた内容を見てみますと、第一には老人保健法見直しによる補助金の削減が千九百億円、高率補助金の負担率カットで二千三百億円、政管健保への国庫負担削減

で一千三百億円、医療費の適正化等で一千三百億円。しかし、この一兆五千億円当然増経費というのは六十年度に對しての額でありまして、いわゆる負担率のカットされる前の五十九年度と対比をしてみますと、これはさらに大きな削減幅になるわけですが、児童保護費は六十一年度の最終予算が三千五百八十八億円になったわけですが、十分の八の負担率からすればさらに削減幅はふえて二千五百億円の削減になっております。

この形で生活保護費を見てみますと千五百八十億円の削減、老人福祉保護費で一千四百億円の削減、児童家庭局、社会局、合計で約五千四百億円の削減になります。また、国保の助成金、療養給付等の補助金、財政調整交付金をもとの四五%の補助率で見ても、これまた三千四百億円の削減。社会保障あるいは社会福祉にかかわる予算が極めて大幅に削減をされております。こうしたことに対して、厚生省は基本的にどう受けとめておられるのか、これが第一点。

それからいま一つは、ことし、六十一年度でももうこれだけの削減がされた。さらに六十一年度は、私はもう予算の組みようがないと思うのです。ね。一体どう考えておられるのか。この二つをお答えをいただきたいと思ひます。

○末次政府委員 六十一年度の厚生省予算につきましては、委員御指摘のとおり概算要求段階で一兆五千億程度というふうに当然増を見込んだわけでございますが、最終的には二千七百億程度の増加となつたわけでございます。これは本格的な高齢化社会の到来に備へまして、制度の長期的安定を図るという見地から老人保健制度の改革などに取り組みます一方、大変厳しい財政事情のもとでございまして、厚生年金国庫負担の繰り延べなど、事業運営に支障を生じない範囲でいろいろ財政上の工夫をした結果でございます。その結果として社会保障の実質的水準は何とか維持することができたというふうに考えておる次第でございます。

また、六十一年度につきましては、厳しい財政

事情がまだ続くというふうに考えておりますが、この数年間ゼロシーリングあるいはマイナスイーリングといった大変厳しい概算要求基準が設定されて、厚生省予算につきましても大変困難な予算編成を続けてきたことは事実でございます。

また、来年度につきましても現段階では大変不確定要素が多いわけでございますが、今の段階でまだ何とも申し上げられないわけですが、今後の人口の高齢化等を考えますと、相当規模の当然増が生ずるということは考えられておまして、従来のような方式で予算編成を行うことはさらに一層困難になるのではないかと、いうふうに考えております。

しかしながら、社会保障水準は今後も維持していかなければならないというふうに考えておまして、そのための具体的方策につきましても、予算編成のあり方も含めまして関係当局とも十分相談しながら、幅広い観点から今後検討を慎重に進めていきたいというふうに考えております。

○中村(正男)委員 社会福祉の水準は絶対落としてはならない。しかし、極めて厳しい六十一年度の予算編成になるだろう。幅広い観点から、こういう答えなんです。が、幅広い観点と言ふのは、厚生省の考えておられる何らかの案というものが今現在あるのですか。

○末次政府委員 六十一年度予算が成立したばかりでございます。これから六十一年度の予算編成についての検討をする段階になったばかりでございます。現在のところはまだ確たる案というものを保持しているわけではございませんが、こういう情勢でございますので、従来のやり方にとらわれないようないろいろなやり方をこれから検討していききたいというふうに考えております。

○中村(正男)委員 大蔵大臣に基本的な点でお尋ねをしたいと思うのですが、昨年突然として一律一割カットをやった。大変な混乱と、地方自治体から国に対する不信がわき上がったわけですが、とにかくこれにそれを承知で去年は断行された。そして、さらにことしから三年間続け

う、こういうことなんです、このことは国の財政事情が悪化したから、連合審査でもずっとそういう論議が続いてきたわけですね。ということ、は、「増税なき財政再建」、これを遂行していくためには国のやらなければならぬ負担を地方に転嫁するのはもうやむを得ない、そういうことからこれをやるということなのか。その辺のひとつ基本的なお考えをお聞きをしたいと思うのです。

○竹下国務大臣 国と地方は、いずれにせよ公経済の車の両輪である。したがって、両輪が巧みに回っていかねばならぬ。したがって、私ども気をつけなければいぬのは、公債の発行額でございまして、あるいはその残高が幾らあるとか、あるいは建設国債は国も地方もともにあるとしても地方には赤字公債はないではないかと、そういう比較をしたいいわゆる地方富裕論というものに、くみしてはならぬと私は思っております。これはまさに車の両輪で、これはよく冗談話で申しますが、貧乏度合い率というものであれば比較になるかもしれませんが、富裕論にくみするといふような考えに基本的には立つてはならぬというふうにまず思っております。

そこで、年々やってきましたことを考えてみますと、もう一般財源化した方がよいではないかと、これは補助対象から外して一般財源の中へ入れるとか、いろいろなことを工夫し、苦心してやっております。六十年というのは、なかなかもう予算が大変だが、ちょうど全部が一割ではございまして、たけれどもアバウト一割カットというところでお願いし、そのかわり個々の事業負担、費用負担のあり方は一年かかって基本的な勉強をさせていただきということで、まさに一年限りの措置としてお願いをした。

それから第二段階の今回の問題というのは、もとより国と地方の財政事情を度外視して議論するものではございせんけれども、身近な問題からは可能な限り地方の自主性が生かされるようにしたい。それで、やはりこれだけは国の責任でやるべきものである、例えば生活保護について掘

り下げた議論をしていただいた。それで、昨年と違いますのは、補助金問題の閣僚会議を設け、村長さんも市長さんも知事さんも一緒に集まりいただいて検討会を設けて、それぞれを深く掘り下げていただいた。したがって、これは事業の見直しと、権限委譲等ももちろん含めてでございますが、費用負担のあり方ということで一応論議性のある掘り下げ方を検討会でしていただいた。それを受けて閣僚会議で決めたわけでございます。

ただ、御案内のとおり、社会保障なんか生保護の点については、刻みを大体二分の一から三分の一のもの、三分の二のものとし、十分の何倍というのはいずれも簡素化された税率という中へいろいろはめ込んでいこうという考え方の三分の二、それから五十九年以前の十分の八であつてしかるべきだ、これだけはいわば両論併記という形で報告をちょうだいいたしましたので、政策選択の過程において議論いたしました。中を取ったという意味ではあります、されば六十年に行かせていただいた十分の七というのでそれじゃお願いしようじゃないかという結果になったわけでございます。

財政事情を全く念頭に置かないで議論したものでございせんが、あくまでも事務事業のあり方と費用負担のあり方についての掘り下げた議論の中で出していた報告に基づいたものであります。このことにおきましては、昨年の措置とはかなり基本的には違つたものではなからうかというふうにお願ひ申し上げていこうと思つております。

○中村(正男)委員 大臣がいかにようにお述べになつても、国の財政事情、何としても財政再建をやらなければいぬ、そういう観点で見ると補助率に手をつけるしかない、こういう受けとめ方ではないのかということ率直に申し上げておきたいと思つております。

基本的なことではいろいろお答えをいただきたいところがあるのですが、時間も制約されますから、おしい具体的なことに入っていきますかと思

います。

そこで、今回の補助金ですが、関係閣僚会議、検討会ということで、精査してこの結論になった。三年間の暫定とはいへ、今の補助金全般について一応十分見直した、こういうことになつていふのですが、果たしてそうなのか。連合審査でも、整理統合を図れたのか、メニュー化の問題とか、要らない補助金がまだあるんじゃないか、さらには一般財源化を進めるべきだといふような具体的な指摘がたぐさんあつたのですけれども、そうした論議から、一応整理する意味で全部の補助金をここの見直ししたということなのか、それから今後どういふ形でこの補助金全体について検討していくのか、その場合国と地方が対等の立場で協議していかなければならぬと思うのですが、そういう方策、今後の補助金についての検討のやり方について、大蔵当局としてはどういふことをお考えになつておられるのか、お聞きしたいと思います。

○保田政府委員 お答え申し上げます。

今回御提案申し上げております補助率一括法の中身としまして、社会保障を中心として事務事業の見直しをしながら、それを踏まえて補助率の総合的な引き下げを行ったわけでございます。それが今回の法案の主体でございますが、六十年度予算編成及び六十一年度予算編成におきましては、御指摘のように今回の法案の中身となつたもの以外にいわゆる補助金、負担金等につきましては、いわば徹底的な見直しを行ったわけでございます。予算編成の事務量のうちの非常に大きな部分をこれに充てたと申して間違いないと思つていただきたいと思います。その結果が今回御提案申し上げたような法案になつたわけでありまして、この法案の中身にならなかつた補助金、負担金も見直しも行ったわけでございます。

その結果としまして定型的に補助率引き下げ対象の除外となつたものを若干申し上げてみたいと思つていますが、一つは国庫債務負担行為の歳出化等で既に国の負担が確定されているもの、これは変えるわけにいかないじゃないかというのが除外の

類型の第一であります。第二に、負担率、補助率みたいな感じで十分の十などというような数字で書いてあるわけでございますけれども、そもそも負担割合あるいは補助割合といったような概念がないのじゃないかというようなもの、例えば国有提供施設等所在市町村助成交付金といったようないわば定額補助のようなもの、これについては第二の類型として補助率引き下げの対象とはしなかつた。それから、地方財政法の第十条の四に相当するいわば専ら国の利害に關係のある事務事業、例えば国民健康保険事務費補助金といったようなものは除外の第三類型でございます。それから、諸般の事情を考慮しまして引き下げの対象外としたものに、例えば同和とかウタリといった地域改善関係のものがございました。その次に、災害あるいは災害関連事業といったようなものは、今回の対象から除外させていただいたわけであり

ます。

今後の補助率あるいは補助金の見直し、その方針はどうかという第二の御質問でございますけれども、御承知のように補助金、負担金というのは、国の施策を全国的に一定のレベルに保つてあるいは奨励、助長といったような観点からしまして非常に大きな政策手段でございます。しかしながら、同時に各方面からいろいろな弊害も指摘されておりますので負担の見直しは続けていかなければならない。その際、地方公共団体等から一般財源化あるいは主として事務手続の簡素合理化といったような観点から指摘を受けております詳細補助金の廃止、統合メニュー化といったようなことは、今後とも徹底的に実現しなければならぬ。補助金の整理合理化というのは、我々としては今回をもって終わりとすることではなくて、将来とも、いわば永遠の課題であるといふような心構えでおるわけであり

ます。

されば、今回の補助金検討会にかわる新たな審議会等を設けるのかどうかというのが第三の御質問かと思つていますが、今回の検討会の御勉強の結果、いわば今後の補助金、負担金についての

大きな検討の方向はこれを御指摘いただいたと思つておりますし、その方向に沿つて我々は今後ともその努力をしたいと思つておりますので、現在のところ、改めて新しい審議会等を設けるということまでは考えておりません。

○中村(正男)委員 三月五日の朝日新聞の社説に「いづゆるこの問題が取り上げられておるわけです。表題は、渡辺通産大臣の例の毛針発言をタイトルにいたしまして「釣りばりのエサを考へる」と、こういうことなのですが、要は、今回の補助金の削減というのは、いづゆる社会保障、社会福祉、教育関係、言つてみれば選挙の票田にならないというものに集中しているのではないか。もっとも必要不急、さらにはもう必要のない補助金がたくさんある。しかし、それをいろいろつけた背景には、とりわけ政治結核の補助金がたくさんあるのではないか、こんな指摘なので。

これはいささか古い資料でございますが、実は三年前に今の全労協、これは民間労働組合でつくつております中央組織でありましたが、この組織が、いづゆるこの組織内部の各都府県などの議員、約六百名おられるのですが、それぞれの都府県単位あるいは市区町村で、この補助金行政についてどういふ見方をしておるかアンケートをとられたわけですね。

それを見てみますと、廃止すべきものの事例として実にたくさん、議員自身が挙げておるわけですね。きょうは中身のそれぞれについて申し上げませんけれども、例えば農水関係では、十三ばかりの項目は今すぐ廃止をしても何らそれぞれの市町村にとつて悪い影響は出ない、むしろ、あることによつてのみ手続の問題あるいはその申請にかかわる経費、大変な労力が要るのだ、こういう指摘なんです。

したがつて、切りやすいところから切ることではないに、本当の意味の行革を進めていくというのであれば、むしろそうした政治結核の補助金をぜひひとつ徹底的にやつてもらいたい、またやつていくべきだ。栗田と目されるそういった

補助金には手をつけないというのじゃないに、大胆に踏み込んでいただきたいということを私は指摘をしておきたいと思つてます。

次に、今度はこの取り扱いであります。四十八本一括して出されてきたわけですが、いささか乱暴ではないかというのが連合審査を通じての指摘であつたと思うのです。河川法、砂防法と老人福祉法、児童福祉法を一緒にする、そこには明日香村も入つていふふうなことで、この福祉と公共投資というのは全く性格と条件が違ふわけですよ。それをなぜ一緒にしたのか。しかも、福祉というのはやめるわけにいかぬわけですね。なぜそういう一本でもつてやつてこられたのか。せめてこの福祉関係だけでも大きく区分けをして出さなかつたのか。そうしたことをすればより福祉切り捨てが特化する、あるいは鮮明になつてくる、それをカモフラージュするためにこうした。こちやまの四十八本一括法案というふうな取り扱いにされたのではない、こういうやつかみまで出てくるわけですね。そのあたり整理をしてちよつとお答えしたいと思つております。

○保田政府委員 幾つかの法律をまとめて一本の法律で国会に法案を提出し、御審議をいただくということにつきましては、過去いろいろ御批判もございましたし、昨年の補助金一括法のときに附帯決議がつけられたということも我々よく承知をいたしておるわけでございます。

それで、法制局の見解によりますと、幾つかの法律を一本の法案に一括するに当たつては、二つの基準があると言われております。その第一は、法律案に盛り込まれた政策が統一的なものである、共通の性格を有しておる、その結果としてその趣旨、目的が一つであるということ、それから第二の基準は、各条項が相互に関連して一つの体系を形づくつていふ、その二つの基準のうちのいずれかを満たす場合にはこれを一本の法案とするというところは許されるのではない、というふうに考えられておるようであります。

その例は過去においてもしばしばございました

し、むしろ一本の法律にする方が立法の趣旨、目的がえつて明らかになる、措置の全体を総合的に把握することも可能になるのではないかといたつたようなことでございます。その結果としてしまつて、国会の御審議にもむしろプラスではないかというふうな見解があるようでございます。

今回の補助金特例法において措置されておる事項は、先生御指摘のように社会保障の関係が非常に大きいわけでありまして、それからもう一つのグループは公共事業の関係でございます。しかし、いづれにいたしましても、これらの事項は、まず第一に、最近における財政事情及び果次の臨調答申等の趣旨を踏まえて行われる財政上の措置でございます。それから、国の補助金、負担金等について行われる措置である。それから第三に、財政資金の効率的な使用を図るために行われる措置でございます。つまり、財政収支の改善に資するものであるという意味で共通の性格を持つ。その趣旨、目的が一つであり、一体をなしているということから、一本の法案として御提案を申し上げたわけでございます。

○中村(正男)委員 しかし、お聞きをしております、やはりかなり苦しい、余り説得性のないお話しじゃないか、こう私は思ふのです。

そこで、財政上の措置という言葉があつたのですが、以下、具体的な幾つかの問題点を指摘をしてみたいと思つてます。

この財政上の措置ということで見てみますと、検討会で補助率のあり方の考え方が提起をされた。しかし基本的には、私が先ほど来申し上げておりますように、今回の措置というのは国の財政事情というものをベースにして見直しが行われたというふうに私は思ふわけですね。国と地方の事務配分といふのは税の再配分というものを完全に明確にしないまま、財政事情から国の自由裁量で補助率の変更が行われたということは、基本的には国と地方の財政秩序そのものを崩壊させることになるのではないか、こういうふうに私は思ふわけですが、どうでしょう。

○保田政府委員 今回の補助率の総合的な見直しといひますか補助金の総合的な見直しは、そのきつかけがもちろん国の財政事情にあるということについて否定するつもりは毛頭ございません。

しかしながら、補助金につきましては、先ほどちよつと申し上げましたが、かねてからいろいろな面での御指摘もございまして、その補助金が設定されて以後総体としていろいろな社会経済情勢も変化をしておる、それから国と地方の間のいろいろな意味での役割分担についても見直していつ時期ではないか、それから国と地方との間の財政事情も非常に大きく変化しておるのではない、か、そういうことを一方で幅広く検討をするという要請が非常にございまして、それらの見地から補助金についての総合的な見直しを行いながら個々の事務事業について執行の仕方あるいは性格づけ等を総合的に検討させていただいたのが今回の御提案申し上げております法案の内容をなしておる、こういうことでございまして。

○中村(正男)委員 そこで、この事務事業の見直しをやつた上でそれぞれの補助率の具体的な考え方を出したんだ、こういうことなんですか、果たして今回の検討会の作業でそれぞれの事務事業の行政責任が一体明確になつたというふうにお考えなのか。国と地方のいづれがそれぞれの問題について最終的に責任を負うのか、国民の側からしますとそのことが明確になつたというふうにお思ひなのか。自治省でしょうか、お尋ねをしたいと思つてます。

○持永政府委員 事務事業の見直しの内容が明確にされたかどうかというお尋ねでございますが、検討会の報告にございまして、例えば児童福祉等につきましましては入所措置は団体委任事務に変更する、あるいは施設の最低基準なり費用徴収基準も簡素合理化を図るというふうな指摘がされておりました、これを受けまして具体的には厚生省の方で御検討いただきまして、必要な手続を踏んで制度の改正をするということにならうかと思つてます。

そういうことで、現在団体委任事務にする点につきましては、別途権限移譲なり機関委任事務の整理のいわゆる一括法で御審議をお願い申し上げておるところでございますし、またいろいろな基準等については省令等で決まる問題もございまして、そういったものはこの法律が成立した後に恐らく政省令も必要な改正をする、その上で地方団体に對しましても当然制度の改正の内容を所管省から十分徹底いただき、かつ広く国民にも周知徹底を図るというようなことになるのではなからうかと思っております。

○中村(正男)委員 二つ目の問題は、最終報告書でも前論併記になりました生活保護費の問題ですね。今後、大蔵、自治、厚生それぞれの間で引き続き協議をしていくということで、当面十分の七がそのまま据え置かれたということなんですが、私は、この所得保障的な社会保障というものは一〇〇%国が負担すべきものだ、これがもう大原則だと思っております。そのことについて厚生省と自治省にお尋ねをするわけです。

そこで、基本の考え方が当初から本則でも十分の八になつておった。本来一〇〇%保障すべきものをなぜそういう形にしているのか。これは私の見方では、一〇〇%国が保障するというようにいたしますと、執行する側の自治体側に厳しさが欠ける、したがって自治体にも負担をさせる、これが背景にある考え方だと私は思うのですが、それは合理的な根拠とは言えないのじゃないか。だから、今回の補助率の引き下げ以前の問題、基本的な問題として厚生省、自治省はどういう見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思ひます。

(中西(啓)委員長代理退席、笹山委員長代理着席)

○持永政府委員 従来から生活保護については御案内のように地方団体も二割を負担し、現在は三割、こういうことになっておるわけでございます。

なぜ地方が負担するかということでございますが、仕事の性格としては、御指摘ございましたよ

うに国がやはり責任を持つて行へべき事務であらうというふうな考へておりますが、一方で、地方団体としても、その管内の住民の問題でございまして、管内の住民の保護、あるいは生活を守るということについてはそれなりの責任なり関心を持つておるべきであらう、そういう観点から生活保護の事務を地方団体の長に機関委任事務という形で委任をし、かつ経費の一部を地方団体が負担をする、こういうことに相なつておると理解をいたしております。

今お話ししましたような点でございますけれども、私も私ではそういう考へ方は持つておりませんが、仮に万が一そういうことだとしても、それはあくまで付随的な問題でございまして、基本的にはやはり地方団体としての責任を、所管の住民でございましてからそういう責任を全うする、国と地方の責任を分かち合うという観点からこの負担が決まつておるものというふうに理解をいたしております。

○小島政府委員 大筋自治省からお答え申し上げたとおりでございますが、生活保護は国民の生存の基本権ということで最も重要なことだと考へております。したがって、それが適正に、円滑に行われるように国が本当に責任を持たなければならぬのは御指摘のとおりだと考へております。

法制定当初から、議論としては国が十割持つべきだとかいふ議論も確かにございました。ただ、これにつきましては、今自治省から申し上げましたように国が最終的に責任を持つていたしまして、地方公共団体も地域住民の生活保護ということについての責任も当然ある問題だと考へております。これは福祉も同じでございます。また、地方財政法の十条の規定におきまして、国と地方公共団体の相互の利益に関する施策というものの中に挙げられておることでございます。したがって、それにつきましては、そういう観点から地方も必分の負担を持つてもらうという形が一つあつてもそれはしかるべきであらう。

先生御指摘のように、適正化の努力を担保する

ために持たせるか。そういう見地がないではありませんが、自治省から申し上げましたように、それはあくまでも付随的であつて、やはり基本は国と地方がどう責任を持ち合うかということが一つの大きな目安にならうと考へております。

(笹山委員長代理退席、委員着席)

○中村(正男)委員 その分かち合うということも拡大解釈していけば、十分の八に戻るところか、十分の七がさらに二分の一にまでいってしまふのじゃないか。だから、やはりこの所得保障的なものは国がきちつと責任を負うという原則は外してはならないと私は思ふのです。分かち合うというのは、自治体の側は、それこそみずからの住民でありますから、十分手当てをし、面倒は見えないければいかにぬわけですけれども、財政的な裏づけはあくまでも国だ、このことだけはきちつとしていたいただきたい。そうしなければ、受給者にとつても、国と自治体両方から財政面で二重の規制を受けていくことになるのではないかと。受給者の側からは、自治体に対しては面倒を見てもらつていけるな、こういう気持ちの面での接点といひます。財政的にはあくまでも大きな意味の国という形で私の生活は保障されているのだ、そういう区分けといふものを踏み外してはならぬということだけを申し上げておきたいと思ひます。

三点目は、社会福祉関係の運営費の問題。この運営費が十分の八から二分の一になつた。これこそ分かち合うためにということでも機関委任事務から団体委任事務になつたわけですが、しかしこの問題は、私はそれぞれの地方自治体の具体的な財政に大変大きな影響を及ぼしていくと思ひます。それは今日、それぞれの社会福祉関係の運営費については、いわゆる措置基準があつて措置費が決められておる。しかし実態という面では、なかなかこれでは十分とはいへない。当然超過負担といふのが恒常化している。これが私は実態だと思ひます。

その問題について、超過負担といふものはやむ

を得ないというふうな判断に立つておられるのか。なぜそういうものが生じるのか。本来それはもう必要ないんだ、国の基準で十分なんだといふふうなお考えなのか。まず厚生省の方からお尋ねをしましょうか。

○小島政府委員 先生御指摘の超過負担といふものの内容は、二つあるかと考へております。一つは、厚生省が考へております社会福祉施設の運営といたしまして、これだけの設備があつてこういう資格の人をこれだけ置かなければ適正な運用ができませんという意味でその基準を定めておりますが、それらの設備をつくり、しかもそれだけの人を置いておくにはとても措置費では足りないという場合に出てくる超過負担が一つあるかと思ひます。第二点は、国が示しました運営基準を上回つた職員を配置している、そういったものを超過負担、これは超過負担と言つていいのかどうか、問題はありますが、この二つがあるかと考へております。

前者については、これが超過負担を生じないやうにしていくのが国の当然の責務だと考へておりますし、これは実態を見ながら常にそれに超過負担が出ないやうな配慮をしているところでござい

ます。第二点につきましては、これは地方公共団体独自の御判断でおやりになることであつて、決してそれはやつてはいけないということをお願いし、筋合いのものではないと考へますが、それについてまで見るということにはちよつと問題があるかと考へております。国の基準としては、本當に福祉として適正な水準が保たれるものであるやうな基準をつくり、それを担保するやうな措置費を確保していくということが第一義的な国の責務だと考へております。

○中村(正男)委員 私は、後の方も、結局国の基準では十分な福祉行政ができないということからやむなくそれぞれの団体がおやりになつていくことであつて、決して余計なことではないといふやうに思ひます。

具体的な事例で申し上げますと、例えば保育所に例をとりますと、ゼロ歳児から二歳児、こういった保育の関係では、たしかに六、一の配置基準になっていると思うのです。しかし実際は、私の住んでいるところでは三、一の実態でやっている。保育さんの勤務時間にいたしまして二時間はどうしても前倒しで出てきてもらわないことには十分な保育ができない、こういう実態になっているわけですね。これは何もぜいたくないわけではなく、あり余る福祉ということではないに、それでもなおかつまだ十分でない、そういうところがあるわけですね。ですから、前の方の超過負担についてはこれはなくすようにしなければいかぬ。しかし、地方自治体がおやりになっている余分な福祉は、それはもうというふうなことでは私はどうかなというふうに申し上げておきたいと思うのです。

この補助率の変更というのは、そうした超過負担問題というところが国と地方との間で十分話し合われて、それが解消された後の補助率の変更に入っていくのが筋じゃないかと思うのですが、その辺の、去年強行してそのままとしつづつとこれをやろうとしているわけですから、そこらあたり自治体側は何が何でも押し切られたという印象なんです。どうなんでしょう。

○小島政府委員 施設の基準につきましても、これは将来にわたって不動のものではないにしても、先生御指摘のようにそのときの社会情勢あるいは処遇技術の進歩というふうなものとかも合わせて、それは常に見直しを必要とするものだと考えております。国の基準といたしましては、やはり全国一律の制度として基準は考えていくべきだと思っておりますので、そこは常に問題が生じないような見直しをしていくべきだと考えております。したがって、これは常に課題である、一回見直せばいいというものではないと考えておりますし、今度の事務委議、それから補助率の三年間の暫定措置による変更についても、これが済まないうちはという性質のものではなからう。やはり基

準というものは常に検討しながら適正化を保っていくという努力は我々に課された任務だと考えております。

○中村(正男)委員 引き続き社会福祉施設の国と地方双方の責任二分の一ということになったのですが、要は私は、日本の社会福祉施設の水準というものがどうなのかという原点が極めて重要だと思っております。特別養護老人ホームなり保育所、さらに施設ではありせんけれどもホームヘルパーといった社会福祉にかかわる水準は、今の日本の場合、先進諸国と比べてどういう水準にあるというふうに厚生省は思っておられるのか、その辺をまずお聞きをしたいと思います。

○小島政府委員 これは社会福祉施設全般という形で申し上げますと、施設の種類によつて大分違いがあるかと思っております。

保育所の問題につきましましては、数としては全国的に見ますともう十分な数に達している。ただ、新興住宅地というふうなところでは常に不足の問題が出てきますが、全体で見ますと数の問題ではまず足りている。それから身体障害者関係、子供の精神薄弱児の関係の収容施設の面では、ほぼ必要数を満たしているのではなからうか。

それから、足りない収容施設としては特別養護老人ホーム、それから大人の精神者の施設というもののが足りないものの代表であらうと理解しております。

ただ、諸外国と比べてまだ非常に不十分だというのは在宅者の関係の施策、これは身障、老人を通じて不十分ではなからうか。これは絶対数も足りません、また中身についても充実していかなければならない問題があるうと考えておりますので、今後は在宅対策ということにも重点を置いて施設支援と有機的な連携を持つような形で、特に在宅に大きな力を注ぎながら均衡ある施設体系をつくってまいりたいと考えております。

○中村(正男)委員 それぞれについてお答えがあったのですが、例えば身体障害者の施設、とりわけ精神薄弱者の収容施設といったことについては、今私の知っているところでは一部屋に六人収容されている、こういう事例を聞いているわけなんです。担当されておられる医者さんなんかの意見を聞きますと、それを半分に減らせば十分治療が可能あるいは治療の速度が非常に加速される、こういうことを常々おっしゃっておられるわけですね。したがって、私は日本の水準はまだまだそんな威張れた水準ではないと思います。

そこで、そういう一定の水準に達していない場合には、この種の補助率はいわゆる社会保障分野の補助率に準ずるべきではないか。それを何でもかんでも国と地方の相互の責任だからということではばつさり二分の一にしてしまうのは、これは低い水準のまま、さらに低くなっていくといえますか改善されないというふうに私は思うのですが、なぜ社会保障の分野の補助率に準じた扱いがされないのか、この辺も一度お尋ねをしたいと思います。

○小島政府委員 福祉関係の補助率も、従前は、先生御指摘のように所得保障などと申しますが、そういうものである生活保護と歩みを一にしてきたことは事実でございます。

今回臨調の御審議、さらには補助金問題検討会の御審議を踏まえまして、やはり生活保護とその他の社会福祉と少し性格を異にするんじゃないか。基本的には、社会福祉関係は国と地方公共団体が財政的には半々の責任を持つというふうな形で運営されてしかるべきものではなからうか。また、その実施のやり方につきましても、従前のように地方公共団体がいわば国の手足のごとき形で実施する機関委任事務ではなくて、地方公共団体が主体性を持つような形で、もっと責任を持つ形で実施するのが適当であらうという考えが示されました。

したがって、これを受けましていわゆる機関委任事務の関係の整備法の中で、社会福祉関係の施設支援を中心といたします福祉の措置は、従来の国の機関委任事務から地方公共団体の団体委任事務というふうな形で整理をいたしまして、それを見ながら、それとの関連において補助率につままして、先ほど申し上げましたように二分の一補助と二分の一負担という形の体系をつくることにして御提案申し上げているところでございます。

○中村(正男)委員 私は、やはり水準という面からすると、この二分の一というのは釈然としなない。何でもかんでもばつさり、双方の責任なんだから、事務事業の見直しをやったんだからこれはもう二分の一でいいんだ、こういうことについては納得し得ないというのを申し上げておきたいと思うのです。

こういう形でどんどん進められていきますと、現実には、自治体側で起こり得る行政の需要、福祉の需要というのは決して少なくなっていくかない、むしろこれから高齢化社会等進んでいく中で一層需要が増大していくと私は思うのですが、基本的にはこの税の再配分の構造も変更があるようにも思いませんし、あるいはまた交付税の三二%もそのまま据え置いたまま、とりあえず補助率を引き下げた分はトータル的にはつじつまを合わせたということになっていきますけれども、現実の面で、自治体ごとの社会福祉サービス、これが今日現在でもかなり格差はあるんじゃないか。個々それぞれ具体的なケースを挙げて申し上げることができませんけれども、実態として厚生省は、この社会福祉サービスの自治体ごとの格差をどういうふうに見受けとめておられますか。

○小島政府委員 社会福祉関係につきましても、自治体がそれぞれ単独事業というふうな形で、今までいろいろな国の施策に上積みというふうな形のものであったり国の施策とはまた別個の施策として実施されている実態があるのは、先生御指摘のとおりでございます。

それに対する国の考え方といたしましては、やはり全国同一の福祉水準といえますか、基本的には一定の福祉水準を保つためにはこれだけではぜひ実施していただきたいというものにつつままして

は、法律で機関委任事務とするなり地方公共団体に
に対する団体委任事務とするなり、そういうよう
な形で、全国的な福祉レベルの維持という見地か
ら確保すべき施策については国も責任を持ちなが
ら実施していく必要があるのは当然なことではな
い。

それに加えて、地方公共団体がそれぞれの
地域の特性あるいは事情を反映しながらいろいろ
おやりいただくことにつきましては、これは極めて
結構なことだと考えております。

○中村(正男)委員 私は、実態としてこの社会福
祉サービスの格差というのはかなりあると思うわ
けです。現に一生懸命そういうところに力点を
置いて行政を進めてこられた自治体も、今日現在
かなりあると私は思うのです。したがって、そ
の上乗せ福祉といえますかそういうことについ
て、それはむだなことだというふうなお考えに
ひたさないように、むしろ全部そこに合致してい
くような行政指導が本来国のあり方ではないかと
私は思うのです。

今回の補助率の引き下げによる財政的な収支は
確かにトータル的には合算されていますけれども、
今までのずっと続いてきたサービスの格差の
問題、逆に言いますと、そういう努力を一生懸命
やってきた、より福祉を充実というところでやっ
てきた自治体は、全体的な地方財政の硬直化が進
む中で非常に負担がふえていくと私は思うのです。
一方では、この行政に対するニーズから、そうい
ったいわゆる高福祉の自治体に非常に税力の弱
い世帯というものが移動していくことも当然考えら
れると私は思うのです。そうならば余計に、よ
り充実した福祉ということで考えてやってきたこ
の自治体の財政負担、財政事情というものはさら
に厳しくなっていくわけでしょう。そういうこの福
祉の現状水準を落とさないでやっていくこととす
る、そのことに携わって今後の自治体間の財政事
情に格差が相当さらに広がっていくというふうに
私は思うわけなんです。大蔵当局はそういった
ことについてどういうふうな認識をお持ちでしょ

うか。

【委員長退席、笹山委員長代理着席】
○保田政府委員 団体によりまして財政力に非常
に大きな差があるわけでございます。それらにつ
いては、交付税制度あるいはその他の財源調整制
度によって相当程度平均化されておるのだと思
います。

ただし、現実には社会福祉の分野でも、厚
生省が全国的なレベルから考えてこの程度とい
う水準まで非常にきつめなようとしてようやく到
達している団体がある、一方で、さらにそれを非
常に上回る部分があるということもまた事実なの
であります。同じく日本国民でありながら、み
ずから住む地域の団体が異なることによって福祉
のレベルに非常に大きな差があるということにつ
いては、私は、いささかどうかなという気が実は
いたしております。その辺については是正とい
うものはやはり将来とも厚生省当局あるいは自治
省当局ともどもよく勉強していかねければならぬ
問題ではないか、こういうふうな考えておりま
す。

○中村(正男)委員 それぞれのお役所でお考えに
なっていることとは思いますが、現実には私はそ
んなものじゃないと思う。やはり地域で生活をす
る場合、生活環境すべてについてよいところ
に求めていくというのは、これは当然人間生活の
中で第一の基本の問題だと思っております。現に進ん
だ自治体では、産休明けの保育だとかあるいはセ
ロ歳児の保育、こういったことを非常に厳しい財
政事情の中からみずから超過負担をかなり持ちな
がら進めてきた実態がある。これはやはりそうい
う水準は落とすわけにいかぬ。そうすれば、そう
いったところに住民の移動というものが当然起こ
てくると私は思うのです。

そこで次の問題なんです。そういう中で今回
事務事業の見直しが行われた。確かに、措置の要
件あるいは費用の徴収、民間委託等々、自治体の
裁量権そのものは増大はいたしましたけれども、こ
前段申し上げたようなことを想定するならば、こ

れが福祉サービスの充実の方向に行けば言うこと
はないのですが、こういった自主裁量権そのもの
が拡大することによってむしろ現在の福祉水準を
落とさざるを得ない、そこの方に行く危険性が
非常に大きいんじゃないだろうか。検討会の報告
でも、社会福祉の職員の配置基準そのものを
緩和すべきではないか、こういう方向も出てきて
おるわけですから、今回の補助金の補助率引き下
げ、とりわけ福祉に集中してやられてきておる国
の基本的な考え方というのは、福祉にはもうこれ
以上余りお金をつぎ込むことはもったいない、む
だな金になるんじゃないか、こんな思想がどうも
根底にあるように私は思います。そういったこと
を総合的に考えるならば、自由裁量権そのものを
拡大したことが、福祉を充実していく方向よりも
むしろ福祉水準を下げていく、そういう方向に行
く危険性が極めて高い、そう思うのですけれど
も、厚生省、自治省、どのようにお考えになっ
ているのかお聞きをしたいと思っております。

○小島政府委員 今回の団体委任事務化にいたし
ましても、国はそれにあわせて補助率原則十
分の八から二分の一にいたしました。それと同
時に地方のそれによる負担増分については、先生
御承知のとおり、地方財政計画によります必要
措置もとられておるわけでございます。したが
って、これによって福祉の水準が低下するとい
う問題は財政面からみればないんじゃないか。

もう一つ、施設の設備、運営の基準は、福祉に
必要な、具体的に入所者の適正な処遇に必要な事
項は、従前どおり基本的に今後とも国が適正に定
めてまいるという考えをしております。また、い
ろいろな措置基準につきましても国が基本的な事
項を定め、それぞれの地方公共団体が地域の特性
を反映してある程度バリエーションを持てるよう
な案に持っていくこととございいたします。

で、基準面からみれば低下するという問題はな
いのではないだろうか。

もう一つ、福祉につきましましてはほとんど地方自
治体に定着しておりますし、地域住民の関心も極

めて高い分野でございしますので、そういう環境か
らしましてもこれが低下をするというおそれはな
いものと考えて、団体委任事務化に踏み切ったと
ころでございいたします。

○持永政府委員 基本的にはただいま厚生省の方
から御答弁があったとおりと考えております。老
人ホームなり保育所なりの基本的な運営のあり方
は、国の方で一定の基準をお示しになるわけで
ございいたします。ただ細かいと申しましょうか、具
体的に保育所なり老人ホームをどうやって運営す
るかという点については、地方団体によって若干差
異が出てくるだろうと思っております。しかし、その点
は各地域の住民なりあるいは地方の議会の判断を
待って対応すべき問題であらうというふうに考
えておる次第でございまして、いずれにいたしま
しても地方団体の福祉に対する責務がこれによっ
て変わるという性格でもございませぬし、具体的に
は今厚生省から御答弁があったようなことでござ
いまして、水準が下がるといふような受けとめ方
はしてないところでございいたします。

なお、先ほど御質問がございました地方団体か
らの意見書でございますけれども、調査いたしま
した結果、昭和六十一年度の予算に関連して自治
省の方に届いておりますものが千六百一十一件。御
参考までに、昭和六十一年度の場合には二千二百四
件あったわけでございます。

○中村(正男)委員 時間が来たようでございます
から、なおまだ具体的な点について質問したかつ
たわけですが、一応終わります。最後に総括的
に、私の指摘を申し上げておきたいと思っております。
冒頭申し上げたように、今回の措置というの
は、やはりどう言おうとこれはもう国の財政再建
が既に破綻をした、その中で、辛うじて何とか財
政事情を軽くするために無理やりやられた施策
だというふうに私は思うわけです。したがって、
この状況で三年限りというわけにはいかないんじ
やないか、そういうふうに見ている人はほとんど
いないんじゃないか。このままではさらにこの補
助率が切り下げられる、地方の負担が増大するこ

とは必至だというふうに私は思います。したがって、基本的には国の財政政策そのものを根本的に改めていく、もうこうした緊縮型の財政政策では勢い福祉のところだけが集中的にやられてしまふ、これに尽きると思います。したがって、ぜひ財政政策の基本的な転換をやらねばならないことは解決し得ない問題だということを私は指摘をいたしまして、その点について大臣のお答えをいただいで終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 具体的な問題についてそれぞれ御指摘をいただき、私も勉強になりました。が、財政政策そのものにつきましては、今日いわゆる臨調路線、そういういわば枠の中で、それを政府の方針として行ってきたところ、こういうことである。これにわかな転換というのは、よほど容易なことではないと私も思っております。やはり後世の負担等を考えてみますときに、社会保障に限らずすべての施策に、それこそ負担するも国民、また受益者も国民でありますので、その合意が那邊にあるかを見定めながら、今後とも財政政策をそれぞれの政策に対応して運営していかなければならないではないか、このように考えておるところであります。

○中村(正男)委員 終わります。

○笹山委員長代理 伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 実は、補助金の問題とは直接関係のない問題から入らせていただくのですが、三月二十五日付の毎日新聞の記事で、東海地震の問題が非常に詳しく報道されております。これを一読しますと、東海地震の発生が非常に近い、その前兆現象が既に起こっておりまして、これに対する予知連絡会ももちろん持たれるわけですが、茂木教授の見解が報道されているわけでは、「二つの大地震との類似性からみて、十分注意する必要がある」、このように指摘をされて、これの対策を怠らないようにやらなければいかぬ、こういう指摘になっているわけです。そうして、たしか今月の二日から東京で地震学会が開かれました、そこで權威の茂木教授の方からも東海大地震

問題について発表がある、このようにこの記事は言っているわけですが、私の理解でよろしゅうございいますか。

○津村説明員 先生御指摘の茂木先生の学説は、地震予知の上で貴重な御意見であると私も承っております。

東海地域につきましては、以前からいわゆる東海地震と呼ばれる大規模地震がいつ起こってもおかしくないと考えられておりまして、既に気象庁を中心とした常時監視の体制が続けられているわけでございます。東海地域につきましては、全国的な地震観測データに加えまして、埋め込み式体積ひずみ計や御前崎沖の海底地震計による観測データ、さらに大学及び関係機関による地震地震変動や地下水についての観測データなど多数のデータを気象庁に伝送いたしまして、二十四時間の常時監視を行っているところでございます。また、気象庁に集中的に伝送されておりますこれらのデータを瞬時に総合的に処理する地震活動等総合監視システムの整備を昭和六十年度から二年計画で進めているところでございまして、本システムの整備によりまして東海地震の短期直前予知のための監視強化がさらに図られるものと考えているわけでございます。

今後とも、大学等と協力いたしまして東海地域の地震活動の監視に遺漏のないように努めてまいりたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 新聞記事で、茂木教授がこのように非常に確信を持って前兆現象が起こっている。恐らく東海大地震が起これば、東京を含めまして首都圏全体が大きな影響を受けると思っている。そういう重大な問題についてこういう見解が出される。しかもそれは確信を持って言われている。その資料が集まってくるというのは、予知観測ネットワークが張られているから言えるのか。学者先生といえますのはそれ以外にまたいろいろな発表をするための要素というものが多く加わっていて、言われているのか。私はこの予知観測網のデータ収集ですか、これが非常に大きなウェイト

を占めてこういう発言になっているのだらうと思っているのですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○津村説明員 茂木先生の御発表は、主として気象庁の地震観測データに基づいて解析されたものでございまして、茂木先生の御発表は長期的な中期の予知と言われる分野でございまして、長期的には東海地震というのはいつ起こってもおかしくないということが前から申されておりました。現在私どもが取り組んでおりますのは短期直前の予知でございます。短期直前予知はやはり観測データが集中されて監視されているということが一番大事でございますので、その強化に努めているところでございます。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、東海大地震を想定して張られています予知観測網といえますのは、おたくからいただいた資料がございましてけれども、東は房総半島、銚子から西は知多半島、これに至る沿岸をずっと張りめぐらしているわけですね。そういうことだと思っております。それによるデータ収集が基礎になって短期の予知、予測ですか、そういうものをすると思っております。これに対してどれくらいのお金がかかっているのですか。アバウトでも結構です。

○高多説明員 地震の予知研究につきましては、政府といたしまして地震予知推進本部を設けておるわけでございますが、推進本部として六十一年度予算の地震予知関係の総額は約五十三億でございます。地域別に予算を立てているわけではございませんので、東海地震のために幾らかということは正確には計上できないわけでございますけれども、大体そのうちの四割ぐらいが南関東の東海地域のための体制の整備等に使われているのではないかと考えております。

○伊藤(忠)委員 これは何年ぐらいかかって今日のネットワークが完成したわけですか。

○津村説明員 東海地震に関して特に社会的関心が強まりましたのは昭和五十一年でございまして、それ以来約十年、それ以前からも東海地域に

ついては他の地域に比べて観測が強化されておりましたが、特に強化されてまいりましたのは約十年ぐらいいでございまして。

○伊藤(忠)委員 例えば、予知観測網の建設は当然ですが、運用の問題、これはかなり分業体制になっていると思うのです。この予知観測網を非常に駆使をして、一元的に情報を伝達しているためにどの省庁がかかわってやっているのか、ひとつそれを聞かしていただき。

○津村説明員 現在、東海監視にしまして気象庁に直接テレメーターで各種データを送っておられる関係機関は、気象庁以外には、国立大学でございます。それから建設省の国土地理院、通産省の地質調査所、科学技術庁の国立防災科学技術センター、そういう機関からデータを直接テレメーターで送っていただいております。

○伊藤(忠)委員 今もお聞きしまして、これだけ多くの省庁、しかも大学を含めているわけですね。私もこの問題には関心を持っているわけですが、大学の果たしている役割というの結構大きいわけですね。

そうすると、地震に関する情報をとにかく日ごろから絶えず恒常的に集めていまして、しかも分析は相当正確でなければいけない。でないと、予知連絡会議を開いて、とりわけ学者先生方を交えて、国家的な防災対策を立てる一番の基礎データでありますから非常に重要だと思っております。だから、これだけの関係省庁がそれぞれ役割分担、分業体制で、これを一つにまとめて誤りなくやっていくというのは非常に神わざ的だ、そういうふうには私は感じるわけですが、その辺は問題はないでしょうか。一番心配しておりますが、どうでしょう。

○津村説明員 地震予知というのは、現在まだ学問的に非常に難しい面もございまして、ですからこれは現在、判定を含めて、完全に業務化するというところまではまいておりません。ですから、判定の部分は、地震防災対策強化地域判定会というものが気象庁に置かれておりまして、在京の地

震の専門家六名の方にいざという場合には気象庁にお集まりいただきまして、観測データを予知に検討して判定を下していただくという体制になっております。

○伊藤(忠)委員 大規模地震対策特別措置法というのがありますが、これは東海大地震を予期して、そこに重点を置いてつくられたものですか。

○定道説明員 直前予知が可能になった地震を前提にして、大規模地震対策特別措置法ができております。現在東海地震が直前予知が可能になっておりますので、それが現在の強化地域の対象になっております。

○伊藤(忠)委員 この特別措置法に基づいて防災対策を強化されているわけですが、これを取り仕切っている主務官庁はどこになりますか。

○定道説明員 全体の総合調整を取り仕切っておりますのは国土庁でございます。

○伊藤(忠)委員 それに伴う予算の関係は、まとめて最終的には大蔵省の方で調整されるのでしょうかけれども、この部分も含めておたくがやられているわけですか。

○定道説明員 現在、先生が御指摘の特に地震予知関係につきましては、気象庁が直前予知の可能性を体制をとっておるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 予知観測体制に関する限りは気象庁が責任を持ってやられている。東海大地震対策のネットワークとしては、このパンフレットに出ていますようなところに今張られていて、大体これで予知の観測はまず大丈夫、このように判断をされているわけですか。

○津村説明員 さよう考えております。

○伊藤(忠)委員 そうすると、茂木教授が前兆現象について指摘をされておりますように、今のネットワークが張られていて、その資料に基づいて最終的な予知をやられる。いろいろな手続を踏みまして、この予知体制でいきますと、たしか三時間ぐらいで内閣総理大臣が警戒宣言を出す、そういうスピードで万全が期せる、こういう判断ですか。

○津村説明員 さようでございます。

○伊藤(忠)委員 そうすると、この東海地震が起って影響を受ける、とりわけ大東京の場合、住民の皆さんは、今の体制に乗っかっておれば三時間前には警戒宣言が出まして防災体制に入るということであらうと、御心配なく、こういうふうにお心してお任せておいていいわけですか。

○定道説明員 大規模地震対策特別措置法に基づきまして内閣総理大臣は警戒宣言を発します。直ちにそれは報道機関を通じて国民に周知することになっておりますし、それから関係の指定公共機関あるいは都道府県知事に対しては国土庁と消防庁が通知いたします。それから、これを受けてまして都道府県知事は市町村長に通知をし、ともに市町村長は住民に広報車、同報無線等で通知する。

私たちは、あらかじめ地震防災強化計画というものをつくっております。これは国はもちろんです、都道府県それから市町村、すべてが、そういう警戒宣言が発せられたときには事前の防災措置をとるといふ体制が整っております。先生御指摘のように、このような体制は、いつ起こっても不思議でないという東海地震に備えて日ごろより防災訓練を実施しております、万全を期しているというところでございます。

○伊藤(忠)委員 東海大地震の予知観測体制あるいは防災体制、二次災害が起らないようにさまざまな体制確立の努力が政府としてもされている。私もその点はそうでなければいけないし、そこまで任せておけと言われれば、これはお任せしましょう、安心してということなんでしょうが、それ以外の、例えば東海大地震に匹敵するといえますか、関東大地震を上回るようなマグニチュードで経験をしておりますのが東南海、南海地震です。ね。紀伊半島、つまり関西、大阪ですね。中

京経済圏、大阪経済圏に影響を及ぼすような大地震が起った場合には、この予知観測ネットワークは機能できない、したいと思ってもそのネットワークが張ってございせんが、そういう場合に

はどうされますか。

○高多説明員 地震予知の観測研究につきましては、先ほど気象庁の方からも御答弁がございましたが、長期的な予知の研究、短期的な予知の研究というふうなことでやっております。予知でございますが、そういう研究の推進体制といたしまして、科学技術庁が本部になっております地震予知推進本部がございまして、それで、政府関係機関とか大学等との連携協力のもとに研究を推進しているわけでございますが、このような観測研究を効果的に進めるために、日本を地域に分けて、地震予知連絡会が二つの観測強化地域と八つの特定観測地域を定めているわけでございます。先ほどの東海地域及び南関東につきましては、特に重点的に地震予知観測研究体制の整備を図るということで観測強化地域というふうになっておりますが、そのほかの地域につきましてもそういう体制を拡充強化すべしという所で指定されているわけでございます。先生から先ほど御指摘がございました、た名古屋、京都、大阪、神戸地区というのがございまして、こういう地域についても研究を進めているということになっております。

○伊藤(忠)委員 具体的なネットワークの建設計画はあるのですか。

○津村説明員 東南海地震あるいは南海地震が発生いたしました地域につきましては、昭和十九年と二十一年に現在の東海地震に匹敵する大きな地震が起っております。この地域では大体百年に一回の周期で発生しておりますので、当面東海地震のような差し迫った危険性は少ないわけでございますけれども、全国基本観測あるいはそれぞ

れの地域の観測が地震予知計画に沿って進められております。ですから、そういうレベルで地震予知に対する研究観測が進められているということでございます。

いるから大変だ。ほかの地域はまだそういうふうな前兆現象がないし、地震の周期で、一周期が大体六十年から八十年、関東大地震が起ってから八十年近いのですか、何かそんな格好で、だからまだ先のことなんだから、それに対するネットワークを建設していく必要は否定できないけれども、必要があるとは思わけれども、それはまだ先のことなんだから、当面この東海大地震対策に重点を置いておるんだ、ほかの地域は御心配なく、こういうことなんです。

○津村説明員 基本的に、地震予知計画は文部省に置かれております測地学審議会が建議という形で提案、計画をまとめて、それに沿って推進されているわけでございます。それぞれ地域の特性に応じた観測体制を張っているというところは事実でございます。ですから、当面発生しない地域につきましても平常どういふことが起こっているかというところは、地震が近づいた場合にそれとどう変わってくるかというところを知らず非常重要なことでございまして、基本的な観測は十分続いているつもりでございます。

○伊藤(忠)委員 結局こういうことじゃないですか。東海大地震が近々起こるということは警戒を保持しなければいけません、体制も強めなければいけません、ほかのところは当面心配がないというふうにおっしゃっているわけですが、私も東南海と南海地震は経験してございますけれども、事前にそんな微震があったり前兆現象で小さな地震がどつとありながらどつと大いなるやが来たという記憶はないのです。あの地震というのは、ある日突然どおんと来まして大変な被害を受けているのです。これは歴史的には一千名を超える死者な

んだというふうに計算どおりには思い切れぬでしょう。一つの筋があつて、特定の地域は距離が離れていても非常に被害が大きかったという場合があるんじゃないですか。そういう点を考えますと、やはり私が言つておきますように、どちらで起こつても震度五くらいの影響は受けるんだという地域の対策というのは怠りなくやらなければいけません。そのために予知観測ネットというのは極めて重要な事です。

ですから、そのことの必要性というのをわかつておみえになれば、当然ネットワークを広げていく。予知観測網というのは何も知多半島でとめなければいけませんという理由はないと思うのです。そうでしょう。もちろん気象庁の拠点は張られていますが、私も知っています。最低限度張られておられますけれども、東海大地震を想定したようなネットは張られてないわけですよ。だから、それをこれから順次広げていくということがあつてもいいじゃないですか。そのことを聞いています。その、どうですか。やる気は全然ありません、それはこの知多半島のネットでいいのです、十分ですという事なんですか。

○津村説明員 お手元のパンフレットにあります観測体制というのは、東海地震の常時監視のため観測網を示したものでございまして、観測点はそのほか全国的に多数ございます。気象庁の場合は、地震観測に關しましてはいつ地震が発生しても直ちに掌握できるように体制にございまして、そういう点で、全国的にある規模以上の地震については常時見張つてゐる状態にございまして、それから、先ほど申しましたが、研究レベルではございますが、各大学等あるいは関係機関におかれまして各地に地震、地震変動、地下水等各種の観測点を持つておられます。そういうものに異状が認められました場合には、いわゆる予知連絡会に情報が報告されまして、そこで検討されることになっております。

ですから、東海地域だけが予知体制ができていて、その他は全くゼロということではもちろんございませぬ。それなりに努力していると私もは考えております。

○伊藤(忠)委員 時間の関係もありますからこの問題だけというわけにいきませんので、最後にお聞きしますけれども、そうはいきまして、こういう万全のネットを張るために十年間かかっているわけでしょう。ほかの地域はそういう体制になつていないわけですよ。本格的に張つていこうと思つたら相当な年月がかかると思つたのです。財政措置も必要だと思つたのです。その体制をつくるためには相当時間がかかるわけですから、東海大地震に続いて次の大地震に備えるというのだったから、いつ起こるかかわからないものなんです。けれども、おたくの主張どおりにいくとしても、今からそういう積極的な姿勢がなければいかぬと思つたのです。その点はいいのでしよう、考え方はあるのです。

○高多説明員 先ほどから申し上げているように、強化観測地域と特別観測地域というものを設けて、それなりの重要性に基づきました観測体制でやつておるわけにございまして、その体制の中で前兆現象らしいものが出てくるというようになことがありましたら、急遽そういう体制をしいていくということでは現在も努めてゐるということにございまして。

○伊藤(忠)委員 今の御答弁を聞きまして、起つてから後追ひという格好では間に合はぬわけですよ。だから事前にどう体制を組むかというところでこのネットワークというのは機能しているわけですから、その視点を外した議論というのはどうしたつてすれ違ふと思つたのです。いずれにしても、万全の体制を関係省庁に強く要請申し上げたいと思つた。

次の問題に移ります。地対法絡みの補助金については、保田次長の方も答弁をなさつておられて、ほかの補助金は削つてきたけれども、この地対法関連事業に対する補助金というのはその範圍外に置いてきたというように理解を私はしてゐたわけでありまして。もち

ろん生活保護の場合は十分の八を十分の七にすつと削り込んでゐるわけですが、この部分の補助金の引き下げというのは与える影響が極めて大きいと思つております。

それはどういふ観点からかと思つたので、つまり生活保護の受給対象者の比率が同和地域の皆さんは非常に多いわけですよ。なぜそうなつてゐるのかという事は、これは歴史的に見まして、ずっと差別の中で生活が非常に厳しい状態に置かれてゐる。だから生活保護に言ふならば協力求めながら日々の生活を送つていかざるを得ない。これはもう本人たちの意思とは無関係にそういう生活条件にあるということを物語つてゐると思つたわけですよ。一般の皆さんと比べて対象者が非常に多いという事は、そういう同和地域の皆さんにとつてみれば、これは好むと好まざるにかかわらずそういう生活実態を余儀なくされてゐる。そういう意味ではこれはもう二重の差別なんだ、この生活保護の削減というものは二重の差別なんだ、このように考へてゐるわけですよ、私たちもそう思つてゐます。

だから施策としては、生活保護の場合には、法律を見ましても、これは憲法の基本的な考え方を受けまして政府としてもこれだけは国がやるという事で、歴史的にも一番早い段階から出されて今日まで来られてゐるわけですが、しかし、全体の財政事情が厳しいからという事でこの部分に対しては補助率が引き下げられていくという事では、いかんせん、言うならば国が誇る社会保障の一番の根幹であつた施策まで捨てていかなきゃいかぬということ、なかなかこれは納得というのです。ですから、もちろんこれは自治体が負担すると言つてしまえば終わりなんです、ツケは結局それによつて生活をしてゐる皆さんに回つたような格好ですから、だからここに對しては慎重でなければいかぬ、私はこう思つてゐるわけですよ。そういう観点で、同和地域の皆さんも非常に厳しく受けとめてゐるわけですよ、私自身もそのように考へますから、この辺の問題意識をしつかり

持つて——いろいろ見直したとか何とか言われてゐますね。次長の話によりますと、永遠の課題だ、ばあと言ひ切られましたが、永遠の課題、永遠の課題だからやめていって、みんなすばいんだ、それはならぬと思つたのです。ですから、その辺の施策の重要性、これの持つ意味、歴史的な経過、そういうものを踏まえてこれは慎重に對処しなければいかぬのじゃないか、私はこのように考へてゐるわけですが、大臣いかがでございませう。

○竹下國務大臣 非常に現実的な問題としてお受けとめになつておるといふふうに私も理解していただきましたが、政策選択の際、問題意識としてどのようにそれを踏まえていくかということになりますと、直ちに私から今お答へするだけの用意がございませぬ。

○伊藤(忠)委員 いずれ最後の方でまた大臣にもお伺ひしたいと思つておるわけですが、地対法関連の補助の關係なんですけれども、国の段階で削られてくる分を県が負担をするという点では、これはもう全国自治体どこでも事情は一緒だろうと思つたのです。それで、地対法の関連で私は例を二、三申し上げたいと思つたのですけれども、これが今回の削減の対象になつてゐるのいかんにかかわらず、これまで国としても積極的な姿勢に基づいてゐるんな事をやられてきた。現地にいきますとそれが実つてゐると思つた。例えば、教育の集会所の整備とかそういう箱物はできてゐまして、しかもそこにはいろいろな教育の器材なんか入つてゐるわけですが、残念なことには、小さいところへ行きますと、それを運営をする、その施設を管理する人が配置をされてゐないわけなんです。そうすると、箱は立派にできましたけれどもそれを運営する管理監督の要員がないものですから、今社会一般に言われておりますようなカルチャーセンターというような格好で、自主的にみんなが集まつて自主管理をやつていこうというのができれば理想的なんではいふけれども、それはやっぱり生

活実態と直結をしております。なかなかそういう暇人はいない、だれかが管理してほしいと思うけれどもそういう人員配置がないのですから、結局かぎをかけたままその立派な箱物は眠っている、機能してないということじゃ、これは目的からいっても非常に問題があるんじゃないだろうか、このように私は思っているのです。どうして人がいないんだらうと聞きますと、なかなか予算が厳しくて思うように人の配置がされない。やると言うんだつたら県段階でやらなきゃいかぬ、県にも予算がないからいつも交渉の議題に上ってしまふ、それでわんわんやるんだというようなことで、仏つくつて現が入らないということを一歩も出していないケースが非常に多く見受けられるわけです。

こういう点を考えますと、同和对策事業についてはまだまだそういうソフトの面というのが非常に不足をしております。残事業そのものも相当持つております。今日まで関係省庁でも抽象的な金額が明らかにされておりました、聞くところによると全体では五千七百十六億程度ですか、厚生省の管轄の事業だけで八百十六億ですか、こういうことを私は数字で聞いているわけですが、それくらいの残事業があるということについては間違いないわけですね。お聞きしたいですが、厚生省どうですか。

○小島政府委員 地域改善事業といたしまして、環境整備等を中心に厚生省もいろいろ担当してまいっております。現在、法施行後新たに追加的な地区指定と申しますか、地域として認定いたしました新に出でた事業量を含めまして、残事業というものが六十二年以降約八百億程度にならうかと考えております。

○伊藤(忠)委員 これは全体としてはどんなものなんですか。厚生省だけしかわからないのですから。

○熊代説明員 お答えいたします。法の有効期限も約一年残しておりますので、現段階で確たることは全体としても申し上げられない

いことは御了承承いたしたいと思っておりますが、まず第一点といたしまして、地対法制定時に予定いたしました事業につきまして、一部の事業を除きまして法期限内に大部分が実施済みとなっております。地対法制定時予定した事業のほかに、その後新規に加わった事業を加えますと、建設省が約三千三百億、それから厚生省は、たゞいまお答えがございましたが、約八百億、農林水産省が約五百八十億、文部省が約十七億、自治省が約十五億というふうな各事業所管庁では把握しております。これらにつきましては、各事業所管庁で今後十分精査をされるというふうに承知いたしております。

(笹山委員長代理退席、委員長着席)

○伊藤(忠)委員 総務庁の方から今関係省庁の残事業の総額ですか、御答弁をいただいたわけですが、厚生省の管轄の具体的な内容というのはおわかりですか。ここでわからなければ別途資料をいただきたいと思うのです。

○小島政府委員 大きなものは地区道路でございます。その他橋梁、排水、簡易水道等々がございます。

○伊藤(忠)委員 今説明のあったことを中心にして、具体的な内容をひとつ資料でいただけますか。

○小島政府委員 現在各関係地方公共団体へ上がつてきたものを総計した額が八百億ということでございます。今後その内容は精査しなければならぬ性質のものでございますが、それぞれ事業別に取組みとめた数字をお出しできると考えております。

○伊藤(忠)委員 ひとつ資料の方をよろしくお願いを申し上げます。

いずれにしても、これは所管が総務庁なんですから、地対法のリミットまでの間にそれを完成をさせていくのですか。それができなければさらに継続をして取り組んでいくという課題になるわけですね。そういう考え方で理解していいです

か。

○熊代説明員 先ほど申し上げましたが、現在まだ約一年弱ございますので、これらの事業の取り扱いにつきましては、現時点においては現行地域改善対策特別措置法の有効期限内に所期の成果を上げる、それがまず先決であるということでございます。

その後残ります事業、確かにあり得るわけでございます。それをどうするかということでございます。真に必要である事業は必ず実施するというのが基本的な精神ではないかというふうに考えておりますが、いかなる方法でそれを実施するかというところは現在検討中でございます。地域改善対策協議会におきましても基本問題検討部会を現在設置していただいております。同和对策の適正化対策とともに今後の課題等についても十分御検討いただけるのではないかとこのように期待しているところでございます。

○伊藤(忠)委員 いかなる方法でやるかというのはともかくとして、必要なものは引き続きやっていかなければいかぬ、こういうことなんですね。そうすると、必要なものやっていくというのとになれば、それは法律に基づいてやらなければ、勝手にやれないと思うのです。その点どうですか。

○熊代説明員 真に必要なものはやっていくということが基本的な精神ではないかと申し上げたわけでございますが、現行の法律がございまして、それに対して補助率のかさ上げ等を行って、それが地対法でございまして、現行法の体系でやるのか、従来の方針でやるのか、あるいは新しい方針が打ち出されるのか、そういうことを含めて検討中ということでございます。

○伊藤(忠)委員 ですから、どういう法律でやるかというのは、今おっしゃられたようにまたその何らかの法的措置をとってやっていかないとできないわけですから、そうなんでしょうとお聞きしているわけですか。

○熊代説明員 ただいまお答えしたとおりでございますが、何らかの法的措置と申しまして、現行の地対法以外に関連の法律がございまして、現行施策の中で法律が整っているということでございまして、地対法はそれに対する特別措置を定めているということでございますので、極論すれば、現行の他の法律でやるというののも一つの方法でございます。それから現在の地対法のような特別の法的措置をつくるというののも一つの方法でございます。したがって、それらの方法を含めましてどうするか、そういうことを検討して決めてまいりたい、こういう趣旨でございます。

○伊藤(忠)委員 私は細かい技術論を聞いているわけじゃなくて、そういう何らかの法的措置でもってやらなければいかぬけれども、その検討される基本的な立場というのは、歴史的に見ましても同対審答申から始まっているわけですから、そういう考え方に立って検討される、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○熊代説明員 検討いたします基本的な立場は、いかなる措置が同和对題の解決のために最も適当であるか、そういう観点だというふうに考えております。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても残事業があつて、現行法下の期限内ではその残事業が完了できないということになれば、引き続きそれを何らかの法的な措置でやっていかなければいかぬ。その場合にいろいろな検討がされるでしょうけれども、しかし、その立場というのは、やはり同対審の考え方に立ってやっていただきたい、このように強く求めたいと思っております。

国民健康保険団体連合会ですか、この問題にかかわりまして質問をさせていただきますけれども、この連合会のやっております仕事というのは、保険者から委任をされた仕事をやっているわけですから非常に重要な仕事だと思っております。ですから、連合会に對しまして交付金ですか毎年出

○近藤説明員 お答え申し上げます。

○伊藤(忠)委員 補助金をもらった団体連合会の

○伊藤(忠)委員　この補助金というのは、団体連

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、国民健康

国保連の業務と申しますのはますます重要にな

○伊藤(忠)委員　わかりました。職場の方でもそ

っています。ですから、厚生省のそういう今の発

○近藤説明員 先ほど御指摘の支払基金でござい

りも存続するということになるわけだ。ござい

があるわけでございますので、その限りにおきま

○伊藤(忠)委員　よくわかりました。言われてい

○近藤説明員 現在、支払基金と国保連の両方に

○伊藤(忠)委員　とにかくそういうことで、

補助金の見直しと今後の対処方針ですが、将来

つて来るところ、財政が厳しくて、財政再建の計

画路線の問題とは不離不可分の問題だ、私はこう考えるのですが、次長の御発言を聞いていますと、何かそれがそういうふうなセットで、財政再建ができれば補助金の問題は片がついたんですよという問題ではない、補助金は補助金のあり方として、財政再建のいかにかわらず、永遠の課題としてこれは追求していくんだ、このようにお考えなんですか。その辺はどうでしょう。

○保田政府委員 今回の補助金の一括引き下げを含みます補助金の総合的見直しはきつかけは、先ずまことに御指摘のとおり、現在の非常に危機的な財政状況がそのきつかけをなした、このことは我々も否定するものではありませんし、検討会の報告にもそのことは書いてございます。

と同時に、その検討会の報告の冒頭の部分であったと思いますが、そこに書いてございますように、補助金というものは、国の施策を全国レベルで一定の水準に維持する、さらには特定の行政目的を奨励、助長するための非常に大きな政策的手段として意味のあるものである。そういうことではございませうけれども、一方では、従来からいろいろな意味での批判がございします。既得権化することか、それから地方の自主性を損なうとかそういう指摘がございします。そういうものは是正という意味では、今回の補助金の総合的な見直しをもって補助金の整理合理化あるいは効率化といったものが終わったということではなくて、さらに今後ともそういう方向で補助金の整理合理化は進めていかなければならない、そういうことを申し上げておるわけでありませう。

○伊藤(忠)委員 これは当面のいわゆる特例措置というふうに名称がなっているごとく、やはり私たちはそういう受けとめ方だと思ふのです。おっしゃるような本当に総合的、体系的に手をつけていくその出発点が既に一昨年であつたし、昨年から始まっているということになるのだつたら、このことは今回の法案審議に際しても、大蔵当局として大方針はこうなので、少なくとも中期的に整理統合なりあるいは自治体との分担の問題にして

もこのようにやっていくという、言うなれば将来展望をずっと持っていくような中期展望の具体的な中身というのが出なければ、どうも私は審議しておつても、当面これで行つてというふうな格好で、それじゃけしからぬとかけしかるとかいう議論にどうしたつてなるのじゃないかと思うのです。

一方、受けて立つような立場に立っています自治体にしてみれば、いろいろな事業をやつてきて、重要な事業というのはやはりどうしても補助金と絡んできたと思うんですね。そのところが、国はあなたがたがおっしゃるような格好で来ているのだからけれども、自治体の方にしてみればそういう立場でどこまで地方議会でも議論がされているんでしょかと、私は随分疑問に思つておりますよ。ですから賛成反対という、ちよつと言葉は過ぎるかもしれませんが、そんな短絡的なことになつていったとしたら、これは中央と自治体との関係でよくよくする、そのことで問題が起るということでは、これは補助金制度の根本的な見直しにからかれています大蔵省の立場としてもやはり意が満ちないのじゃないかと私は思ふんですよ。

ですから、そうだとするならば、やはりもっときちつとしたものを出されて、こうなんだから向こう三年間このようにしたい、さらにその次はここのようにやつていきたい、その上で皆さんどうでしょうとかというふうな問題提起があつてもいいように私は思ふのでございませう、その点はどうでしょう。

○竹下国務大臣 いささか政治課題でございませうが、これは私見を申し上げると大変失礼な話ですが、本来は、国の財政というものは基本的に国の外交、防衛、治安、教育というふうなことであつて、身近な問題は地方団体でそれぞれ分担されるというのが、本当は地方自治のあり方からすれば望ましい姿であるとかねがね私は考えております。

しかしながら、三千三百二十四でございませう

かの各都道府県、市区町村の税源がばらばらでありますから、どうしても国で調整する措置をとらなければいかぬというのがかつての平衡交付金制度であり、今の交付税であろうというふうな考えをしております。したがって、そういう夢のような話といひますか大方針は別といたしまして、現状から見ますと、まずは車の両輪である。そこで今おっしゃつた、何よりも大事なことは言つてみれば国と地方との信頼関係だ、その信頼関係が、やはり私ども国会でも追及を受け、反省したのが昨年の法律審議の際ではなかつたか。まあ言つてみれば、間に合わないでアバウト一律で、とにかく一年限りで、その間に何とか勉強しますからという性質の法律を提出をして御議論をいただいた。したがって、その信頼感をどうしてもつないでいくためにはというので、今度は閣僚会議のもとに検討会を設けて、村長さんも市長さんも知事さんもお入りつてもらつてというところで、幾らかでも信頼感というものを回復していこうという考え方に立つて行つてきたわけでありませう。

したがって、今度の検討会等の報告書を読んでみますと、確かに身近なものは地方でやつて、そして基本的には半々で、しかし、より国にその責任の度合いの強いものは三分の二で、あるいはより少ないものは三分の一でとかいうような感じ、ある程度コンセンサスができた。ところが社会保障の、なかなか生活保護に對してだけはコンセンサスがでなかつたから両論併記をいたした。

そういうことでございませうから、私も率直に申しまして、ある程度コンセンサスがいたしたものだと思ふ、最初は、せめて財政再建期間中というので五年間お願いしようかなと思ひました。しかし一方、考えてみますと、税制の抜本策の審議が今行われておる。そうしますと、いわば国税、地方税のあり方というふうなものでも変化が全くないとは言えない。そうすると、答申がここの秋までにいたしてから、仮にいろいろな税制が六十二年から稼働いたしますと、中には十月実

施とかいろいろなものが出てくるかもしれない。そうすると、六十三年ということになれば、それから平年度化するというのが一つの考え方。それからもう一つは、やはり生活保護は両論併記だったから可能な限り詰めた議論を引き續けていかなければならぬ、こういう考え方三年、こういうことにしたわけですから、三年が理論的に、かくも正しいものはないというふうな気持ちでは、率直に言つて私もございませう。この辺が適当であらうというまことに政策判断としてそうしたというだけのことでありませう。

したがって、将来の税源配分をどうやたら一番いいかということは、やはり毎年毎年の議論の中で進んでいくべき課題であつて、その都度都度の財政事情等を考慮しながらやつていかなければならぬから、あらかじめ定量的な一つの青写真をお示しするというのは、実際問題やってみると大変難しい話でございませう。最初私が言つたように、外交、防衛は国で、あとは地方で、こういうようなところまで描けばなおのこと税源配分のア・バランス等からして大変なことではございませう。したがって、今おっしゃる通りに、地方と中期的な計画をいろいろ立てていかなければならぬわけですから、可能な限り安定したものにするという基本的考えは私も賛成でありますし、そうした努力は今後も積み重ねていかなければならぬ政策課題であるというふうに思つております。

○伊藤(忠)委員 もう最後にしたいと思ふのですけれども、大臣から見解をお伺いしております。私思ふのですけれども、結局夢のような話、確かにそうだと思うのです。どこで線を引くかとかどうあるべきかと描いてみたつて、政治は動いておりますし、毎年毎年の予算を組まなければいかぬ、なかなかそうはいかぬと思ふのです。大きなチャンスといひますと、今もお話がございましたように財政再建、そのために六十五年脱出ということで税制の抜本的な改正に取り組まれますと政府は言われているわけですから、そのときの税源配

分の問題なり税の分担のあり方なりの検討を離れてはこの補助金問題はなかなかメスが入らないと思うのです。これは与野党それぞれの立場での意見の濃淡はあります、違いもありますけれども、言うならば非常に国家的な一つのチャンスに、ときに抜本的なものをひとつとついでと出せば、それです。また一定期間は、言うならば自治体は自治体で、そのようになつたんだから我々もこのようにやっいていこうという腹構えができるように思うのです。

私、いつも不思議に思いますのは、補助金カッの問題が出ますね。全国の知事の皆さん方も反対だといっているやられますね。議会で議論が半ばしてきまして、案分比例の問題でもそうですが、一転しまして、今度は、早くやってくれという電報が私たちに参ります。一体これはどういふことなのでしょう。そういうふうな考え方、自治体もその場しのぎで金さえ取ればいいんだ、そんなことと思つていないと思つてはくれども、言うならばそういう気持ちで強く受けるわけです。

そんな格好で地方自治体も対処されていくというのでは、今大臣が国と地方が本当にしっかりとセンサスを得ながらと一口に言われまされけれども、克服すべき課題も多いのではないかと。そういうものを整理していく時期が来ているように思いますが、私たちは私たちの考え方がございますけれども、大臣の方もひとつ英断を下していただいて、こういう展望なんだということを早く出していただかないと、その都度その都度の議論になるじゃないか、こういう感を強くしておりますので、時間があつたらもう少しG10の問題も聞きたかったのですが、この辺で質問を終わらせていただきます。

○小泉委員長 午後一時五十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田弘君。

○柴田弘委員 中曽根・レーガン日米首脳会談が行われました。私も、これは新聞、テレビ等で報道される範囲内ではしか理解がないわけでありまされども、大蔵大臣の御理解はいかがですか。

○竹下国務大臣 私、外務省へ入りました公電を讀ましていただいたということ、新聞を讀ましていただいたということ、大蔵省として部内でそれ一つ一つを分析してという状態にはまだございせんが、従来からの経緯を確認され、私に直接関係のある部分においては、今後とも両国が密接な関係をとりながら、いわば世界経済に貢献していくために政策の調和をやっていくというふうなことが基本的に合意された、なお見ますと、前川提言に対する関心が非常に深かったというふうに、まだ今見届けておるといふ程度でございせん。

○柴田弘委員 大蔵大臣のおっしゃるとおりだと思います。

こういつた質問をするのは確かに先走つて酷かもしれませんが、しかしこれはサミットも控え、非常に大事なことです。そして我が国も内需拡大の要請が非常に強いということで、それとの関連において私はいろいろ御質問をしたいと思つておるのですが、やはり私いろいろ考へておりました、相当な重荷を背負わされたのじゃないかなという理解を直観的にしているわけでありま。

つまり、一つは、MOSS協定の個別品目の中に自動車部品を繰り入れるという問題、それからワインですとか半導体ですとかたばこ、これをレーガン大統領から輸入拡大を要請されて、そして一応継続協議ということになったにしまして、やはり総理は輸入拡大ということをきちっと表明されている、こういった一つのミクロの問題。そしてもう一つ、これは大蔵大臣にも大いに

関係があると思ひますが、マクロの経済運営というものは非常に大事である。つまり今、経緯の報告のお話があつたわけでありまされども、一私的諮問機関である経緯の報告というものが、まだ十分国会においても議論されておられません。そういったものをアメリカは非常に評価したということのようでありまされども、やはりこれについてのしっかりと議論もしていかなければならないと思ひます。

それはさておいて、要するに輸出依存型経済から輸入依存型、つまり内需拡大型の経済への転換、つまりマクロで言う経済調整というものが私は非常に大きな課題になつてくるのではないかと、この理解をいたしているわけでありまされども、大臣いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 今御指摘なさいましたように、いわゆるMOSS協定の具体的問題点、まさにミクロの問題につきましまして、今のところ具体的品目においてどういふものがこれから議題にされるかというふうなことにつきましまして、まだ詳しい報告を受けておりません。ただ、いわゆる中期、長期といひますか、長期の関係になりますと、おっしゃいますとおり我が国の経済の構造そのものを変化させていくという方向で、今いみじくもおっしゃいましたこの輸出依存型から内需依存型へ、なお突つ込めば偉大なる輸出国から偉大なる輸入国へ、こんなふうなことであらうと思つております。

それから中期の問題につきましましては、私もきょうちよつと勉強してみましたが、原油価格が二月の終わりまではまだ二十七ドル台でございまして、初めて二十二ドル台の分に到着したというやうな問題、これが大きな影響を及ぼすでございまして、徐々になつていくわけでございますから。さらには、いわゆるドルベースでは「Jカーブ」でまだ輸出がふえておりますが、円ベースないしは数量ベースでは輸出が減つてきておりますし、それからやつと数量ベースで輸入の方がふえてきたというものが、三月末の統計で初めてこの見せ

ていただいたわけでございますけれども、逐次、いわば今まで行つてきた通貨調整と我が国の内需拡大の効果が、ほんの逐次でございましてけれども、あらわれてきておるというふうに見えておるところでございます。

いずれにいたしましても、マクロの経済体質の改善というものは、いずれの日か日本としてくぐつていかなければならない問題が非常に近いところに来たというふうな問題意識は、柴田さんと等しくいたしております。

○柴田弘委員 やはり大蔵大臣と私の考え方というのはそんなに違わないと思ひます。十分御理解いただいております。

これは私、ミクロとマクロという言葉を使つて恐縮であります。この個別品目の問題も大事ですけれども、これも難しい問題であります。だが、このマクロの問題というのは、この間大蔵省が発表いたしました我が国の六十年の貿易黒字、これも五百二十五億八千四百六十六万ドル、最高であつた五十九年度三百五十億六千六百万ドルを五〇%も上回る史上空前の水準にある。しかも、このうち対米黒字といふのは四百三十三億四千八百萬、これもまた史上最高であります。

私はマクロと言ひますが、大蔵大臣は中期とおっしゃる。やはり本当に今後の経済運営あるいは金融政策のとり方が非常に大事になつてくるというところは、これは大蔵大臣もよく御認識をいただ。

そこで、さらにお尋ねしたいわけでありまされども、一つは、先ほど来お話がありました経緯の問題です。これは一私的諮問機関なんですね。これにアメリカは非常に興味を持ったといひますが、理解を示した。しかし中曽根総理は、この具体的な手順という方向といふものはまだ示されなかつた。ところが、きょうの報道を見てまいりますと、要するに計画をつくるために推進本部をもう設置する、こういう報道があつたわけでありまされども、一歩踏み込まれた。果たしてどうかという疑問を私、持つておるのです。

それから二つ目には、今後の経済運営を考へてまいりますと、私はどうしても第三次の公定歩合の引き下げというのは、総合対策の第一番目に挙げられておりますように、いわゆる金融政策の一つの大きなポイントでもあらう、こんなふうな理解をいたしております。

それから三つ目には、公共事業の拡大、追加措置、それにあわせての所得税を中心とする減税、こういったものがきつとくみ合っているかなければ、アメリカ側の言うような要求というものゝの貫徹はできない。しかし、これはまたミクロの問題でも個別的な問題でも、また一つの大きな問題が出てくる、こういうことでもありますね。

概括的に申しましたが、まずこの三点について、大蔵大臣の御理解というのはいかがでありますでしょうか。

○竹下国務大臣 まず第一番に、経研の位置づけということについて御意見を交へての御質問でございますが、おっしゃるとおり、総理大臣の私的諮問機関であることは事実でございます。税制調査会とか財政審とか、そういう法律に基づくものでない。したがって、昨日もちょっと議論がございましたが、例えば税制の問題に触れたとすれば、それはやはり正確に税調に報告して、その中で結論を出していただけるものであらうというふうに考えるわけでございます。

それから、財政政策の問題につきましては、やはりそれらを踏まえて財政審等でも恐らく御議論をいただけることであらうというふうに思っております。

今、それを踏まえての三つの問題でございますが、一つはいわゆる弾力的な金融政策の運営についてでございます。私どものG10の合意と申しますが、いわば日本、西ドイツほどではないにしても、他の先進国もインフレがだんだんに鎮静しておりますので、したがって、そういう環境は整ったということであると私も思っております。ただ、いずれにせよ、公定歩合の操作というのはこれは中央銀行の専権事項であるということで、適

切な判断がなされるものであらうというふうに私どもは期待をしております。恐らく、三月三十一日で連動金利が決まれば、政策金利はこの間の八日に決まったわけでございますから、それらの推移を眺めて適切な判断を行われるであらうというふうな考えでおるわけでありまして。

二番目の税制の問題は、これは六十一年度税制に對して、税制の改革をする場合抜本策の審議中だから根幹には触れない措置をとつてもらうようにという税調の答申をいただいた、先般税法等を通していただいた。一方、幹事長・書記長会議の年末までという問題が残っておりますが、これには最大の協力を申し上げることは事実であります。が、恐らくあの方々も税制調査会の推移を横目で見ながらいろいろな御議論をなさるであらうというふうな感じで受けとめておるところであります。

したがって、いずれにせよこの税制の抜本策につきましては、やはり税制調査会の答申をちょうだいした後、政策選択の課題として上るであらうというふうな思っております。

それからもう一つの、いわゆる公共投資の拡大の問題でございますが、先般の総合経済対策、その決まる日にはちょうど私留守しておりましたけれども、この問題につきましては、いわば戦後最大の前倒し率とでも申しましょうか、なかなかこの問題は、何・何%ということをお示ししてそれが間違つたときにはまた政府の信用にも関します。で、建設省は八〇%やれますとかいろいろな議論があるようではございますが、いずれにせよ、この問題につきましてはこれからいわば戦後最高の率を目指して前倒しをやつていこう。そもそもが

四・三%伸びております上に、御案内のように原材料が皆下がつてまいりますから、私は事業量というものでは相当な期待ができるのではなからうかというふうな考えておるところでございます。

○柴田(弘)委員 一番初めの御答弁、重大な課題である、重大な認識に立つておるといふ答弁と今の三点についての答弁は、これはものすごく僕は矛盾していると思うのです。これは、今までど

おりの答弁の繰返しであります。

日米首脳会議を踏まえて、果たしてアメリカ側からいろいろな点を言われた、それに対して総理は相当な決意を表明された。それに対してアメリカ側もやはり期待がある。そして、マスコミの報道によれば、日米が協力してこのサミットを乗り切つていこう、こういうことですね。これは表面的なものだけであつて中身は何もないじやありませんか。先回は発表されました七項目にわたる第三次の総合経済対策だつて、これはそんなことを申しては恐縮ですが、私は、何も第三次の総合対策だと言つて打ち出すまでもない。今まで既に実施すべきものであり、また今後当然実施をしていかなければならぬことばかりであります。私は、そんな理解であります。

だから、今日のこういふ、いわゆる五月のサミットを迎へ、日米首脳会議を終えて、これだけの大きな貿易黒字がある、これに対して本日に日本が経済構造の調整というのをやつていくには何か一歩踏み出したものがなければならぬ、こういう一観点で私は質問いたしておるわけでありまして、いかがですか。

○竹下国務大臣 いわゆるマクロ経済の持つていき方についての認識は、共通した土俵の上において行われた。それで、具体的な今日の問題につきましては、これはMOS協定等これから問題でございます。しかし、基本的な考え方としてはそういうスタートをするわけでございますから、私どももこれに対しては十分な配慮を行つていかなければならぬ課題だというふうに考えております。

金融政策はちょっと外に置きまして、二番目の税制の問題につきましては、やはりこれは抜本審議にその大宗はゆだねるべきものではなからうかというふうに考えております。

それから三番目の、公共事業の問題につきましては、今、前倒し執行ということですが、今度の場合、約三分の一くらいでございますが、補助率に関係のないものはすべて箇所づけを

行つた。そして、補助率に関係のあるものにつきましては、まさに御審議いただいている法律が成立するや否や、諸準備は整えておりますので、これを執行段階に移していくというもろもろの準備はそれぞれの原局で今行われておるといふふうに考えておりますので、日米首脳会議の成果が着実に実を結ぶように私どもも努力しなければならぬと考えております。

○柴田(弘)委員 実を結ぶように努力をしていかなければならぬ、こうおっしゃつておるのですが、私もよく言いたくないのですが、一歩も踏み出していらつしやしませんよ。だからこれはアメリカ側にただ期待感を持たせるだけじやないか。私はそのようなお答えであれば憂慮せざるを得ない。

第二点目の減税の問題だつて、税制調査会で今審議をされている、そんなことは私もよく知つております。そして六十一年度税制の抜本改正を行ふ、これもよくわかるのであります。今五百億ドルを超える貿易黒字、これを何とか解消していかなければならぬ、こういう点、私はやはり内需拡大の一つの最たる目玉の政策である、こう思います。だから私も、中曽根総理に對しても、制度改正というのは大変なことから、そういうことを今やつておみえになりますから、戻し税減税というののもいかなるものであるかという提言もいたしております。これは、一つの意見として申しておきましょう。

三番目の公共事業の拡大というのは、六十一年度予算が成立した今の時点において、前倒し八〇%をされた後の追加措置をどうされるのかということをお聞きしているわけでありまして、どうも答弁になつていませんね。金丸幹事長が十二日に大津において記者会見をされて、建設国債を発行して追加措置をしましょう、大型補正が必要ですよなんというのを発表されたとも私は記憶しております。私は、公共事業の追加措置というのは、日米合意を踏まえてサミットを乗り切つていく、そして、夏から秋にかけて本年度の経済運営

でとり得る一つの大きな政策選択ではないか、こう思うのですが、いかがですか。

○竹下国務大臣 公共事業の前倒しの効果というのはこれから見定めていかなければなりませんし、さはさりながら、日米双方が基本的に合意しておりますのはインフレのない持続的成長をしようということでありまして、いわば過度の集中とかいうようなことをさせてもなりません。

それから、柴田さんおっしゃいましたけれども、予算の上がった今、まだその執行の基礎になる補助金法案も御審議いただいておりますが、私は補正予算を考えていますと言うわけには、大蔵大臣、それはまいらないということでございます。

○柴田(弘)委員 いやいよ本音がでてきましたね。私の気持ちにはわかっていただけるでしょう。そういうマクロの経済運営というのは、これから極めて難しいというか、厳しいときに入ってきたのではないかと、御認識いただいたと思えます。具体的には、減税あるいは公共事業の追加措置等々はこれからの一つの大きな課題になってくる、こういうことを御指摘申し上げまして、時間の経過もありますので、補助金の問題に移りたいと思います。

そこで大臣、今回の補助金の削減は地方への負担軽減がなされた、こう私は思っておりますが、どうなのでしょう。

○竹下国務大臣 確かに昨年度六十年度の法律というのは、財政事情がこのような状態にあります、個別に事業執行の分野調整とか費用負担のあり方とかを議論する時間的な余裕もなかった、したがって、アバウト一割削減ということをお願いをした。そのかわり、一年かかって本格的な議論をいたしました。それに基づいて、閣僚協議会、検討会におきまして今日の時点における一つの費用負担のあり方というものの報告をいただきました。補助金の補助率関係の法律案を今審議していただいております。

もちろん、国、地方の財政状況というものを全

く加味しないわけではございませんが、村長さんから市長さんから知事さんからそれぞれ入っていただいた検討会において、生活保護の問題につきましては御報告をいただいたけれども、現状において一応の御報告をいただいたものを最大限尊重して法律として仕上げて出しておる。そして、それに伴う地方負担の増につきましては、これこそマクロの地方財政計画の中で適切な措置をしておる、こういうことで御審議をお願いしておるというのがまさに現状そのものでございます。

○柴田(弘)委員 では、大臣に反論する意味において、自治省にお尋ねいたします。余分なことは言わないで、簡潔にイエスかノーかで答えてください。

私も、昨年一年間地方行政委員会でも勉強させていただきました。補助率一律カットの問題を審議させていただいたわけでありまして。いろいろお尋ねしたいのですが、一つは経常経費の補てんの問題です。

六十年度と六十一年度の補助金カットを比較してまいりますと、私は経常経費の補てんについては後退しているのではないかと、いふふうに思っています。六十年度の場合は、交付団体分の二分の一、つまり二千億の二分の一でありますね、これを交付税特例加算一千億ということとしております。しかし今回は、交付団体の影響の二分の一は現金で、つまり特例加算で補てんするというふうになっていない。二分の一相当額は二千四百四十億円でありますが、これに対しては消費税の引き上げの交付団体分八百五十億、そして交付税特例加算一千二百億、合計二千五百億円で、なお二分の一に不足をし、その差額三百九十億、大蔵省なり自治省から出た調査報告によれば四百億となっておるわけでありまして、これは六十六年度以降に交付税に加算することとされている。つまり交付団体にとっては、影響額が二千億から四千八百八十億に増加した上に、六十一年度における現金による補てんは影響額の二分の一に達せず、六十年度以下の割合にとどまっている、こういう

計算になるわけですね。

○持永政府委員 六十年度あるいは六十一年度の当該年度だけの措置を見ますと御指摘のとおりでございますが、今お話がありましたように六十一年度の場合には後年度加算がございまして、それを含めて考えますと同じ措置をとっておる、こういうふうに理解をいたしております。

○柴田(弘)委員 要するに私の指摘するのは、経費の補てんについて六十一年度は影響額の二分の一に達しない、六十年度以下の割合にとどまっている、だから後退している、こういうふうに理解するわけですが、これはいいですね。

二つ目は、地方財政の硬直化という問題でございまして、今回の財源不足は形式的には補てんをされております。その財源構成も、増税による地方税あるいは交付税の特例加算、つまり一般財源二千四百億円で、比率は二〇・五％、建設地方債が九千三百億円で七九・五％。六十年度の一般財源、交付税特例加算が一千億、一七・二％、建設地方債が四千八百億で八二・八％、これより若干改善されておると言えますね。しかし、建設地方債は九千三百億円で、六十年度の四千八百億円の二倍に近いわけでありまして、これは公債費の増加となつて今後の地方財政構造の硬直化を一層進行させ、圧迫を加えるのではないかと、こういうふうに思うわけでありまして。

【委員長退席、笹山委員長代理着席】
連合審査においていろいろ指摘があったわけでありまして、既に昭和五十八年度決算は、公債費の負担比率が一五・五％というのが自治省の警戒ラインということでありまして、それ以上の団体が千七百八十八団体。これが五十九年度には千九百七十八団体。全体の五四・一％から五九・九％に上昇をいたしております。それから危険ラインと言われる二〇％、これ以上が六十年の八百二十団体、二四・八％から千三百三十三団体にふえまして三一・三％になっております。このような財源補てん措置が果たして妥当と言えるかどうかという疑問を私は持っております。でありますから、特に地方財政というのは六十年度末で五十六兆四千三百十八億円の借入金残高を抱えておりまして、この借入金体質からの脱却と財政構造の健全化が迫られているときに、こうしたことは逆行するのではないかと、こういうような考え方をいたしております。この辺はいかがでございますか。

○持永政府委員 今数字を挙げてお話ししましたとおりでございます。

それで、そういうことでございますので、この財源措置につきましても、できれば地方税とか交付税とかいういわゆる一般財源で措置をすることがベターであることは申し上げるまでもないわけでございますが、ただ、現在の財政状況のもとでやはりそれなかなか難しいわけでございますので、地方債を使っていくということもやむを得ない措置であろうと考えております。

その結果として、御指摘のように財政硬直化になることは事実でございますが、ただ、そのことによつて将来の地方財政なり将来の個々の団体の財政運営に支障が来るようなことでは困るわけでございますので、そういう公債の償還の問題につきましましては、後年度におきまして交付税の特例加算あるいは毎年度の地財計画、地財対策を通じて還漏のないように対応をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○柴田(弘)委員 それで、交付税の償還ですが、やはり交付税総額というのはこれによつてふえるのですか。ふえないでしょう。三二％でしょう。その中で元利償還をやっていくわけでしょう。そうすれば、実質的に交付税総額が一過に下がってくと私は思っております。これは昨年も議論いたしました。その辺はどうですか。

○持永政府委員 毎年度の交付税は御案内のとおり国税三税の三二％でございますから、その中から元利償還に充てていくということになりますと、残りの分は圧迫されるということはお指摘のとおりでございます。

そこで、これは将来の毎年の交付税の伸びがどうなるか、あるいは地方税がどういふことになるかといふことももちろん関連があるわけでございしますが、そういったものを踏まえた上で毎年の必要な交付税総額、今御議論になっております公債償還費をも含めまして毎年の地方財政の支出すべきものがどの程度あるかといふことは、地財計画の策定を通じて数字を出していくわけでございますから、それを賄えるだけの交付税総額というものは確保していかなければならない。したがって、従来も三三〇と別に、特例加算とかあるいは臨時特例交付金とかいろいろある形で、いわば上積みといひましようか、三三〇部分にプラスアルファをしてきた例もあるわけでございまして、今後とも必要に応じてそういう措置をとることによって毎年の必要な交付税総額を確保していくといふことが必要であらうと考えております。

○柴田(弘)委員 要するに、この元利償還によつて交付税総額の減につながる、こういうことが実際はあつてはならぬと思つておるわけです。これはもう昨年も議論いたしました。でありますから、今地財計画、こうおっしゃいましたが、私はどうもその辺がいかがなものかという疑問を正直言つてまだ持つてゐるのです。自治省、一生懸命御答弁をされて、そのお気持ちにはようわかるのでありますが、どうも私は疑問が払拭されません。これは一言申しておきます。

それから次は、生活保護の問題について、これは先日の連合審査のときにも議論をいたしました。生活保護というものはやはり国の責任において行ふ、これはもう先般厚生大臣もたしかそのように御答弁なさつたと記憶いたしておりますが、これはどうでしょうか。

○北郷政府委員 生活保護は、おっしゃるとおり憲法二十五条の理念に基づきまして、最終的には国の責任におきまして国民の最低生活を保障するといふような性格のものでございます。

○柴田(弘)委員 御答弁があつたように、生活保護法第一条にそのようにうたはれてゐるわけでございます。

今回十分の七に据え置いた理由というのは、私はどうしてもわからない。検討会報告は十分の八に戻せ、あるいはまた三分の二でいい、こういう議論もあつたわけでありまして、要するに結論が出なかつたわけでありまして、結論が出なかつたのであれば、私は当然これは十分の八に戻すべき性格のものである、こういう考え方を持つてゐるわけでありまして、大臣、どうですか。

○竹下國務大臣 御指摘がありましたとおり三分の二という意見と、それから十分の八という意見とがあつて、結論から言いますと、おっしゃるとおり議まとまらず、いわば両論併記という報告をちょうだいしたわけでございます。したがつて、ぎりぎり、今度は政府内部においての政策選択の問題といふことになりまして、昨年どおり十分の七といふもので、大体今度は二分の一、三分の一、三分の二という非常にわかりやすい補助率で整理したいという気持ちもありましたが、一年やつてみた十分の七でもつて三年間やらしていただかうという結論に達しましたので、今十分の八にもう一遍返すという考えには残念ながら立てないといふのが現状でございます。

○柴田(弘)委員 大臣、お尋ねしますけれども、この生活保護の問題を含めまして地方制度調査会あるいは地方財政審議会のいろいろな答申がそれぞれある。その答申といふものについて政府がそれをするように実行していくか、つまり政策を選択しているか、こういったものを考えた場合に、こう言つてゐるわけなんですか。

地方制度調査会、これは総理の諮問機関でありますけれども、対象事務事業の廃止縮小を基本とすべきであり、国の財政負担を地方公共団体に転嫁すべきではない、それから、補助金の創設は厳に抑制されるべきである、これは補助金の整理合理化に逆行するものである、あるいは国の財政上の都合によつて一律に国庫負担率を引き下げて

はいけない、こういうふうにいろいろ言つてゐるわけですね。

それから地方財政審議会は、これは自治大臣の問題ですが、事務事業の見直しを行うことなく補助負担率のみを引き下げることは、単なる地方への負担の転嫁であり、とるべきでない、それから、国の負担率の見直しは国と地方との機能分担の見直しとあわせて行うべきであり、国の財政上の都合によつて国の負担率のみを引き下げることは単なる地方への負担の転嫁であり、国と地方との間の財政秩序を乱すことになるので行うべきではない、こう言われております。

そこで、一つは今の生活保護の問題も、地方財政審議会の答申、二つは、生活保護行政に就いては、今後とも国の責務として実施されるべきものと考えられるので、国と地方との負担割合は変更すべきでない。こうあるのです。確かに十分の八に戻さないといふことは数字的なものでは言つていませんが、この心はやはり、生活保護といふのは国の責任において行うべきものなんだ、だから十分の八にすべきだといふことが込められてゐるといふふうに私は理解しておるわけなのです。それは間違いないと思つております。大臣は、十分の八に戻さない、こういうことでありますけれども、これは大蔵、厚生、自治三省で合意したと言われますが、一番問題になつたのはここだつたと理解してゐるわけでありまして、自治省、厚生省、この点どうでしょうか。

○持永政府委員 ただいま地方制度調査会なり地方財政審議会の意見について御指摘がございまして、この意見につきましては今お話があつた趣旨で書かれてゐるものと受けとめております。

したがつて、私どももいたしまして、生活保護については事務事業の見直しといふこともなかなか難しい面がございしますので、そういったことから補助率の変更といふのはなかなか難しい問題ではなからうかと考えまして、検討会におきましても閣僚會議におきましても意見調整は大変難しかった。ただ、最終的には大蔵大臣が御答弁さ

れましたようなことで、政策の選択として今御提案申し上げておりますような道を三年間は選ぶ、その後の問題は引き続き三大臣で協議していただくことに相なつたわけでございます。

○北郷政府委員 補助金問題検討会で福祉関係、生活保護を除きますはかの事業につきましては事務の性格を変えたわけでございしますが、生活保護については機関委任事務という性格は変えない、こういうことになつたわけでございまして、それだけ国の責任は重いといふことははっきりしておりますが、具体的な補助率について意見が分かれたわけでございまして。

私どももいたしましては、国の責任といふことを考えますとほかの福祉関係の仕事と比べて補助率が高いのは当然だと存じますが、その具体的な補助率をどのようにするかといふのは今後の検討課題と考えておるところでございます。

○柴田(弘)委員 今、今後の検討課題と厚生省から答弁があらまりました。私は絶えずこの法案は撤回せよと言つてまいりましたが、撤回せよと言つても大臣は撤回しませんとおっしゃるでしようね。私が百歩も千歩も二千歩も譲つて——くだいように言いますけれども、この法案には反対なのですから、大臣、今十分の七に据え置かれたというのは財政事情が一番さつたと思つたのです。そして三省、三大臣で合意されたと思つたのです。だから、自治省の答弁が一番そつけないわけで、それから厚生省は、何とか検討課題だとおっしゃる。そこで大蔵大臣なのです。三年間暫定措置と言われておるわけです。いろいろ税制の大改革もあり、財政改革も行われてくるでしょう。であれば、三年たつて四年目に戻すという答弁はできないかもしれません。生活保護は国の責任で行ふ事業であることにかんがみ、そういう方向での努力をするといふぐらひは答弁してもおかしくないと思つたのです。どうですか。

○竹下國務大臣 憲法第二十五条に基づいたこの問題、昭和二十一年以来議論していらつしたものを一遍読ませていただいたことがあります

が、本当に長い間大議論をなすつて——それは、戦前フイファイ・フイファイの時代もありました。それから、戦後わずかな時代でございすが、全額国費であった時代もあったやに聞いております。そうして、長い間の議論の末十分の八というものがずっと継続している、その重みは私も理解ができるところでございします。そしてまた、憲法二十五条に基づく生活保護法第一条、そういう精神は私も十分理解できることとございしますから、この補助率をどうするかということについてはその時点で三省協議して決めることになっておりますので、今日そのことを具体的に申し上げるわけにはまいりませんが、憲法二十五条からきた生活保護法第一条の精神というものは極めて重いものであるという問題意識は私も持っております。

○柴田(弘)委員 検討会の報告を非常に尊重されておりました。補助率について一年かけて役割分担、費用負担のあり方をじっくりと検討することになっておりました。ところが、今の生活保護を初めとして両論併記があったり、あるいは個々の補助率について検討が何も言っていない。この間私が指摘しましたけれども、例えば義務教育費国庫負担金の恩給費とか共済追加費用というものは検討会報告で何ら触れられておりません。従来の二分の一を三分の一に引き下げてしまった。それは、見直せということは検討会で言っているかもしれない。けれども、三分の一にしなさいなどということは言っていない。公共事業についても、社会資本の計画的整備や内需拡大にたいえ、事業費確保のための財源対策として見直しを行うことはやむを得ないと言っているだけであって、個別に見直す場合の基準あるいはあるべき補助率の方向性等については何ら触れられておりません。これは大臣もよく御承知だ。

やうと大蔵省からそれについての資料をいただきました。ここで一々これを読み上げる暇はありませんが、河川法による補助事業は十分の六から十分の五・五、砂防法補助事業が同じく十分の

五・五、国土調査法十分の五・五ですね。きちっとしたそういう報告がないのかかわらず引き下げられていくという問題もあります。検討会の報告を尊重すると言っておられますが、本当に尊重されているのだろうか、そのようになっていくか。どうも私は疑問を禁じ得ません。

だからどうだということばきょうは質問いたしません。検討会の最後の「むすび」のところでは「今回の措置は、当分の間の暫定的なものとして行われるべきもの」と考へる。「国・地方の財源配分のあり方についての抜本的な見直しは今後の課題」とされている。そして「政策分野の特性に配慮しつつ、今後とも引き続き事務事業の見直しを行う必要がある」ということばから暫定措置だ。しかも、前段では「基本的には、事情の許す限り極力安定的なもの」としなさいとも言っておるわけでありします。

そういうことをあれこれ考へてまいりますと、私は申しわけない言い方をして本当に恐縮であります。検討会のメンバーの方は真剣にやっていたのだ。十二回も一生懸命に会談を重ねられたのですが、本当の見直しということについては未成熟ではなかったかという気持ちを感じ得ません。本当にこれが金科玉条になるかどうかというふうにも、申しわけない言い方をして恐縮であります。思っているわけでありします。この辺は大臣、どうお考えでありますか。

○竹下國務大臣 相っぽく申しますと、いわば公共事業関係につきましては事業費の確保ということが前提にあったことも事実であります。したがって、定量的な書き方ではなく、御報告は、今御指摘なさいますとおり、かくかくするも適切な配慮を行うべきであるとか、やむを得ないとか、そういう書き方になっております。主として議論をいたしました社会保障の問題については、生活保護を除く一応の考え方がまとまった。元来、総論に書いてありますとおりです。本当は安定しておつてこそ、地方自治体も先に対する計画も組みやすいでございましょうし、また毎年毎年変わった

ら地方負担の点もございしますので、非常に先の見通しもつかないということがございします。で、可能な限り恒久的なものがいいという考え方は、私も思いを一つにいたしております。

私の個人的な考えの中にありましたのは、財政再建期間中、いわば五年というような気持ちでなかったわけじゃもちろんございせん。が、一つは、生活保護問題がいわゆる両論併記になっておるし、もう一つは、税制改正というものが一方にあつて、それらに照準を合わせた三年というものが妥当なのかなという結論に到達したわけでありすが、総論に掲げてありますように、可能なことならばこれは安定したものであつてほしいというところは事実でございします。しかし、社会保障によらず、いろいろ御議論をいただいたことは事実でありますので、やはりこの報告を可能な限り尊重すべきものであるという観点に立ったわけでありします。

○柴田(弘)委員 私の質問に対して、ずっとどこかへ飛んでいっちゃったような感じでして、どうですか、端的に聞きましょう。

三年間せっかくの暫定期間があるのですから、やはり安定的なものにするという観点からも、一遍きちつとした見直しをする期間というものを考へられたらどうか、こんなふうには思っているのですが、大臣はそんなお考えはありますか。

○竹下國務大臣 もう一度いわゆる補助金問題検討会、名前は別にいたしましたが、そういうしつかりしたもので十分検討を行つて洗い直す考えはないか、基本的にそのような御趣旨であらうと思つております。

六十一年度以降の補助率の見直しということで今回補助金問題検討会において、国と地方との役割分担、費用負担のあり方等について十分な検討を行つていただいて、その結果を踏まえた補助率の総合的見直しということで今御審議をお願いしておるわけにございします。その限りにおいては、六十年度とりまして補助率のあり方、補助率のあり方を一年かけて検討しますので一年の暫定措置

にしてくださいというのとは基本的に性格は変わつておるではなからうか。それで、補助率のあり方についての関係関係会議がなされた後、その目的を終えたものとして一応廃止しておるわけにございします。

したがって、これからの問題につきましては、要するに補助金問題というのはエンドレスに毎年毎年議論していかなければならぬ問題でございしますから、必要なものは取り上げるにしても目的を終わったものは終止符を打たなければなりませんし、そういう毎年毎年の努力をしながら、そして六十四年に至りましたならば、いわゆる今後の情勢というものを引きあはせながらまた三大臣寄りまして相談して決めなければいかぬことだから、今八条機関とかあるいは私的機関とかを設けて別途審議していただくという考え方には現段階では立つておりません。

○柴田(弘)委員 最後に、先般も当委員会において参考人の方からいろいろ御意見をいただきました。なるほどと思つたのが、私、三点あります。この補助金の整理合理化、これは一体どういった観点でやっていくかという問題でいろいろ御意見をいただいたわけにございします。一つは、やはり二十一世紀を展望して、地方がそれぞれの特性を生かし伸ばしていく国と地方とのあり方をもっともつと議論すべきじゃないか、こういう御意見がありました。私もなるほどと思つた。だから今、補助金の整理合理化の中でこういった議論も一つはきちつとしていくべきだ、こういうふうにも私も考へております。

それから二つ目には、きょうは時間がありませんでしたからこの問題は質問できませんでしたが、今地方は一生懸命行革をやっております。自治省の行革大綱に基づいて地方行革をやっている。その地方行革をやっている地方自治体が努力をして報われる補助金の整理合理化のあり方、政策選択の展開というものをやはり図つていかなければいけない、これが二つ目です。

それから三つ目は、これを言ううとまた大臣の答

弁は決まっているので本当は言いたくないのですけれども、「昭和六十一年度の地方財政についての意見」、これは、先ほど来私が言っております地方財政審議会。あるいは地方制度調査会、こういったところの答申を見てまいりまして、「国・地方をあわせた効果的な財政の再建を達成するため、国は、早急に中長期に及ぶ財政再建の具体的な方策とスケジュールを明らかにすべきである。」あるいはまた「国は、早急に財政再建のための中長期に及ぶ具体的な方策を樹立し、明らかにすべきである。」これは地方制度調査会。つまり財政再建計画ですな。やはり地方に負担を求める以上は、今大臣も安定的にしなければならぬとおっしゃったが、国の財政の都合だけによってこのような補助率のカットが行われる、こういうのは地方にとってはたまったものではないわけでありませうね。しかもこの財政再建計画というのは、本委員会で私がしばしば申し上げますように、国が財政再建を進めていく上にも、国民の共感を得るためにもやはり必要なものである、私はこういうふうにも考えているわけでありませう。

時間がありませんのでその三点、ひとつ簡単に結構でございますから、御答弁をいただきたいと思います。

○竹下國務大臣　まず、二十一世紀を見通したという、これはまさに政治のあるべき姿であろうと私は思っております。

それから二番目の、地方行革を熱心にやつたところが結果として報われるということは、いわばそれを行ったところへ特別の助成を行うということではなく、結果として現実が報われる姿になるということ、この行政改革というのを進めていけば必然的にそういう結論が出ていくべきものである。ろうというふうには私は思っております。

それから三番目の問題は、これはいつも議論される、いわゆる国の財政再建とももちろん符合する話になりますが、この問題についてなかなかリジッドなものを出すわけにいかない。したがって、毎年毎年少しでも新しい資料を出して、国民

のコンセンサスが那邊にあるかを見きわめながらやつていかなければいかぬということで、私は、最初からリジッドなものをきちんと出すというのはどう作業しても本当に難しいものだということとで、苦悩をしておるといのが毎日でございます。

○柴田(弘)委員 三点目の財政再建計画は、たまた私が昭和五十四年に本委員会に初めて席を得ましたときに、大蔵省としても何とかつくりようかということで頑張っておみえになったんですよ。

ところが、結果的に「財政の中期展望」とか「仮定計算例」になってしまったんですね。私は、つくろるのは、今大臣がくしくもおっしゃったように本当に難しいことだと思えますよ。難しいことですが、その必要性というのは大蔵大臣でもお認め

○笹山委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 この補助金カット法案につきま

去年の補助金カットのときに、どうもはつきりしない、一年限りでございませうということに非常に強く言われまして、我々もそうなんだろうなと思っておりましたら、やはりそうではなかった。今度は三年間。このカットが一時的なものか、恒久的なものか、むしろ補助金は全体的にこれよりも減らしていくつもりなのか、基本姿勢がどうもちょっとあいまいなので、本当に減らしていくかなんぞ減らしていくぞ、そのかわり別の手を考えると、いうことをむしろ正直に言うべきじゃないか。この辺どうなんでしょう。今度の補助金力カットというのがまた恒久化されるのか、あるいはもっと導入されるのか、もとへ戻すのか、どうもその辺がちよつとはつきりしないのでございませう。

既に大臣も何回もお答えになっていると思いますが、すけれども、冒頭に、どういう姿勢でおられるのかまずお聞きたいと思ひます。

○竹下国務大臣 去年は、確かに、私も一年かかって本格的な検討をいたします、したがって、その一年間の検討をする間いわゆる一律一割カットということで御容赦いただきたいというので、一年限りの暫定措置ということをお願いをしました。

そこで一年かかって、閣僚協を持ち、その下に関係者の検討会を設けていただいて、十二回の審議をしていただいて報告をちょうだいをいたしました。ゆというものに基づいたものでございますから、

私もいつも申しますように、可能な限り安定した方がいいに決まっておりますので、実際問題、少し長くすることも考えないわけではございませんでしたが、結論から申しますと、社会保障については両論併記、こういうことになったという諸般の情勢を考えて三年間ということでお願ひをすることにした。

されば四年目はどうするかということになります
すと、今税調で審議していただいております。国
税、地方税のあり方ということで財源配分とかい
うものがうんと変わってくればまた別になります

が、それとの推移を見るにはちょうどまた三年が適當であろうというふうに思つておるところであります。將來どうするかということはまさにそのときに考えるべきことでございますが、本来ならば、可能な限り国は外交とか防衛とか治安とかそうしたところをやつて、身近な問題は地方でおやりいただくというのが好ましいあるべき地方自治の姿であるとは私は前々から思つておりましたけれども、何分税源が大変にばらばらでございますので、そんなに一概に私が言うような理想像が描けるとは思いません。しかし、六十四年度以降の問題については、今後行われるであろう税制改正等もすべて含め、その時点において三者でまた相談をしよう、こういうことになつておるわけでございます。

○安倍(善)委員　そういたしますと、むしろ補助金は基本的には減らしていった方がいい。それは逆に、税源を案分することによって地方は地方で自立させるべきである。そういうことであるとすると、長期的に見たときに、補助金はむしろ減らしていく方向になるのでございまいしょうか。これは今のお答えのように税源配分はどうなるかという点にも依存しておりますから、一概には言えないわけですが、税源配分がうまくいくのであれば、いわば先々の理想像としては補助金はむしろ減らしていくという話し方のように受け取りましたけれども、そう理解してよろしゅうございまいしょうか。

○竹下内務大臣　一概に断定することは私もできなからうと思いますが、私がいわば政治家として前々から考えておるのは、可能な限り自主財源が地方自治にはあつた方がいいという基本認識であります。ただ、今御指摘なさいましたように、税源に大變な差があるわけでございますから、そこにそれらの調整措置というものはやむを得ないと思つておりますが、私自身が政治家としてかつて描いたのは、可能な限り自主財源で地方自治の本領が発揮されるのが妥当であらうという考え方は持つております。

○安倍基委員 私、このような場でお話ししたことがあるかと思ひますけれども、海外におりましたときに、ある地方自治体が新しい発電所をつくるのについて、みんなから金を取って新しいのをつくるか、あるいは今のまま我慢するかというのをけんけんがくく議論して、結局は今のまま我慢しようという結論を出したのを見まして、これが本場の地方自治体なのかと思つた。周りの町村、あるいは地方自治体がよくなればそれに合わせて自分の財源を無視してもやるというのではなくて、それぞれの財源を持つておつて、その中でどのくらい大きな政府にするか、小さな政府にするか、政府じゃなくて市町村ですね、そういうことを考えていくのが本場の自治体なんだらうな。となれば、この程度の財源はあるけれども、それをフルに使うかわからないか、それは地方がそれぞれ決めていくというのが一番いいのじゃないかなという気持ちを持ったことがございまして、あるいは大臣の御意見もそれに似たようなことかと思ひます。私は、いわば地方の財政というのが非常に中央とたれ合つて、それで大きなむだを生じておるといふ気がいたします。

その点がございまして、この補助金が将来カットされるのかどうかというところは、今の財源との割り振りとおつしやいますけれども、基本的には財源を与えることによって補助金をなくしていくという方向で考えられると言われるのではないかと、私もそれがいいのじゃないかという気がいたします。

それと関連しまして、さつき同僚議員も話されましたけれども、いわゆる生活保護などというのは補助金なのかどうか。むしろ全国一律に同じレベルでやるのであれば補助金の概念で考えていくべきものなのかどうか、物によっては地方に任すべきものがある、あるいは国全体が見るべきものがある、となると、生活保護なんといつてきますと、これはローカルのそのところどころによる生活費の高い安いという要素はあるかもしれないけれども、生活費的なものは別といたしまして、これはむしろ全国レベルで物を考えるべきだな、これを地方負担、一部は補助金という概念で割り切るのとはどうなのかなというところで、むしろいろいろのものにつきましても、本来国がやるべきものあるいは地方と分担すべきものというものを分けて考えていくべきものではないかな。

でございますから、今度の老人福祉法、児童福祉法、これは何か話を聞きますと、それぞれある程度裁量権を与えて、それで地方地方である程度負担する。最初老人福祉法と書いてありましたから、老人福祉もやはり全国一律にすべきじゃないかなと思つたのでございまして、中身をよく聞いてみますと、養護老人ホームに入るような総合基準とかいうものは全国で決めるけれども、それを運用でもう少し地方に任せるといふ意味合いにおいて地方の負担をある程度ふやすというぐあいに聞いておりますが、そういう税源の見直しとともに国のやるべきこと、あるいは地方と分担してやるべきこと、これのもう一遍洗い直しが必要じゃないかなという気がいたします。国がやるべきことについては、補助金という概念ではなくて国が直接負担するんだという概念で考えていいんじゃないかと思ひますが、いかがでございましょう。

○竹下国務大臣 あるいはこれは厚生省からお答えをいただいた方がより正確かと思ひますが、今度の社会保障を主としての検討会の作業を見させていただきますと、随分その議論がなされて、そこで機関委任事務の団体委任事務化を行うとかいうような、今おつしやった裁量権等を与えながら、基準は基準として持ちながら、身近なものから地方の事務事業の見直しあるいは費用負担のあり方というふうなもので決まっていた。生活保護だけは、今おつしやったように憲法二十五条から生活保護法第一条でございまして、私も見させていたいただきましたが、戦前五分五分であった。それから一時期全額国庫であった。これは占領下でございまして、その後八割対二割というもので五十九年まで継続してきておるといふ意味においては、そのあり方について見直された結果が今度の改正になった。三分の二と八割の問題は両論併記でありましたから、十分の七というところにしましたものの、そういうお考えで見直された形が今度の検討会の報告になったというふうに私も理解をいたしておるところでございまして、問題になつておる。

【笹山委員長代理退席、委員長着席】

税源配分は、国と地方の税源配分が基礎になつておるわけでございますけれども、本会議でも指摘したのでございますけれども、大都市と地方の中小との差と申しますか、その辺がだんだんと広がつてきているのじゃないかな。最初それを導入したころはそんなに差はなくても、これが長い目で見たときに都市の地価が上がる、本社もそういうところに持つてくるというところから、当初意図したときと比べて、これは非常に長いレンジで物を見なければいけないわけでございますけれども、いわゆる地方税収入がメカロポリスに集中しつゝあるのではないかな。

この間私、本会議でお話したときは人口九・六%の東京都に一七%の地方税収入が落ちてきていた。たしか法人、住民税なんかはもう四分の一くらいではなかったかなというぐあいに記憶しておりますけれども、こういふことがいよいよ放置されていくというのか、これは地方自治だから仕方がないという考えもあるのです。というて、地方自治といつても国と地方に対する税源配分はもとあるスタートラインで決まっていたわけですから、地方自治地方自治と言ふのは、その辺が本場に偏在していく税源であればそれ自体見直さなければいかぬという問題があるかと思ふのでございまして、自治省にお伺ひしたいのですが、地方税収入がメカロポリスに集中している程度、これはどうなっているのか、長期的に見てどうなっているのかというところをお聞きしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○前川説明員 お答えを申し上げます。

地方税収入がメカロポリスに集中してきているのではない、あるいはその程度がどの程度かというところでございまして。

先ほど先生の方からいろいろ数字の御指摘もございました。私も、地方税につきましてはできるだけ地域的に普遍性の高い税目によって地方税の体系を構成することが望ましい、そういう要請がございまして、また一方では、応益原則に適合する税目をあわせてその体系に取り込む、こういうことも地方団体の役割としては非常に重要なことではないかと考えているわけでございまして。そういうことで、その要請を満たす体系を持つようになつてまいりたいと常々検討いたしているわけでございまして、しかし、結果的に地域地域で経済力に格差がございまして、その限りにおいてはある程度税源の偏在といふことは避けられないことでもあらうかと考えるわけでございまして。

先ほど御指摘がございましたが、昭和五十九年度の決算で見ますと、例えば東京都における地方税のシェアといふと、例えば東京都全体における構成割合は一七%をちょっと上回る形でございまして、一七・二%ということになっております。

あと、メカロポリスとしてどの辺を考へるかというところもございまして、神奈川県、愛知、大阪といったようなものを含めると四〇%をちょっと超える程度のシェアがそこにある。これは一つには、単に税源がどうあるかということもございまして、あわせてやはり事務配分、それぞれ国と地方の役割分担あるいは都道府県と市町村の役割分担、そういったことがいろいろ総合された結果として税源配分といふものを考えられていくということ、御指摘がございましたが、やはり大都市の需要増に対処するためにかつて大都市の税源の充実が図られてまいつたという経緯もある

わけでございます。

今後これがどういう傾向をたどるかというわけでお尋ねもございました。先ほど五十九年度の決算の数字を申し上げましたが、手元の数字によりまして四十八年度の決算と最近の五十九年度の決算を対比してまいりますと、いわゆるメガロポリス地域と言われておられるところの税収のシェアというのは、若干ずつではございますが低下する傾向をたどっているというのがある程度中長期的に見た全体の傾向ではないかと考えるわけでございます。

ただ、そうした中で経済力の高い地域ではある程度税収の伸びもございます。それがそのときどきの日本経済、国際経済の中でいろいろな影響を受けてまいりますから、単年度単年度で比較して増があった、減があったということもございませうけれども、それをなべてこれから先どう推移するかということになりますと、私ももう少しその状況を見守ってまいる必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

○安倍(基)委員 時間がないと思つたので余り昔の数字まで取り寄せなかつたのですけれども、四十九年と五十九年の十年間というのが本当の意味の傾向性をあらわすかどうかという問題があるのですね、いわゆるオイルショック以後の時期です。ですから、もう少し昔のいわば交付税が導入され地方税体系が大体できてきたところと比較してみますと、恐らくだんだんとアンバランスが拡大してきているのではないかと僕は思います。四十九年から比べると五十九年はむしろメガロポリスは少し減ってきているとおっしゃいますけれども、これは急にお話を聞いたものですから余りそこは追及いたしません、この辺はより長期的にもう一回調べていただきたいと思ひます。その結果は、私の観測としては当初よりも恐らく集中してきている。例えば東京都では、緑のおばさんが月給を二十万円もらっています、二十三区全部でたしか八十億くらい使っていますといううな話を私はこの委員会でも聞いたことがあると思

うのですけれども、それを地方に行つて話しますと、みんな目を丸くするわけですね。要するに、地方の市町村なんというのは本当にびいびいて、それで交付金に頼つておる。ところが東京あたりでは、私の記憶が正しければ、緑のおばさんで八十億使っているというふうな返事があつた。

ということとは、一方においては財源が集中しているためにむだが行われている。ですから、国税の三分の一を地方にどんどん流し込んであれるのも、それは貧乏なところには仕方ないのですけれども、富裕なところは黙つていても、何も東京ばかりを目のかたきにするわけではないのです。が、今度の東京都庁の新しい庁舎なんかすばらしいものをつくる。そんなお金があるのだつたら、もう少し地震対策とかをやった方がいいのではないかと内心、これは内心ではなくて僕は本当に思つておるのです。

さつき、地方自治体の財源と補助金との関係というお話が出ましたが、まさにこの偏在——例えば法人住民税なんというのは、本社を東京に置けば自然に集まつてきてしまうわけですね。これが果たして地方税としてのいいのだろうかという問題もあるわけですね。ですから、さつき大臣御自身がおっしゃつたように、地方に財源を与える場合にどの財源を与えるかというのは非常に大事なので、余り一部に偏在するような財源を与えてはいけないのではないかとお聞きします。これはまた後で一括して御感想をお聞かせします。

これとの関連で自治省の方にお聞きしますけれども、交付税と地方税収入の比較、あるいは地方財政に占める国の補助金の割合、それは中長期的にどう変化しておるのですか。

○持永政府委員 地方交付税と地方税収の割合につきまして、昭和四十九年と五十九年、十年間の間の数字を申し上げます。決算ベースで申し上げますと、昭和四十九年度におきましては歳入決算総額の中の三五・一％が地方税でございます。それが五十九年度には三九・一％ということで、地方税の構成比は上昇い

たしております。

地方交付税につきましては、同じく歳入決算総額に占める構成比は四十九年度で一七・九％であつたわけでございますが、五十九年度では一五・五％ということで、若干減少いたしておるわけでございます。

それから国庫補助金でございますけれども、手元の資料は地方財政計画ベースのものでございまして、決算とはやや異なるかもしれません、おむね変わりはないと思ひます。昭和四十九年度の歳入中に占める国庫支出金が二六・一％、これが五十九年度では二一・三％ということで、五％弱減つておる、こういう推移に相なつております。

○安倍(基)委員 大体十年間の動きがわかつたわけでございますけれども、地方税がふえていることはいいことというか、頼り方が少なくなつていくということもございませう。

それで、この間における地方債の残高がどう動いてきておるのかということをお聞かせ願ひますか。

○持永政府委員 具体的な数字は今ちょっと持ち合わせておりませんが、昭和五十年以降、御案内のように国も地方も財政収支にギャップが出てまいりました。そのギャップを補つてんするため、五十年以降、地方財政におきましては毎年かなり大幅な地方債の増発を行つてまいつております。そういったことの結果、四十九年度と五十九年度を比較いたしますと、残高はかなりふえているということはお聞き願ひいたします。

○安倍(基)委員 私が急に質問したものですからまことに申しわけなかつた。

私は手元にございますが、地方債の残高は四十九年度が八兆五千億ですが、これが四十一兆になつておるのです。急に資料をとつたものですが、あらあれですが、これを見ますと地方債がべらぼうにふえている。確かに地方税収入、交付税、ある程度ふえておりますけれども、交付税は十年間に倍程度だ。地方税収入が三倍ぐらい。これを見

ると地方債の残高はすごいふえ方でございます。このままで地方財政やっていると、いけるのかなという気がいたします。ここで補助金をどんどんカットしておいて、地方にいわばし寄せしていくということもさることながら、この地方債の増加を考えますと、これは非常に寒心にたえないというか、本心に心が寒くなる思いでございます。

要するに国がこういった財政難に陥つた。その次のことを地方が行つておる。その過程において補助金がどんどん切られていく。しかもその切られ方が生活保護とか福祉にまで及んでいるというわけでございます。補助金カットもいいのですけれども、本当の意味の地方財政の今後についてどう考えていらっしゃるのか。行革行革と言つておられますけれども、私は国の行革については世間の目も厳しくして相当進行してきていると思ひます。しかし、地方の行革というのは、非常に大事だと言つておられますけれども、一番おくれれているという気がいたします。その点、自治省はどういうぐあいに考えておられるのか。地方の自主性を重んずるということと、そのままだにしておけるのか。その辺の、今後の態度と申しますか方針をお聞かせたいと思ひます。

○持永政府委員 御指摘ございましたようなことで地方債残高は大変ふえております。六十一年度末の見込みといたしましては、地方債以外に違う形の借入金もございませうけれども、いずれにしても借入金、借金総額は五十八兆程度になるというふうに見込んでおるわけでございます。そこで、将来これが大変負担になるという御心配は私もそのように認識をしておるところでございます。

さすれば今後どう対応していくかということでございませうけれども、やはり今お話しもございましたように、まずは行政の簡素化と申しましうか、あるいは行政改革と申しましうか、そういう経費の節減合理化を圖っていくということは当然のことながらやつていかなくちゃならぬと思ひます。しかし、そのことだけで地方財政の健全化

ができることは、計数的に考えましてもとても難しいだろうというふうに考えております。その意味で、これから税制改正についての議論もあるわけでございますけれども、地方財源の問題、地方税あるいは地方交付税等々の充実を図っていく必要があるだろうというふうなことで考えておるわけでございます。

あわせて、国と地方の仕事の役割分担と申しましうか、関係でございますけれども、本委員会でもたびたび御議論がございまして、補助金等について整理合理化を進めるべきであるという御議論もございまして、確かに補助金等によりまして地方はいろんな仕事をやっておりますけれども、やはり地域地域の必要性に応じた仕事の仕方をしていく。もちろん生活保護とかあるいは義務教育とかいうものは全国どこでもやらなくちゃならない仕事でございますが、ある地域によっては性格の仕事も随分あるわけでございますので、そういった面については補助金の整理合理化をしていただき、あるいは一般財源化をしていただくことによつて、地方の本来に必要な仕事に絞つてやっていくという意味で、国、地方を通じて簡素化ができると思つたので、そういったことも努力をしていかなければならない。いろんなことをあわせて対応しなければならぬと思つておりますが、そうも申しましても現実には大変困難な面もあると思つたけれども、いづれにしても、地方財政の健全化に向けて最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○安倍(基)委員 これは事務当局のみならず自治大臣にもお聞きしなくちゃいけない話だったかと思つたけれども、以前から国と地方との業務の再配分あるいは税源の再配分ということが議論されていまして、なかなかそれはそう簡単でないことは事実でございます。それぞれの既得権と申しますか、それぞれの今までの歴史がございまして、一刀両断にはできない話でございますけれども、まずこれだけ国の財政が悪くなつてきた、地方に対する補助金にしても、援助を

カッとするを得なくなつてきた、一方において地方の方もだんだんとその債務がふえてくるというこの時期において、私はやはり二つのことをやらなくてはならぬと思うのです。

事務と税源の再配分、これがまず第一点でございます。それとともに、さつき経済力の差によつてという話もございましたけれども、明らかに偏在せざるを得ない税目が随分あるわけですね。そういったものを放置しておくと、本場に富んだメガロポリスはますます富み、そこでは非常なぜいたくが行われる、ところが、本場にローカルの小さな都市においてはひいひい言つておつて、国からの援助がないとやつていけぬ。税源といつてもなかなか固有財源はない。これから税源を再配分するといつても、経済的に発展していないところは本場に税源がないというところで非常な格差が広がる。例えば今度の定数は正の話があつても、これは大都市周辺にどんどん人間が移動してきちゃうところから生じておるわけでございますね。経済原則という面もありましようけれども、その経済原則を超えて、税源の話でももう少しと、その辺の案分がうまくいってれば、あるいは一方において過疎ができ一方において人口がどんどん集中するということもある程度是正されるのじゃないか。

したが、いままで、私がここで提言している第二の点、これは以前でもお話ししたことでもございまして、何か偏在しない地方税、余り不公平にならない地方税というものを探し出していく。偏在するようなものについてはむしろ交付税みたいなものにして、逆にそれをプールして交付税みたいな形で流し出す。と申しますのは、現在の我が国の地方交付税は、いわゆる基本税でございます。三税の三分の一が地方に行くわけでございますから、増税をしても三分の一は天引きだ、片一方では富裕なメガロポリスがあり、ますますその格差が広がる。全体としての不合理が非常に目につくわけでございます。でございますから、補

助金カットといういわば対症療法ではなくて、体質そのものを變えていくというふうな是正措置が長期的には必要なのではないか。

私は、十年前はどうだった、二十年前はどうだったというのをよく聞くのですけれども、どうも我々の議論はこの数年間ばかりを問題としてされていまして、だから、さつきの交付税にしても、そのころから比べてどう変わつてきているんだ、その辺をよく見ながら、この制度は発足当時ではまあまあだったけれどもそれが適応しなくなつていっているのではないかなというふうな洗い直しが必要だと思つたのです。その点私は、地方自治だから国が容喙できないという話じゃなくて、もともと国と地方との財源案分を最初ある時点でやつたんだ、それは既得権と言つても、長い間にはだんだん適応しなくなつてきている可能性がある、それをもう一遍洗い直すという作業を始めなくてはならないのじゃないかと思つたのです。

確かに国の行革は大幅に進んできた。地方の行革は一向に進まない。国はどんどんと切つていくが地方はどんどんと借金をふやしていく、こういうところを本場に今こそ基本的な考え直して取り組むべきじゃないか。確かに補助金問題検討会は、この補助金についてはカッすべきだとか、この補助金については国の負担すべきもの、これは地方でやるべきものという、そういった種類の検討はされていまして、これはあくまで対症療法でございます。一歩踏み込んで、体質というかそういうところへ目を向けた、いわば大蔵、自治の一掃になつた研究というのが必要なのじゃないのかと私は思ひます。

まず第一のメガロポリス集中についてどうお考えになるかということ、第二点のそういう体質的なもの、いわば再検討ということについて大臣はどうお考えになるかということをお聞きしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 御指摘の意味は私にも十分理解できますが、五十八年の十一月に税制調査会の中で期答申をしようとしたときの文章で、「地方税

の充実を図ることが必要であり、特に、基礎的自治体である市町村の税源の充実配慮する必要がある。この場合、地域的な税源の偏在もあるの、地方財源はできるだけ地方税により充足するという基本的態度をとりつつ、財源調整制度の活用によつて調整することも必要である」と書かれてありますが、どう考えてもやはり税源というものが偏在しておりますから、そういう調整措置としての交付税、こういうふうなものが必要になつてくる。今おっしゃいましたように、社会経済情勢の推移の中でより偏在が傾斜していくというふうなこともあろうかと私も思つたのであります。が、これこそ税制調査会で国税、地方税のあり方について御審議いただいておりますのまさに大問題ではないかな、こういう感じをいつも持つておるところでございます。いろいろなものを考え、偏在というものをなくすような手法というのは非常に難しい問題であるというふうに思つております。

○安倍(基)委員 でございますから、本場に偏在するようなものならむしろ国税にするというところと抵抗があるかもしれませんけれども、そういうのは逆にプールして使うというふうな考え方、交付税の思想そのものも結局国が全体から取るものについてそれを地方に流してやつた方がいいという考えでございますから、特に偏在する税源のものについては、その自治体のいわば特権と考えずに、そういうものはむしろ交付税の財源といつては言い方が悪いけれども、みんなにばらまき種類の交付税と見るのか、地方税と見るのか、そういう作用がないと、一方では国が貧乏しながら三分の一をこそそそ渡していく、一方においては本場に左うちわで、ぜいたく三昧と言つては変だけれども、そういう形になつておるのはおかしいのではないかと。

交付税の思想そのものがそういういわば税源の偏在を是正するというか、国が面倒を見るというのであれば、それだけ地方税そのものに偏在が起こつてきたら、これを地方税に置いておくのはど

うなんだ。地方税として置いてもいいのですけれども、その自治体の地方税だけにするのはおかしい。私がこの前問題を提起したときに、地方自治の問題があるからそれはできないというのが最初に出てきた答弁だったので、自治そのものがもとより地方の、地方への案分のもとにおける自治だったわけですから、それはい

ば充足当時の状況であつて、それが長い間変化してきたらそれを自治だ、既得権だと言ひ張るのが逆におかしい。それだけ偏在するものならむしろ国税的なものとして考えるか、あるいは地方に使うのだったらプールして使うかという構想をいつの日か考えていくべきときじゃないかと思ひます。

これは全く私個人の考えでございすけれども、私はまた同じような議論になつて思ひますから、その点ひとつこれからは対症療法から超えて体質改善を目指すということが必要だと思ひますし、その点について大臣の御意見もちょっと承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 非常に難しい問題であると思ひます。

率直に言つて、税源の偏在というのは決め手というのではないかと私は思ひます。思ひます。ただ、偏在を過度にするものを別途プールして調整財源に使うというようにすることについてまでは私も自信がございせん。ある意味においては自然に税源に恵まれたところもあるでございしょうが、財政、行革等の努力によつて不交付団体になられたところもあるでございしょう。だから、全部を大なり小なり不交付団体にして財源調整措置でそれをならしていくというの、地方自治の原点からいふと、それは自己努力というものを絶えず否定しているような感じもいたします。だから結局は、五十八年の中期答申の考え方もございす、その問題については国、地方税のあり方についてという税制調査会の技本議論にまつべきものではなからうかな、こんな感じがしております。

○安倍(基)委員 これは非常に難しい問題なんですけれども、私の一つの考えは、それだけ財源が偏在する場合は地方税として置いておくのはどうかという問題が第一点でございす。

それから行革による自助努力と申しますけれども、私は個人的には鈴木知事をよく知つていますから余り言いたくないのですが、美濃部さんのころは簡単に言へばめちゃくちゃだったわけですね。鈴木さんが確かに行革をしたことは事実です。しかし、財源的にはちょっとした努力で黒字になる体質を東京都は持つておつたわけですから、地方都市が本当に血のじむ努力をして行革をしていくのと違つて東京都がちょっとあれしてよくなつたというの、行革の努力がそうべらぼうにあつたから黒字になつたと思へないのです。それは確かに美濃部時代から比べてまさに隔世の感があるけれども、一〇〇%以下の人口で一七%の地方税収入が入つてくるわけですからね。そういう意味で、行革の努力を評価しなければいかぬといつても、もともとがそういう金が入るような体質になつていくといつても否めないのです。そういうところある地域に偏在するような税金はむしろ国税で考えてもいいんじゃないか、それがむしろ大きな交付税の財源になつて全体を潤していくといふことの方がいいんじゃないかと私は思ひます。これは私の前からの持論でございまして、まあ別に私の考えを取り上げると言つてい

ませんけれども、そうしていかないと、何か増税、増税といつてみんなから取る、取つたものを本当に天引きされていく、片一方ではむだ遣いをしていく、そういう不合理というか、国全体が大きなむだ遣いをしていくような気が私にはするのです。

地方行革、地方行革と言つても、そういうメガロポリスでは、最近では若干よくなつてきているといひますけれども、地方公務員の給与の最低でさえも大体国家公務員よりも高いくらいの話になつていくわけですからね。結局いいところに横へ做えして、経済事情が悪いところも高くする。それは国

のお金で行く。結局、いいところはべらぼうにいからそういうことで引きずられるという要素もございまして、私はこの点は今後考えていかなければいけない問題じゃないかと思ひます。この問題は、これからの何年間の問題かと思ひます。

大体、今度の補助金の関連であつてございすので、あすはまた総理質問がございすから別のこととも伺ひますが、せっかく大臣に久しぶりにお会いしたと言つては言い方があれですが、質問の機会がございすので、補助金法案そのものからちょっと外れまして、二、三の点をお聞きしたいと思ひます。

一つは、最近、特殊金融機関、いわばいろいろな半官半民の金融機関を民営化すべきだといふような意見がちょこちょこ出てきているような話も聞きますが、特に中小企業対策という面からいひますと、そういう政府関係機関が非常に大きな役割を果たしているんじゃないかという感じがいたしまして、この点、特殊金融機関のいわば民営化という動きがあるかどうか、それについてどういうお考えを持つていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○亀井(敬)政府委員 今お尋ねの政府関係機関でございすけれども、特に今先生御指摘のような中小金融機関は中小金融のために非常に重要な役割を果たしておるわけでございます。これを民営化といふような意見があるかどうかといふことでございす、行革審等でも今議論が行われておりますけれども、私どもの考え方としては、そういう重要な役割を果たします政府関係中小金融機関等が民営化といふたようなことになりますと、その求められていた役割、中小企業金融の円滑な役割といったようなことがなかなか困難になる、あるいは融資条件におきましても不利になる、こういったような問題等がありまして、政策金融の実効性が危ぶまれる心配があるわけございまして、こういった機関の民営化といふことは極めて困難だ、こういうふうに考えておる次

第でございす。

○安倍(基)委員 この話は、行革審で何か言つていふことが相当みんなに響いていふのですね。民営化あるいは自由化というメリットもありますけれども、物によつてはそれのために存在しているようなものが随分あるわけですね。特に最近円高で中小企業あたりは随分厳しい目を見ていふ状況のもとに、またせっかくの中小金融機関、いわば駆け込み寺みたいなところが民営化されてしまつたらどうなるのだという空気が非常に強いわけですね。

行革審もいいのですが、どうも総理がつくつたそういうものが何かオールマイティーみたいな歩き方をしていふ。むしろこういう委員会こそものごとと中心であるべきところに、特別機関というものが何かえらい発言力を増している。それは議員の不勉強もあるかと思ひますが、解散風をおおるものだから勉強する暇はないわけですね。常に解散でおどかさなうといふことでもつて立法院が本当の機能を果たさないで、逆に、わけのわからぬと言つたら悪いけれども、任命された有識者と言つてはいる者が提案して、それがまかり通るというふうな気持ちで非常に強いわけですね。中小企業のための特殊機関を民営化すべきだなどというの、実態を知らない人々の民営化すれば効率化になるのだという意見なわけでございます。その点は大蔵大臣としても、行革審にまらぬことを言はせないよ、言つたつてこちらにはきちつと対応するんだよ、むしろ我々がこの国会でやる委員会でもつと発言をしてもらうというふうな態度が必要なんじゃないかと思ひます。この政府関係機関をどう評価されているのか、今後どういふぐあいに持つていかれようとするのか、それともに行革審がこう言つたことでみんなをあれしておりますけれども、それについての御意見を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 最初の審議は、恐らく政府関係金融機関あるいは特殊法人等についてのあり方からいろいろな意見が出てきたものだと思つており

ます。したがって、我が方で言えば輸出銀行あるいは開発銀行、東北開発公庫、住宅金融公庫それから国民金融公庫、中小企業金融公庫。この間調べてみたら、商工中金、農林中金等は理事長で、総裁と名のつく人が二十四人いらっしゃるというところがわかりましたが、この商工中金等につきましても、農林中金にもいろいろ議論があるようにございまして、従来、政策金融として活力ある多数がすなわち中小企業である。したがって、国の大きな柱となっておるものであるが、予算とか税制とか政策金融等によっていろいろ対策は行われておる。その中の大きな柱の一つが中小企業者の自主的努力を助長するという事で、いわゆる中小企業基本法に、それが政策金融であるということがうたわれておるわけでございます。

それだから、確かに国際化、自由化の今日でございますけれども、政策的意図を持ったものがないわけば変質した場合、恐らく対応する方も困られると思うのです。どうしても民間金融というのは貸し付け先が優良なものに偏ってまいりまして、いわゆる信用力の乏しい中小企業等については、どうしても資金供給が——これも偏在するという言葉がよろしからうかと思われまして、そうしたところへ偏在していくから、中小企業金融にはやはり政策金融というようものが大事である、こういう考え方に立って我々は対応していかなければならぬ課題であるというふうに思っております。

ただ、商工中金に限らず、中小企業金融公庫にせよ、あるいは各種制度金融が時代の推移に際してニーズが変化したものに对应していくだけの努力はこちら側としてもいつもしないければならぬ課題だという問題意識で対応すべきだろうと思っております。

○安倍基委員 今言うように、金利自由化になりますと金利コストが上がってきますから、簡単に言えば民間金融が選別をしていく、融資についていい悪いを分けていく、この傾向が実は強まるのです。それだけに逆に政策金融の必要性が、

特に中小企業グループに対して出てくるわけですから、でありますから、そういう全体の動きを見たとときに、私は、むしろ政策金融等の駆け込み寺的なものがますます重要性を増してくる可能性があると思う。金利の自由化を進めるのであれば、一方においてそういう救済措置というか、弱者を見守る機関が必要になってくる。でありますから、これを民間化した方が効率がいい、こういう見方はまさに弱肉強食一本になってしまふ。私も、何もルーズにやっている企業を全部救えと言わなければならないので、そんなことをしたら大変でございます。ただ、選別が強まるだけに政策金融の持つ役割がふえてくると私は思います。そういう意味で、行革審とか妙なあれに惑わされなくて、その辺を十分配慮した施策というものを考えていたいただきたい。

これは金利の自由化のテンポの問題もありますけれども、金利の自由化というのは、それは帰らざる川かもしれぬけれども、前後左右をちゃんと見回しながらやっていかないとんだことになる、私は以前からそういう話もいたしましたので、そういう自由化のテンポとの関連もあって、この政策金融についての政府の立場というのを堅持していただきたいと思っております。

最後にお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○竹下国務大臣 金融の国際化、自由化、なかなか自由化の中には金利の自由化というのがおいおい入っていくわけでございますから、今おっしゃったように、確かに別の角度から見れば政策金融の必要性がより以上に増してくる、その議論は私も十分理解できる問題でございます。そこで、中小金融に限らず政府金融自体も、時代の変遷についていく自己努力をまたしなければならぬというふうに考えております。

○安倍基委員 質問を終わります。

○小泉委員長 正森成二君。

○正森委員 昨年の補助金カット一括法案の審議の際もそうございましたが、今回の一括カット

法案でも、竹下大蔵大臣初め政府は、国民生活には直接影響はないとか、地方に対して万全の財源措置を講じているという趣旨の御答弁を何回かなされたと思っております。しかし、それはこの法案の内容をよく見てみますとそう言えないのではないかと、いうように思います。

まず第一に、二千四百億円の措置がたばこ消費税の値上げによって行われましたが、これは国民への直接的負担軽減というようには言えないでしょう。生活には影響がないと言われますが、この部分については少なくとも国民に対する直接負担軽減だと思っておりますが、いかがですか。

○尾崎政府委員 今回のたばこ消費税の引き上げに伴いまして、小売定価が一本一円引き上げられた場合の国民生活に対する影響でございますが、私も試算いたしましたところによりますと、一月分当たりの家計の負担増は約百四十四円と相なります。これは五十九年分の家計調査をもとに試算したものであります。

それから消費者物価への影響は、一円すべてを計算いたしました〇・一四〇程度でございます。○正森委員 今の答弁は、比較的影響が少ないが影響はあるという答弁です。全然影響がないというわけではないわけですね。

○尾崎政府委員 国民生活にたいし申し上げました程度の影響はございますが、このたばこ消費税の引き上げは、六十一年度予算における補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環といたしまして、臨時異例的にお願いたしましたものでございます。地方財政対策上やむを得ない措置であることとを御理解いただきたいと思います。

○正森委員 それはよくわかっております。よくわかってはいるのですが、昨年から、今回は地方と国との負担割合を変えるだけで国民には直接負担はないというようになことを再々答弁されておりましたので、そういう意味では、わずかであっても国民に影響があるということになりますねということを確認しているわけでありまして、

第二番目に、ここに整理の表を持ってまいりましたけれども、その二千四百億円を除いた部分につきましても、交付団体分の四百億円については六十六年度から六十八年度に国が交付税に算入する。それから二千四百四十億円については暫定的に六十六年度以降交付税に算入するが、今後調整するということになっております。国の負担の暫定約束ということになっております。この四百億と二千四百四十億円というのは、これは必ず実行されるわけですか。

○持永政府委員 まず、四百億円につきましては、六十六年度以降に算入するという事で、現在地方行政委員会御審議をいただいております地方交付税法の改正案に明記をしておるわけでございます。そういった意味で、はっきりしたものでございます。

二千四百四十億円につきましては、今回の国庫負担率の見直しが暫定的なものであるということでもございまして、暫定期間終了後に、この取り扱いについて大蔵省、自治省両省で協議をして調整をしていくということに相なっております。暫定的に一応加算するという形に相なっております。

○正森委員 ですから、皮肉な言い方をすると、二重に不確定なんじゃないですか。三年たつてから相談して加算するやら加算しないやらわからないう意味での不安定と、それから六十六年度以降というの、六十五年までに特別公債依存から脱却するということが前提なんです。これが二年、三年と延びればそれもまた延びるということ、二重に不確定なんじゃないですか。

○持永政府委員 二千四百四十億円につきましては、今申し上げましたとおり、不確定と言えは不確定でございます。

それから四百億円の方につきましては、財政再建との関係で、六十六年という御指摘もございましたが、そういう見方もあるいはあるかもしれせんけれども、私どもの考え方としては、地方交付税の特別会計におきまして五兆数千億の借り入れがあるわけでございます。その償還が六十六年

から始まるということも考えまして六十六年にしておるといふ事情もあるわけでございます。

○正森委員　今の分もそうである上に、それ以外の残りの部分については建設地方債等いろいろな措置するのですが、今言ったものの残りは地方交付税で手当てするという格好になっているわけですが、これは、現行の地方交付税率の枠内での手当てということであれば、他の委員もお聞きになりましたが、結局は、地方全体から見ますと持ち出しということになるのではないのですか。これは經常経費についても、あるいは投資的経費についても、あるいは企業会計の方で賄われる下水道関係についても、全部言えることだと思いますが、いかがですか。

○持永政府委員 残りの分につきましては一応地方財源で対応していくという前提に立っておりますけれども、そういう意味では、御指摘ございましたように、現在の制度で言えば交付税三二％の枠内ということに相なります。しかし、たびたび申し上げておりますように、地方交付税につぎまして、原則はあくまで三税の三二％でございまして、毎年度の地方財政の収支の状況加算あるによりまして、年度によりましては特別加算あるいは従来は臨時特例交付金といったようなことで、特別の手当てをした例もあるわけでございまして、結局、将来とも、毎年度毎年度の全体の地方財政の収支の見込みに基づきまして地方財政なり各地方団体の運営に支障がないように交付税総額

というものを確保していく必要がある。そういった意味では、基準財政需要額の算定を通じてこの償還費を地方団体に措置いたしますが、そのことによって交付税総額が足りなくなるとか、あるいは地方の財政運営に支障が起こるといふことのないように、そういう措置を講じていきたいと考えておる次第でございます。

○正森委員　措置を講じていきたいという意気や仕たるものがあるのですが、去年のこの一括補助金カット法案の答弁では、当時は土田政府委員が答弁しておりますが、もう少しはつきり地方財政

に対する危惧の念を答弁しているんですね。

三月十七日の衆議院大蔵委員会の答弁ではこう言っております。「それから、建設地方債につきましては、投資的経費に見合った配分をいたすわけでございますが、これの元利償還につきまして、地方交付税に算入するとの元利措置を講じますので、当面と申しますか、昭和六十年度につきまして、それぞれの地方団体につきましては直接持ち出しになるような財政負担というものに出てまいらないわけでございますけれども、四千八百億という借金をさらに積み増すということになりますから、その分だけまた元利償還費というのは将来かさんでくる。その分は地方財政の圧迫要因に

なるといふことでございます。こういうようにはっきり答えているのです。それからさらに、別の委員に対する答弁で、同じく土田政府委員が「財政措置の問題でございますが、マクロ的には五千八百億ということで地方財政計画上の対応をいたしておりますが、個別団体につきましては、地方交付税の算定を通じて対応するということになるかと思ひます。そういう場合におきまして、今回の対応は、大蔵のペーパーでは、地方財政の健全性を損なうことがないと書いてございますけれども、そこまでは私どもとしては言えるかどうか自信がございません。」こういうように、大蔵のペーパーではそんなことが書いてあるけれども我々には自信がないというようにはっきり答えております。

るんですね。地方財政の圧迫要因になる、地方のの負担になる、それについては、地方の財政について大蔵省のペーパーはどうか知らぬが、自治省としてははつきり自信がない、こういうように、一年限りと思った気安さがあるかもしれないのですが、比較的正直に答えているんですね。

三年ということになり、しかもその三年が恒久化されるかもしれぬという状況では、所変われば品変わるという言葉かもしれぬけれども、自治省の答弁が微妙に変化しているように思うのですが、もしそういうぐあいに私が感じるのが正しいとすれば、なぜそういうぐあいに去年と変化したのですか。

○**持元政務委員** 考え方が基本的に変わっているというところはないわけでございます。地方債でこの財源の措置をいたしますから、当然のことながら将来償還費の負担が出てくるわけでございまして、そういった意味におきましては、**圧迫要因**になら

ることも事実でございますし、地方財政の健全性という意味からいたしまして、公債費の負担が、現にふえるということは事実でございますから、そういう意味においても健全性が高まるということとは、むしろ逆の方向だということ、私どもも御指摘になりました昨年の答弁と同じ認識を保持しておりますが、そのままではうつつおきますと地方財政の運営に支障が出てまいりますので、そこで、事実は事実としてそういうことがございますけれども、そういう公債償還費を払いながらなおかつ地方財政の運営に支障がないように今後適切な措置をし、適切な対応をしていくということを申し上げている次第でございますので、御理解いただきたいと思います。

いうことで、国民生活に非常に影響を与えているということをやはり指摘せざるを得ないと思うんですね。

次に、別の問題に移りますが、三年間の暫定措置ということになっております。これについては大蔵大臣は他の委員にも再々御答弁になりましたが、私は後ろで答弁の趣旨を聞いておつて、一年前と非常に違うと思うのは、私の聞き方が誤つてゐるかもしれませんが、物によつてはもとの姿に戻すものも出てくるかもしれないというようにとれる御答弁だったと思うんですね。ということとは、三年経過後はもとの姿に戻さないことが建前、原則になっているということを前提にして、物によつてはもとの姿に戻すというか、そういうものがあるかもしれないと受け取れる御答弁のように聞こえたのですが、大蔵大臣の御真意はいかがでしょうか。私のそういう受け取り方でよろしいでしょうか。

○竹下國務大臣 私も、どう答弁しましたか、今の答弁そのものには、今ちょっと正確に記憶をたどるだけの余裕がございませんでしたが、本来、今度は一年間かけて検討しますのでいうのではなく、検討はしましたということを言っているわけでございますから、大筋において、これからの財政事情の変化とか税制改革とかが仮にあるとすれば、恒久とはちょっと言えないにしてもまあまあこれでコンセンサスだなというふうに理解させてもらった。したがって、大きく変わるようなこととはないのである。ただ、生活保護については両論併記だったから、これは今のところ、その時点で相談しますとしか言えないというふうな趣旨のことを繰り返して申し上げておきまして、その中でもとに返るかもしれないことを仮に言ったとすれば、私の頭の中にありました、公共事業関係等におきまして、例えば明日香の問題なんかは、いわゆる地方の方にいわば近代生活をするのを勘弁してもらっているというふうなものですから、そういうようなものが出てくるかなという印象は持

つておりましたが、具体的に今私の印象の中で、こうしたものはもとに戻す可能性があるということとは言えないと思います。ただ、仮に目的税みたいなものができたとか、これは社会保険でないにしても、そんなときにはそれはそういうことあり得るのか、だから余り断定してはいかぬなと思つて言葉を選んで言つたのだと思います。

○正森委員 今の御答弁で考えは大体わかりましたが、私の方でまとめてみますと、三年間検討した結果どのような案になるかというのを考えますと、理論的には五つのケースが考えられると思うのです。

一つは、国の負担、補助率をもとに戻す。これは私たちとしては望むところですが、なかなか難しいかもしれない。二番目は、今回の引き上げ措置をさらに一定期間継続する。三番目には、引き上げ率を上下に手直しして一定期間継続していく。四番目には、地方に事務として同化定着したものの等について負担補助規定を削減し、地方交付税による措置に切りかえる。第五番目には、制度、施策を手直しして引き上げ措置をその中に吸収する。こういう五つのケースが考えられると思うのです。

第一と第二については今までの御答弁では出ていないと思うのですが、第三、第四、第五についてどういふぐあいにお考えになるか、お聞かせ願いたいと思うのです。

具体的例をちょっと申し上げますと、第四の例では、本法案の中に老人保健事業の医療事務に係る国庫負担と結核予防のための健康診断等に要する経費に対する国庫補助を地方交付税措置に切りかえるということにしておりますが、こういうものが三年後はもつとふえてくるのではないかと、それからまた、義務教育諸学校の事務職員、栄養職員、給食に対する国庫負担や教職員の恩給、年金に係る国庫負担を地方交付税措置に切りかえるとか、こういうこともお考えになっているのじゃないかと思う。

それはなぜかという、連合審査のときに我が党の山原委員も質問になりましたが、大臣には御相談せずに事務当局の考えとしてペーパーを出しましたという趣旨の答弁だつたと思いますが、「教育改革と財政問題に関する基本的考え方」のスクラップ・アンド・ビルドというのを見ますと、そういうものがずらつと「スクラップ」の中に入っているのです。だからそういうことがあるのじゃないかと思つて。

第五の制度、施策の手直しという点では、厚生年金に対する国庫負担四分の一カット措置を基礎年金導入の年金制度の手直しの中に事実上吸収された。あるいは養護老人ホームや特別養護老人ホームを中間施設化するということが今度十カ所ほど行われることになっておりますが、こういうものをどんどんふやすことによって吸収していくというふうないろいろなケースが考えられると思うのです。

時間の関係で一過に申しましたから整理がしにくうございますが、五つほどに分けて私が申しましたうち、終わりの方の部分について大臣の率直な意見を伺いたいと思つて。

○竹下国務大臣 上下手直しして継続するというのは非常にレアなケースじゃないかな。

二番目の、順序からいって四番目になります。地方に同化定着したものとしていわば自主財源にゆだねる、これは結局、不断のたゆまざる検討課題ではなからうかと言わざるを得ないと思つております。

それから五番目の制度の手直し、吸収によるケースというふうなことも、今ちょっと私も具体的に浮かんでまいりませんが、やはり補助金というものの見直し政策の中へは入る、その範疇に入るものではないかというふうにとつさに感じさせていただきました。

○正森委員 率直に答弁していただきましたが、そういう御答弁を伺いますと、三年間の暫定措置というところで、基本的には一年検討した結果だからというので、恒久とは言わないまでも一定期間続く可能性が多、私が第四、第五というケースで挙げました地方の事務で交付税で措置していくとか、あるいは根本的に制度、施策そのものを見直していくというふうなケースも、今直接に事例として浮かばないにしても考えておられるということで、国民にとっては非常に心配せざるを得ないということを指摘しておきたいと思つて。

最後に、大きな三番目の問題であります。今回の補助金一律カットの臨時特例法案ですね、地方自治法改正案というのが地方行政委員会提案されておまして、その中には機関委任事務について裁判抜き代執行というのが入っております。また別に、事務整理合理化法案というのが内閣委員会に出しております。この二つの法案を関係委員会に出しております。この二つの法案を関係委員会に出しております。この二つの法案を関係委員会に出しております。

○正森委員 私どもの考えでは、国の事務を機関委任事務にし、機関委任事務を団体委任事務にするという問題になっております。こういう三つの法案の三点セットというところで国としては考えておられるのではないかと、こういうふうに思つておられるのかどうか。

○保田政府委員 御指摘の三つの法案のうち、総務庁から提出されております事務整理合理化法案と今回御審議をいただいております補助金の特例法案とは非常に密接な関連を持っていると思つては、正直申し上げまして今まではその認識は実は持っておりませんでした。

○正森委員 私どもの考えでは、国の事務を機関委任事務にし、機関委任事務を団体委任事務にするという流れの中で、知事に対する機関委任事務が国の意思どおり行われなければならない場合を想定して裁判抜き代執行の対象にするということが自治法の改正の内容で、これは国の意図をなすかというふうに私どもは思つておられるのではないかと、権限委譲にこういうふうに変えていまして、権限委譲に伴う財政上の措置というのが必ずしも行われていないのじゃないでしょうか。私どもの見たところでは、輸出水産物製造事業場の登録権限の地方委譲については、手数料収入が都道府県の収入になるのでこれを措置しますが、その他については地方交付税で措置する、つまり国庫からの支出はゼロ、こういうことになっているのではないですか。

○持永政府委員 地方に権限移譲、事務移譲が行われた場合におきましては、一般的には、地方の責任で行う事務でございますから、交付税制度を通じて財源措置をするということになります。ただ、地財法に決めておりますような国庫負担事業については申し上げるまでもなく性格が異なりますが、一般的にはそういうことでございます。

○正森委員 よくわからない答弁ですが、次の問題に移ります。

団体委任事務にするということで、例えば社会福祉施設については入所措置基準、それから施設の最低基準、費用徴収基準というものを地方自治体大幅に権限を与えようというふうになるようですが、そうしますと、入所措置の基準なんかが変わりますと、Aという市ではこの人は入所できるが同じ人がB市へ行けば入所できないというふうなことが起こってくるのではないかと。施設の最低基準でいえば今までだったら保母が何人というふうに決まっておったのが、その半分くらいで済まして経費を節約しようというところ、これが非常に財政の苦しいところでは起こってくるのではないかと。あるいは費用徴収基準についていけば、今まで国の基準というのが費用の最高で、これを超えてはいけなかったことだったけれども、これからは条例さえつくれば幾らでも超えることができる。幾らでもと言つてぐあいが悪いかもしれないが、そういうふうなことで、結局、団体委任事務で地方の権限が増大するかのようには一見見えるけれども、財政措置が十分に行われていないために、相当富裕な市あるいは地方自治体とそうでないところでは、入所基準にしても、費用にしても、あるいは施設の内容にしても、非常にアンバランスになるというところで、結局今まで措置制度で一定の最低基準が保たれて

いったものが事実上の崩壊になるおそれがあるの
じやないですか、厚生省。

○小島政府委員 お尋ねの三基準と申しますか、入所基準につきましては、これは法律で基本的な施設ごとに対象者の考え方を定めて、具体的には、例えば特別養護老人ホームでございますと、施設に入所させることにするかあるいは在宅と、対策としてのショートステイとかデイサービスというようなことを活用するぐあいにするかというのは、その地域における施設の整備状況等には多少の違いはあるかと思いますが、基本的にそう大きく変わることはないのかという認識を持っております。ただ、地域の事情、施設の整備事情によって少しずつの合理性は出てくる、また、その有機的な連携を持ってやるのが望ましい、こう考えております。

それから、施設の最低基準と申しますか施設の運営基準につきましては、これは今後とも国の機関委任事務として国が定める考え方をとっております。ただ、これにつきましては、臨調等におきましてできるだけ簡素化してはどうか。合理性のある簡素化は考えていかなければならぬと思いますが、一方で施設における入所者の処遇の適正化というところでも考えなければなりませんので、むしろ重点はそこに置いておく。適正度を保ちつつ例えば簡素化できるものはどこがあるのかという方向でこれは整備してまいりたい、こう考えております。

それから費用の徴収基準につきましては、これは従来から大人の施設は団体委任事務という形で、行っておりまして、児童の施設は機関委任事務でございました。これを児童施設も団体委任事務化するということで、団体委任事務に統一するという格好になります。

お尋ねのように、従前の様子を見ますと、国の徴収基準を緩和して運用している例が一般でございまして、これをきつくするというケースは、先生お尋ねのように財政状況でどう左右されるか、そこは地方財政計画を通ずる財政措置もあわせま

してそういうことのないように、国の基準というのはこれが適正だと考えている徴収基準でございますから、少なくともそれを担保できるような方向での財政対策は十分講じていかなければならぬだろう、こう考えております。ただ、むしろ議論としては、余り地方に徴収基準を任せますと緩めるところは大きく緩めるところがあつて不均衡じやないかという御意見、中央社会福祉審議会などにはそういう御意見もありました。また、一方では、地方の事情、全体のバランスを考えて余り国でそこはきつく縛らない方がいいという御意見もありましたが、いづれにしてもその適正な処遇、利用しやすい形の担保ということは考えていかなければならぬと考えております。

○正森委員　小島さんの答弁はなかなかいいように聞こえるのですけれども、情けないかな厚生省はお金の担保をする力がなくて、今までも当然増経費を毎年毎年七千億、八千億と削られているところを見ますと、言はいいけれども実行は地方ごとと非常にアンバランスになって、しかも、それは低い方においていくというおそれを私はどうしても払拭することができないように思うわけです。

最後に、自治省に伺いますが、自治省は地方行革大綱というものを非常に言われて、地方自治体にそれをやるように言われているのですけれども、地方行革なんというのは地方自治体が自主的にやるべきものではないですか。ところが私のところには一九八五年二月四日に自治省の行政局行政課がつくった想定問答集みたいなものがあるので、すけれども、それを見ると、あなた方は随分画一的に言うておりますね。

例えば、「地方公共団体にあつては、自治省が策定した「地方行革大綱」の中の重点事項七項目を含めてつくってもらいたい。」こう言っているのです。七項目はぜひとも入れろというようなことを言うてみたり、「行革推進本部は必置とする。構成に議員の入っているものはだめだ。」こう書いてありますね。まるで断定的に言うており

それから、本部の名称は、「できる限り統一するため」「行政改革推進本部」と入れることとする。『こういうぐあいになっております。』

それから、「大綱策定の時期は、八月末まででなければならぬのか」というのに対しては、「八月策定が目標である。若干はあり得るかもしれないが、基本的には弾力的運用はできない」と考へている。」というように言うてみたり、それからほかいろいろなありますが、定員の適正化計画というものは「できる限りすべての団体が策定することとする。」「さらに、その策定状況の報告も求めたい考へである。」とか、随分隅から隅までに

わたつて、想定問答という形をとつて地方自治体に指示していくという格好をとつておりますが、こういうことで憲法で言う地方自治の本旨が本當に守られるのでしょうかという点が一点。

第二点に、あなた方のこの指示に従わなければ何らかの制裁措置でもとるつもりなんですか、それともそういうことはしないのですか。

○濱田説明員 地方行革大綱について想定問答を自治省として作成したのではないかというお尋ねでございますが、こういったものを作成したことはございません。ただ、地方行革大綱の策定後の昨年二月四日から二月八日にかけて都道府県長の担当課長との打合せを行いました。その際に、地方行革大綱に関する都道府県からの照会事項を事務執行上の参考のため想定質問としてまとめて配付したことはございます。

その考え方につきましては、口頭で御説明したのでございますが、これは口頭でやりましたことで、ニュアンスについては必ずしもおっしゃるようなことではないと私も考えております。行政改革そのものはやはり地方公共団体が自主的、総合的に取り組んでいただくべき問題であると基本的に考えておるわけでございます。したがって、そのことが地方自治の本旨に反することはないと思いますし、また、自主的、総合的に取り組んでいただくことについて制裁をもって臨むとい

うような趣旨ではございませんので、よろしくお願いたします。

○正義委員　ここにちゃんと「資料七」と書いてあるわけですから、だからこれは想定質問ということで、地方の関係課長ですか、そういうのが集まったときに言う材料としてつくったかもしませんが、こういうものを渡して説明したことは事実です。その中には相当断定的に言うている文句があるわけですが、地方自治の本旨に反しないように、ここにも、よく読むと、制裁措置などをとる考えはないという項目も入っていますね。だから、それは必ず厳守していただきたいというように思います。

それでは、私の残り時間、衆議院議員が関連質問されますので、私の質問は終わらせていただきます。

○中西(忠)委員長代理 関連して、鑓輪幸代君。
○鑓輪委員 私は、この補助金カットの法案につ
いて、きょうは教育問題についてお尋ねしようと
思つて文部大臣の出席を求めました。ところが、
文部大臣は都合で出席できないという御返事をい
ただいて、私はまことに遺憾であるというふう
に考えております。この法案については、文部省も
重要な関連を持ち、この大蔵委員会の質疑に当
つても、関係大臣として出席し、答弁をいただく
のが当然だと思つていましたところ、この法案審
議よりもいかなる重要な課題があつたのか知りま
せんけれども、私は、やはりこの法案の審議をい
ささか軽視しているのではないかということで、

まず最初に遺憾の意を強く表明をしておきたいというふうに思っております。

この法案について文部省関連では、昨年既に義務教育費国庫負担法の改正ということで、教材費、旅費等の国庫負担を廃止して一般財源化するという恒久措置をとりました。さらにまた、義務教育費の国庫負担のあり方ということでさまざまな論議がされる中で、この法案でも義務教育費国庫負担の一部カットということとは、私は重大な問題だというふうに受けとめているところでです。

連合審査の中でも山原委員から指摘がありまし

たように、この義務教育費国庫負担法の問題を初めとして、教育と財政という観点について大蔵省が臨教審に対してのメモを出したというような問題がありました。これに関連して何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

義務教育費の国庫負担の問題については、憲法、教育基本法に基づく国の重要な責務だというふうに思います。この問題は昨年も論議させていただきましたけれども、義務教育費国庫負担金のうち、さらにその事務職員とそれから学校栄養職員の給与について国庫負担の対象から外すという方向がかねてから論議をされているところです。私は、児童生徒の教育を受ける権利を保障していくためには、教職員全体、事務職員や栄養職員を含めて学校関係者がみんな力で合わせて教育に携わることが非常に重要であるというふうに考えております。

そういう点で、まず最初に、文部省は、この教育権の保障という観点から見ても事務職員、栄養職員の仕事を一体どのように評価しておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○阿部政府委員 事務職員、栄養職員の二つの種類の職種につきましてこれまでこの委員会の連合審査等におきましても文部大臣からもたびたびお答えをいたしておりますけれども、学校の場合には、教員と並んで事務職員、栄養職員、これが一体となって運営に当たっていくべき性格のものと考えておりますので、かねてお答えしておりますように、学校の基幹的な職員である、かように認識をいたしております。

○養護委員 昨年の質疑の中で中曽根総理大臣は、旅費とか教材費というようなものは事務的性格を持っていくけれども、「給与」となる、やはり生活を維持していくメインの性格を持っていく、「というふうな区別をしておられましたけれども、給与」ということならば、教員の場合も事務職員も同じ性格を持っている。学校教育の重要な構成部分として位置づけられておられるというところだと思います。それにつきましては、ぜひともこの国庫負担が外されることのないように文部省

としては格別な御努力をいただかないと、大蔵省の方から再三にわたってここがねらわれているという状況でございますので、私は、ぜひその辺を文部省として腹をくくって対応していただかなければならないというふうに思っております。

私のところにも、もう地元の方の皆さんの事務職員、学校職員の方々から、毎年毎年要請書や激励のものがき等々をいただいております。この次代を担う子供たちのための十分な予算措置というのは国の当然の義務であり、学ぶ権利を保障していくということはずべてに優先していかねばならないというふうに思っています。

大蔵大臣は、この学校事務職員、栄養職員の国庫負担という点について、重要性を認識し、これを堅持していくという方向でぜひ御努力をいただきたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○保田政府委員 御指摘を受けております学校の事務職員と栄養職員、これを義務教育費国庫負担の対象外とするかどうかということにつきましては、六十年度予算編成の過程におきましても、六十一年度の予算編成の過程におきましても、各方面の御議論を聞きながら検討をいたしましたものでございます。これらの職員が学校教育という面でのどのような働きをしているかということも我々よく承知をしておりますのでございます。

ただ、これらの職員の給与を国庫負担の対象とするかどうかという点は、理屈からいいますと、職員の職務の重要性といったものと本筋にストリートに結びつくものかどうかという点について、我々は多少先生とは異なった見解があるいは持っておりますけれども、いづれにいたしましても、大蔵省としましては、教育の国家施策における重要性ということをよく認識いたしておりますのでございまして、しかしながら、この教育も非常に巨額のお金を要するものでもございまして、我々として、教育の重要性というものと、もう一方で要請されております財政改革の要請にこたえるという二つの面の兼ね合いを考えながら、今後の予算編成に当たってまいりたいと思

っております。

○養護委員 教育の重要性を口にしながら一方で財政事情を口にします。そして財政事情を優先して教育の方を圧迫していくという姿勢が何からちら見え隠れしているわけですね。

そこで、私は、やはり政治家としての、この日本の将来を担う子供たちに対する教育のあり方という点について、大蔵大臣の見識ある見解をお尋ねしたいと思っております。財政事情によって教育のあり方がそう気楽に左右されてはならない。やはり義務教育費国庫負担法の意義というものをしっかり受けとめて、大蔵大臣として、あるいは政治家としてのこの辺の御見識を伺いたいと思っております。

○竹下国務大臣 教育の重要性ということは私も思いを等しくしているのじゃないかなと思っております。ただ、教育とて年々の予算編成に際し聖域ではないと言わざるを得ないのではなからうか。財政が教育を引っ張っていく、財政に左右されて教育の基本的な失われるというふうなものであつてはならないが、基本を守るために財政が可能な限りの対応をしていくべきものだというようなところがございます。

○養護委員 私は、やはり聖域ではないという言葉を使いつつ、この際どうしても一言申し上げなければならぬのは、財政事情を口にして結局教育予算を削減するという方向と、また、財政が大変厳しいという中でやはり軍事費はふえているということと、どうしても対比して考えざるを得ないわけですね。私はそういう点で今の大蔵大臣の御見解というのは、教育というものの重要性を口にしたが、それよりも財政事情の方を優先しておられるやに承らざるを得ないのがとても残念だというふうに思います。

続いて、大蔵省の基本的考え方「義務教育費国庫負担の見直し」の中で「負担割合の見直し」というようなことも言われているわけですが、それども、そこでは教員の給与そのものに對する国庫負担率の引き下げということが画策されているので

はないかと懸念されるわけです。現在は二分の一の国庫負担率でありますが、これがさらに切り下げられて、あるいは三分の一になるあるいはもっと下がるというようなことになってはまことにゆゆしいことだというふうに思いますが、文部省はこの教員の給与そのものに對する国庫負担率の引き下げの点についてはどうお考えでしょうか。

○阿部政府委員 お答えいたします。公立学校で義務教育を担当しておるわけでございますけれども、義務教育は国民として必要な基礎的な資質を養うということで、市町村と都道府県と国とが共同責任でこれに對応していくという性格のものである、こういうふうに考えておるわけでございまして、現在の義務教育費の国庫負担法もそういう精神に基づいてつくられていて、こう考えております。そういうようなことから、ときどきの事情によって若干のバリエーションがあり得ることは思いますけれども、義務教育費の国庫負担制度の基本というのは大事にしていかなければならないというのが文部省の立場でございます。

○養護委員 今の答弁、非常にひっかかる点があります。そのときの事情事情においてバリエーションがあることもあり得るというふうなお話、これでは私は意味がよくわからないので、義務教育費の国庫負担というのは、国の教育に対する責任という点からいって、二分の一などというものは最低のことだと私は思うのです。もともと国庫負担率が高くなつても当然だと思つていられるわけ、バリエーションによつて多少の差というふうな発言は、文部省としてはいささか端を欠く答弁ではないか。二分の一の国庫負担率を断固として守つてまいりたいというふうな決意表明がなければおかしいのではないかと思います。再度御答弁をいただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 私が基本的なところは守つてきたと申し上げましたのは、一つは対象経費の種類ということ、それからもう一つは負担率ということ、両方あわせて一番基本的な部分は守つていかなければならない。バリエーションがあ

り得ると申し上げましたのは、その年その年で例えれば地方財政事情が大変苦しかったときに教材費を国庫負担にしたとか、そういうようなたぐいのパリエーションというのはあり得ることだと思っておりますのでございませうけれども、基本のところは先ほど申し上げたように守っていくのだ、こういう考え方でございませう。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕

○養育委員 教員の給与そのものというのは大変基本のところと云うことですから、これを守っていきなさいという答弁のように伺いましたし、そうでなければならぬというふうに私は思います。

続いて、私学助成についてです。これについても、自律自助というような観点等も踏まえながら、あるいは地方一般財源化というようなことを踏まえながら、私学助成をカットしていくということが画策されているやに見えてるわけですが、私学助成というのは非常に切実な要求になっていると思うのです。文部省の調査でも、教育費の家計に占める割合は年々重くなって、父母負担が限界にまで達しているという状況だと思えます。昨年九月からこの二月までの私学助成の大幅増を求めた署名というのは既に千八百七十九万七千六百十七名に達している。こんなにたくさん署名が集まるというのは、いろいろな要求の中でもそうそうあるものではありません。このような父母、関係者の切実な要求というものを一体どのように受けとめておられるのか、文部省それから大蔵大臣の御見解をまず簡単に伺いたいと思います。

○泊説明員 お答え申し上げます。

私学助成につきましては、我が国における私学の果たしている役割というものの重要性にかんがみまして、かねてより各私学の教育条件の維持向上あるいは修学上の経済的負担の軽減に資するといったような観点から、推進に努めてまいっておりますのでございませう。

六十一年度の予算におきましても、現下の財政状況のもとではございますが、私立大学等の経常費補助につきましては前年度同額の二千四百三十八億五千万円を計上する。また一方で、特色ある

教育研究等の推進という観点から、私立大学の研究装置等に対する補助金につきましても対前年度四億円増の四十四億円を計上するといったような措置を講じているわけでございます。また高等学校につきましても、経常費助成費補助につきましても、高等学校における教育費の負担といったような観点からも考慮いたしまして、対前年度四億円増の七百二十億円を計上いたしておりますところでございます。

私どももいたしましては、今後とも私立学校振興助成法の趣旨を体しまして努力をしてみたい、かように考えているわけでございます。

○養育委員 大蔵大臣がこの私学助成というものをどう受けとめておられるのか、一言だけ伺いして次に進みたいと思えます。

○竹下国務大臣 一言でしたら、大事だと受けとめております。

○養育委員 大事だとおっしゃっておりますので、予算上の措置をきちんとつていただこうように強く要望したいというふうに思えます。

何しろ文部省が発表した高校退学者の実態調査なんというのを見ますと、家庭の経済的事情で退学しているものというのも大変ふえています。こういう実態を踏まえて、例えば年収四百万円の家計に占める教育費は約三九％、三百万円で三〇％にも達しているという状況を踏まえて考えてみますと、私学助成の総額の抑制を図るなどというようにないことが財政審等でも言われておりますけれども、一九八八年まで高校生もふえていきますし、とんでもないことです。今大蔵大臣が大事だとおっしゃっておりますので、予算をきちんとつていただこうようにしっかりと見守りたいというふうに思っています。

続いて、やはり大蔵省が臨教審に出したと言われておりますメモの中で、「義務教育教科書有償化」というものが述べられております。義務教育教科書無償制度というのが現在続けられているわけですが、これについての文部省の基本的見解をお尋ねいたします。

○伊田説明員 お答え申し上げます。

義務教育教科書無償給付制度は、憲法二十六条に掲げております義務教育無償の精神をより広く実現するための施策として、昭和三十八年度以来実施されてきているものでございます。この制度につきましてもいろいろ経緯がございますが、昭和六十一年度予算におきましても引き続き所要の措置を講ずるということで、四百五十六億円計上されている次第でございます。

この制度の今後の取り扱いにつきましては、私どももいたしまして、さらに各界の御意見に耳を傾けつつ適切に対処していきたいと思っておりますが、文部省といたしましては、従来どおりこの制度が堅持されますように努力をしてみたい、そのように思っている次第でございます。

○養育委員 義務教育教科書の無償制度というのは、義務教育は無償であるという憲法の規定に基づき具体化ということで、これはどんなことがあっても私は維持して、さらに充実させていかなければならない制度だというふうに考えております。文部省のたまたまの見解をお聞きし、これを堅持したいという方向でございませう、これを財政的にもきちんと裏づけていくように求めていきたいと思えます。

続いて、大蔵省からの問題点の指摘として、「学校給食費」、これについては「受益者負担の適正化」ということで指摘がされております。学校給食について、この意義と今後どうあるべきかという点について文部省の基本的なお考えをお聞かせください。

○小西説明員 学校給食に関する経費の負担につきましては、現在学校給食法におきまして規定がございまして、人件費、施設設備費につきましても市町村が負担し、あるいはまた食材料費につきましても保護者が負担するということになっております。この人件費等を保護者の負担にするということにつきましては、学校給食法にあるいはまた地方財政法の規定に反することでもございませうし、かつまた、学校給食が学校教育の一環として実施されているということもございませうので、このことについては今後とも慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○養育委員 学校給食が子供の成長と教育に非常に重要な役割を果たしているということで、昨年も私、文部大臣にこの問題で質疑をいたしましたけれども、やはりこれを充実させていくという方向性を示さないと、文部省としての姿勢ではないように私は思います。

もう一つ、続いてですが、ここでやはり指摘されております「国立大学授業料」も「受益者負担の適正化」ということで言葉は非常にいいように書いてありますけれども、結局のところ大学授業料の値上げということではないかと思えます。これについての文部省のお考えをお聞かせください。

そして続いて、時間ありませんので、育英奨学制度、「育英奨学事業のあり方」というのがやはり指摘され、「有利子貸与の活用」ということで無利子制度が危機に直面しているのではないかとありますが、この「育英奨学事業のあり方」について、文部省のお考えをお聞かせください。

○佐藤説明員 お答えいたします。

まず、国立大学の授業料につきましては、従来から社会、経済情勢の変化に応じてその改定が行われ、最近では隔年ごとにその改定が行われてきたところでございませうけれども、昭和六十一年度におきましては既に入学料が改定がされておりましたために、入学料との同時改定による家計負担の急増を緩和するというところで、昭和六十一年度は据え置きまして、授業料改定の時期を昭和六十一年度と繰り延べ、大学・学部で二十五万二千円から三十万円に改定することにいたしましたわけでございます。

文部省としましては、教育の機会均等の見地から、かねてから、日本育英会の奨学金の貸与のほかに、授業料免除制度を活用することによりまして授業料改定の及ぼす影響というものを極力抑制

してまいっているところでございます。

それから、二つ目の育英奨学事業についてでございます。経済的に恵まれない優秀な者に対して、教育の機会均等に寄与するという見地から必要な奨学制度を設けることが教育の基本的な施策として重要だというふうに考えているわけでございます。このために、昭和五十九年度に日本育英会の法律を改正いたしまして、文部省所管の日本育英会の事業として、長期低利で奨学金を貸与する有利子の奨学金制度を設けたわけでございます。これは、高等教育の普及状況等を踏まえた上で奨学生の量的拡充を図るということに意味があったわけでございます。

御承知のように、この制度は日本育英会が財政投融資資金を借り入れまして、奨学生に在学中は無利子、卒業後は年三％の利子を付して貸与するものでございます。今年度もその三年目目に当たりますので、必要な予算を計上しているわけでございます。

今後とも奨学金の額等につきましては、学費を含めました学生生活費の動向を踏まえて検討してまいりたい、そのように考えておるわけでございます。

○養育委員 最後に、大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、大蔵省が臨教審に出したというメモの中で、いろいろ見てみますと、財政事情から教育の充実というのをうんと切り捨てていくという観点で露骨に見えて仕方がないのです。その上、それだけではなく、そこにいろいろ理屈をこねてと言うと失礼ですけれども、理屈をつけていろいろ合理化をしておられますけれども、その中で特に「受益者負担の適正化」ということがしばしば出てくるわけです。福祉問題でも教育問題でもそうですが、受益者負担ということで負担をうんと国民に転嫁していくというやり方が最近目に余って仕方がないと思はれております。

教育における受益者とは一体何なのかということとを改めて考えてみる必要があると思います。時間がもうないので論議できないのですけれども、

教育における受益者というのは、果たして子供が受益者なんだろうかあるいはまたその子供を学校にやっている父母が受益者なんだろうか。いや、そうではなくて、その子供が学問を身につけて、すべての国民に利益が広がっていくということを考えてみたとき、国民すべてが受益者と言えりのではない。あるいはまた有能な人材が企業で働き、そしてそこで企業利益を生み出すという意味で言えば、その企業も内部留保をたつぷりため込むに当たっては受益者ではないかというように、なことをいろいろ考えることができるのではないかと考えているところです。

それが、この受益者というのが、非常に狭い、教育を受ける子供あるいはその子供を学校にやっている父母というところに限定されがちな感じがしてなりません。大臣は教育における受益者というものを一体どのようにお考えか、最後にお尋ねをして、私は質問を終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 財政的な角度から見れば、受益者というのは非常に狭義に解すべきであらう。しかし、今の養育委員というのは私も勉強させてもらいまして、公式の場合か非公式の場合かは別といたしまして、私の考えもまとめてみたいと思いますので、そのようにきょうはよろしく願いたいと思います。

○養育委員 それでは、この問題はまた続いて別の機会に論議をさせていただくことにして、質問を終わります。

○小泉委員長 上田卓三君。

○上田(卓)委員 大蔵大臣は、先週四月八日に先進十カ国蔵相、それから中央銀行総裁会議、G10に御出席されております。また、四月九日と十日にはIMF、国際通貨基金暫定委員会が行われたわけでございます。そういう意味で、立て続けに重要な会議がなされているわけでございますが、これらの会議では、発展途上国の累積債務問題と国際通貨問題が中心の議題として協議されたようでございます。また、先進国の利下げと通貨安

定のための各国の経済政策の監視、サーペーランスを強化する必要があるとの合意がなされた、このように報道されておるわけであります。

円高によって円は上がったが、大蔵大臣の人氣は下がる、名前は「登」であるが下るである、こういうようなことも英語でどこまで直訳できておったかわからない、そういうお話を当委員会で出された記憶があるわけでございますが、まず、G10に参加されまして、この前のG5以後のドル高は正、円高問題等についてどのように確認され、どのように考えておるのか、ひとつ御報告を兼ねてお答えをいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 G10に参りましてお話ししたことはいろいろございしましたが、まず、世界経済全体につきましては、インフレが比較的鎮静し、まさにインフレなき持続的成長という方向に若干ながら改善されつつあるのではないかと、こういうことが一つございします。

次の問題は、G5以降のいわゆるドル高是正が進展して、為替相場は各国の経済ファンダメンタルズをよりよく反映するようになっておる、その方向はよろしい、こういうことでございします。さらに安定すること、もとより好ましいということ、これは原則にあるわけであります。安定すべきさか急激に過ぎた発言をしますから、安定すべきだということとは合意ではなかったかと思っております。

それから、金利の問題については、地球的低金利時代でも申しましょうか、日本や西ドイツみたいにインフレが鎮静した国はないにいたしましても、全般において鎮静しておるからその環境は整っておる。したがって、各中央銀行の総裁が連絡しながら適正な措置をされるであらうということとであります。

最後の問題が、いわゆる累積債務国問題であります。産油国は油の値段が下がりましたからなお深刻な状態になるのではないかと、さきさきながら、自己努力を一生懸命された国から国際機関、各国それぞれがケース・バイ・ケー

スで協力していくことが必要であらう、こういうような話し合いでございました。

一つ落としたが、先ほど御指摘のありましたサーペーランス、いわゆる相互監視というものは、今まではどちらかと言えば五カ国ぐらいでやっておったが、十カ国ぐらいが可能な限りいろいろな指標をお互いが指摘し合ったりして経済政策の調整のためのサーペーランス、相互監視は、折に触れ一層ふやしていこう、こういうことでございました。

○上田(卓)委員 G5で、急激なドル高に対し是正すべきだということから、日本も円高に持つていこうということであつたらうと思ふのですが、当時、一ドル当たり幾らぐらいと想定しておったのか。それは想定してなかった、要するにドル高を是正するのだという程度のものであつたように前回の当委員会での大臣の答弁があつたのじゃないか。私は、一時二百円から百九十円ぐらいのときに、あれが順当な云々という発言もあるやに聞いたわけでございますが、その後百八十円から百七十五円というところで、大変な円高メ리트で上げ、こういうことで、大変な円高メ리트で笑いがとまらないほどで仕方がない企業もありまして、中小零細企業を中心とした輸出業者がそのために倒産の憂き目を見るということで大変苦しい状況にあるわけであります。最近では百八十円前後ということで、逆介入等の効果もあつたのだらうと想像するわけでございますが、大体現在の水準で安定するということがなすか。これは一時的なことであつてまた上がる、上げなければならぬと思つておるのか、その点国民が非常に関心を持つておるわけでありますので、どうなつたのかということを開きたいのが一点。

それから、百八十円前後であれば日本の経済は政府が言うように四％成長が維持できる、本当にこういうふうに思つておるのかどうかということもあるのではないかと、こういうふうに考えておりますので、現在の水準を維持することが前提になるならば、四％成長をしようと思はばさらに

抜本的な内需拡大策が必要である、そうでなければ四％成長は到底無理だと考えておるわけであり、大蔵大臣の所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○竹下内務大臣 まず、きょうの終り値が百七十九円三十銭でございます、参考のためにきのうを見てみますと、ドルに対して日本はちよつと円安になり、ドイツ・マルクに対してはほんのわずかでございまして、円安、ポンドに対しては恐らくちよつと強くなつておるのかな、こんな感じがいたします。

最初ニューヨークの九月のG5の際には、私も共通認識としては、ドルの独歩高が要するに経済のファンダメンタルズを反映してないのだというのが五カ国の共通認識であつたと思つております。それで、各国それぞれがおよそどれくらいということは、これは中央銀行総裁も大蔵大臣も、一つのターゲットというものは示さないというところで話し合ひが行われ、それがきつかけとなつて、それが市場に反映いたしまして、いささか急激にドル以外の通貨が上昇した。その中でも、二百六十円してございまして、当時から見ますとドイツ・マルクと同じくらいになりますけれども、あの九月から見ればドイツ・マルク以上に円が高くなつておるといふような状態でございます。したがつて、私もとしてはやはり安定が必要だといふところまでが合意でございまして、特定のターゲットというものは、双方の国々それぞれ事情がございまして、これはそこで合意すべき性格のものではないといふ共通認識を持っております。

そこで、若干当時と変化したかと思ひますのは、石油価格の低下が続きましたこと、経済の諸指標が、米経済が期待されたほど好調でないとの見方が多く、金利もアメリカの方も下がつていったといふようなことが、急速であつたドルの独歩高の是正、あるいはドル安の要因ではないかなと考えておるところでございます。

そこで、中小企業は大変厳しい、これは私も十分承知しております。この間の日曜日に、私は最初予定しておりましたが、多治見の陶磁器と関係の刃物のところへ参りまして、大変おもしろいところではございませんが、御意見を賜つてまいりました。確かにデメリットの出たところというのは大変だといふ印象を強くいたしました。それがために、内需拡大の施策をとらなければならぬと、そういうことかて加えておつしやいまして、いよいよ実質四％成長も初めて可能になるであらうと思つております。

ただ、四％と言ひましたときよりも変化して、より一層の円高という状態になつておりますが、これだけがいれば成長を引上げ上げる要因ではございませんので、メリットも出てまいりますし、石油価格の下落、たびたび行われますところの金利下げ、さらには公共事業の前倒し、あるいは原油価格の下落に伴いますところの一兆円程度の還元といふようなことが総合されて初めて可能なことではなからうかと思つております。

○上田(卓)委員 いずれにしても、円高があつた任せのどの程度で落ちつくのだといふようなことではないかと思ふのです。日本の財政収支といふことを考え、そして四％実質成長を維持する、これがいかうかといふと、我々、もう少し高くすべきだといふ考え方を持っておりますが、政府が言つて四％自身が百八十円前後では到底無理な状況にあるのではないかと私は思つておるわけでありまして。

四月八日に政府が発表した総合経済対策の内容を見ますと、七項目ほどあるわけですが、その中で内需拡大に効果があると見られるのは、公定歩合の引き下げ、あるいは差益の還元、それから電力の設備の投資、そんな程度のものでないか、かういふように思つておるわけでございます。経企庁はこれで成長率が〇・六％から〇・七％アップすると言つておるわけでございますけれども、これで円高デフレがどこまで緩和できるのかといふことは、私は大変疑問だと思つておるわけでございます。今回の政府の対策は、昨年の十月それから十二月に続いて第三弾ということでは

ございますが、この分ではまた次の総合対策を出さざるを得なくなるのではないかと、いろいろに心配をいたしておるわけでありまして。

具体的に円高差益の問題であります、電気、ガスで約一兆円差益還元がされる、これはどう進めていくつもりなのか。その点について経企庁などによりまして、円高差益それから原油価格の低下のプラス効果といふものは五兆七千億円くらいにも達するのではないかと、これも言われておるわけでありまして、これが国内の産業に回るのはなしに、また、国民に還元されるのではなしに、海外に流出するといふことになれば、何の効果もないと私は思つておるわけでありまして。卸売物価は少し下がつておるわけではございませんが、消費者物価は全然下がつてないと言つていいのではないかと、いふようなことではございまして、そういう点で円高デフレ、デメリットに対して、メリットの部分でどうきつとしたカバリーをするのかといふことが一番大事ではないかと私は考へておるわけでありまして、その点についてもう少し大臣の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○竹下内務大臣 つい先日、あるいはきのう、総理が向こうで申し上げましたことに対して、整理したもの、事務当局から御報告申し上げた方が適切な面もあるかと思つておりますが、要するに公定歩合につきましては一月三十日、その次が三月十日、それで〇・五％ずつ引き下げが行われ、この措置を効果あらしめるために預貯金金利と短期プライムレートについても三月三十一日から同幅引き下げられましたので、金利水準全体が低下いたしましたから、企業収益と申しますか、そういうことに対してはいい方向でございまして、非製造業に対して、非製造業といふのは輸入物価が安くなりますから、直接円高のメリットを受けるところがさらに設備投資意欲を起すといふことにはますます有益に働くのではないかな、私はかういふふうに考へております。

それから円高のデフレの面は、実際それは先生よく御承知のとおりです。私も言われまして――

いささか話が長くなつて申しわけありませんが、いわゆる陶磁器の関係者にしてみると、私ら一遍も日米経済摩擦を起したことはないんだ、アメリカでつくつてないわけではございませんから、ただ、NICSに追いつけられてございまして、競争力を失つて注文もすつと向こうへ行つてしまつたといふような大打撃を受けておる、かういふ趣旨でございまして、それとおりでございまして。したがつて、これらが経済の足を引く張るといふますか、減速傾向に働くことは私もよくわかりますから、これに対してはこの間成立させていた法律の適用をして、また八日から下げさせていた金利等を活用して、通産省で対応していただかなければならぬ課題だと思つてみました。

それからメリットの方は、初めて私感じましたのは、原油でございまして、三月末の分が初めて二十ドルになつております。二月末まではまだ二十七ドルでございまして、五ドル下がつたといふことになれば、この傾向が続けばかなりのメリットが出てくるんだといふ印象を持っております。そういうもの、ひいては、春闘相場は低い低いとはいへ、実質購買力が上がるわけではございませんから、景気にプラスの方へ左右するんじゃないかなといふふうな期待を持っております。

また、公共事業にいたしまして、例えば棒鋼でございまして、そういうものは確かにうんと下がつておりますから、実質の量としては伸びるのじゃないか、かういふ期待もあるのではないかなと思つております。

消費者物価そのものは、これは市場原理を通じて下がつていくわけではございませんけれども、強烈という言葉は適切でないかもしれませんが、かなり強い指導をしなければいかぬと思つております。

きょう、ちよつと今忘れましたが、デパートで下がつた品目のリストを見ましたが、ははあやっぱりやつと出てきたな、こんな感じでございま

す。

○上田(卓)委員 円高のメリットをどう活用するのかが問題ですが、そういうことと、もう一つは、公定歩合の引き下げによってそういうだぶついた資金というものが景気回復のために実際に使われるということに、例えはききう、きょうは株も大分下がっているように思いますが、こころざしと円高傾向の中で、また、公定歩合が二次にわたって引き下げられたということもあって、相当株が高騰した。それと同時に東京都市部を中心に、土地それから建物、マンションというものが異常な形で上がっているということもございまして、こういうことが景気にいい影響を与えるはずはないと私は思っているわけでありまして、こういう傾向に対してどう抑制策をとるかに考えておられるのか、あるいはこういう面において税制面での対策というのをどう考えておられるのか、ちょっとその点をお答えいただきたいと思ひます。

○竹下(下)大臣 確かに金融が緩んでおるとも申しましたが、その投資先というのが株式投資、そして、私は具体的にそれを詰めておるといふわけじゃございせんが、今御指摘なさいますと東京都市部を中心とする地価の異常な値上がり、私どもにも予測されることとございまして、それに対しては注意を払っていただければならぬこととございまして、株式市場の問題については、いわゆる東京証券取引所で行われる範囲の措置というものは、私ども見ておりますところ、かなり適切に昨今やられておるような印象を持っております。

それから土地問題につきましては、税制というのは、今まで何回もやってみましたが、やはり根本的なものではなく、いわば補完的なものではないかと考えられますので、いわばこれも指導の範囲内に入るわけにございまして、企業等の土地投機に対する貸し出しの抑制でございまして、かようなことは指導の中に十分考えていかなければならぬことではなからうかと思ひております。

す。

ただ、ポイント二つは、確かに今の経済運営の中で注目していなければならぬ大切な事柄だと思ひております。

○上田(卓)委員 株が上がったり、あるいは不動産の値段がだんだん上がっていくという現象は、そっちにお金が入り込んでいっているからであるわけでありまして、健全な企業育成のためにそういう資金が導入されることと、いかにしなすに、財テクのような形、一種のばくちですね、あるいは高利貸しというのですね、働かないで利息で生活しようというものがはやるというところは、社会自身が健全でなくなっている証拠ではないかと思ひます。そういう点で、もっと国内でそういう資金が健全に使われるような強力な指導をぜひともお願いしたいと思ひます。

そこで、総合経済対策ということで、国際協調のための経済構造調整研究会、いわゆる経構研の報告を見ますと、経済政策のあり方を歴史的に転換させると、大変意気込んだ形で述べられておるわけとございまして、しかし、その中身たるや、あるいはその具体化の問題については、大変問題があるのではないかと思ひておるわけでありまして、具体的提案というところになりますと、マル優制度の見直しと週休二日制の完全実施だけではないのかと思ひます。

マル優制度の見直しというところでありますが、欧米に比べて日本の貯蓄志向が非常に高いというのは、単に日本人の性格と見るべきではないに、日本の社会保障、あるいは子供の教育、それから将来の住宅というのに対して大変不安があるから、自分で自己防衛という形で貯蓄をしているという面が多いのではないかと。マル優制度があるから貯蓄に励むという側面もあるかも知れませんが、そういう意味で内需の拡大ということを考えるならば、今補助金のカット法案が審議されておるわけでありまして、社会保障とか教育とか住宅政策というものももっと総合的にやっつけていかなければならぬのではないかと私は思ひておるわけ

でございます。

週休二日制の問題も、確かに内需拡大に大きな役割を果たすことは当然だと思ひておるわけでありまして。この問題については、例えば役所とか学校などの公共機関を週休二日制にしてしまふとか、もう一つは銀行など金融機関の完全週休二日制、こういうことにならうかと思ひておるわけでありまして。ちなみに一九八三年の数字で各国の年間労働時間のデータがあるわけにございまして、日本は一年間で二千五百五十二時間、イギリスが千九百三十八時間、アメリカが千八百九十八時間、フランスが千六百五十七時間、西ドイツが千六百三十三時間というところで、主要国との関係を見ますと、年間二百時間から五百時間、日にちに直しますと、二十五日から六十日間もの労働時間の差がある、こういうこととございまして。週休二日の完全実施だけでその分の雇用増あるいはレジャー産業の拡大で四兆円か五兆円の需要創出になるという数字も実はあるわけにございまして。そういう点で、特に金融機関の完全週休二日制についてどうよう考えておられるのかということも含めて、ひとつお答えをいただきたい、このように思ひます。

○亀井(敏)政府委員 金融機関の週休二日制のお尋ねでございまして、金銭機関の週休二日制の拡大につきましては、今先生御指摘のありましたように、大きな時代の流れであると思ひます。お尋ねの通りでございます。また、ただいま御指摘の通り、これが消費の拡大を通じて内需拡大にも資するものである、こういう観点もあろうかと考えております。その拡大につきましては、民間金融機関のそういう拡大の動きを私ども積極的に支援いたしたところでございまして、こういう観点から、ことしの八月にも月二回の土休制が実施できますように、各種の銀行法、施行令等の手配等をいたしておるわけにございまして。

なお、これからの完全週休二日という御指摘でございまして、月二回から、その次はそういう方向へ目指していくわけにございまして、そういう場合にはやはり金融界のコンセンサスも

もちろん必要でございまして、またそのみ

でございまして、広く利用者であります国民や企業等の理解を得ながら進めていく必要があるのではないかと、こういうふうに考えている次第でございまして。

○竹下(下)大臣 週休二日制というのは、今御指摘がありましたように、私も賛成でございます。本当に賛成になるまでには、私と上田さんとかの年齢の差がありますので、私、IMFに出まして、先進国の会議と開発途上国の会議、二つございまして、先進国の会議へ行くと、日本はもっと休め、こういう話になります。開発途上国の会議へ行くと、日本のように勉強して日本のように働こうなんという話になります。頭の切りかえにちょっと困るというふうな感じを受けたこともございまして、全体的に私どもは週休二日というのに進めていかなければならぬ。

歴史的に見ますと、やはりこれは民間企業から始めるべきだ、いや、公務員は何ともしても全体に対する奉仕者だから一番最後にやるべきだというふうな議論から十年間ずっと今日まで経緯をたどつてまいりまして、それで、今いろいろ新試行が行われて定着しつつある。金融機関も御多聞に漏れず、銀行の中でもいつか晩七時まで開いている銀行なども特別にございまして、いわゆるCDを稼働させないといふときに不便を顧客に与えるというふうなことで銀行それから郵便局。さらに農協なんというところで銀行それと郵便局。さらに農協なんというところは閉めておる。いろんなことを総合して、今労働者中心でいろいろ御協力、御指導いただいておりますが、我が方の所管の金融機関の週休二日制はおよその目標も立てられ、大体いい方向へ行っているなというふうには私に見えておりますので、これが可及的速やかに実施に移されることを私も望んでおります。

○上田(卓)委員 いずれにしても、東京サミットを前にして、やはりサミット参加国の人々だけじゃなしに世界じゅうの人々に日本が何を具体的に提示するのか、こういうことだろうと思ひます。

ね。だから、そういう点、経構研の報告では、先ほど申し上げたように、非常に言うはやすく行いがたしというように、実際、実行あるのみだというように思うんですね。それと、実行の本身ということにもなると思うわけでありまして。

そういう意味で、ここ四、五年続いてまいりました、これは鈴木前総理の時代も含めてでありましたけれども、そういう財政再建という名のものの経費面の支出等のカット、そして、一方には増税なきと言いつながら増税つきの財政再建、こういうことではなかつたでしょうか。そして、減税はずっと見送られるといひますか、労働者の可処分所得の問題についてもやはり実質の低下、こういう形になっておるわけでありまして、はつきり申し上げて、財政が苦しいから国民は我慢してもらいたい、地方自治体に泣いてもらいたいといふことは、一つの企業で例えたら、経営努力もしない社長が、自分の無能力さを棚に上げて、会社は苦しいんだから交際費を削れと言ふようなもので、交際費を削つたら、これまた営業の面に逆にはね返ってくるわけでありまして。また同時に、労働者の賃金をカットするということになりますと、労働者の労働意欲にも関係してくるし、また厚生面とあるいは扶養手当とか、そういうようなものでカットしてくると、家族にもそれが影響してくる、こういう形になってくるのではないかと。

そういう意味で、今世界の景気を引張つていく牽引車の役割を世界の人々は日本に求めているわけでありまして、世界の景気が悪いから日本もそこそこの成長率でいいんだといふことはもつてのほかだ。そういうことをやってきたこと自身、日本の経済を窒息させてしまつて財政再建もままならない、こういう悪循環となつてあらわれておるのではないかと、こういうふうに私は思うわけでありまして。そういう点で内需の拡大ということとを考えただけでも教育や福祉や住宅政策を充実することが大事であつて、そこらあたりをカットすること自身が時代錯誤も甚だしい、こういうふうには言わざるを得ないのではないかと。

当然、日本がこういうような円高を目指さなければならぬといふことの一つの大きな原因にアメリカの異常なドル高、高金利といふものがある。そして、これはアメリカの慢性的な赤字財政、あるいはその原因であるところの対ソ関係、世界戦略といふことにも関連するわけでありましてけれども、やはり防衛力の増強といふのでしようか、軍事費にお金を使い過ぎてゐるというところに問題がありはしないでしょうか。そして、高金利のため発展途上国が債務奴隷に転化してしまつて政情不安定になる。だからますます軍事費を増強して世界の憲兵たらんとする形になつてゐる。アメリカ自身がまじめに平和国家として、そして世界に迷惑をかけないような健全な社会として努力をすることが大事ではないかと。

それと同時に、やはり我が国においても応分の努力といふことが大事ではないかと。そういう意味では、端的に申し上げて東京サミット前に、今春開が解決したところもあれば解決してないところもあるのですけれども、ここで大幅な増上、大幅な減税をするだけで大きな内需拡大、また、サミットへ来る方々に対する大きなお土産になるのではなからうか。あるいは、補助金のカット法案を上げたサミットで云々といふのではないかと、こういうものを廃案にすることの方が土産にはしないだろうか、こういうふうに申し上げたいと思つております。

同時に、今赤字——財務の方でもまた討議はさせてもらいたいと思ひますけれども、何といつても国民消費の中で個人消費の占める位置というのは五五割くらいあるのですか、そういう意味では直接個人のポケットに入るような対策として賃上げと減税、あるいはいろいろな形の補助金をカットするのではなしに、それを上げるぐらいな状況に持つていくことが大事であらう。また、国家の、公共事業の占める位置も大きいわけでありまして、今までのような萎縮したやり方ではなしに、建設国債の発行によつて公共事業にカンフル注射を打つというようなこともこの際拡大均衡

の——だからといつてインフレを醸し出すようなことは、これは十分考へなければならぬと思うわけでありまして、そういう形で、増税によつて増収を図るのではなしに、景気回復によつて増収が伸びるという増収のやり方があるわけでありまして、から、そういう形に路線転換をすることが大事ではないのか、これは、いつも大臣との論争の的になつておるわけでありまして。その点、大臣は次期をうかがうニューリーダーの中のニューリーダーでございまして、気持ちのいいすかつとした御発言をいただきたい、このように思ひます。

○竹下国務大臣 いつも上田拡大均衡、竹下縮小均衡といふような印象の問答を繰り返してありますが、今私どもの立場としては、いわゆる「増税なき財政再建」といふかんぬきの中に自分を置いておるわけにございまして。これは本来は、歳出削減努力をしなさいよ、安易に増税を志向してはいけませんよといふ意味のかんぬきであると私は思つております。したがつて、厳しい経済の一部として、緊縮財政と言われるこの財政を今日までと

り続けてきたわけでありまして。振り返つてみますと、オリンピックの翌年の四十年に初めて公債が発行されて、あのとき二千億でございまして、あれは私は即効性があつたと思つております。そして、ちょうど十年間で九兆六、七千億になると思ひます。もちろん建設国債だけでございまして、これも私はそれなりに寄与をしたと思つております。五十年から結局第一次オイルショックで、ドルショックもございまして、けれども、おおむね六倍に原油価格が上がつた。そのときに、国民の貯蓄があつたから公債が発行できたと思つております。その後、百数十兆発行しておるわけにございまして。したがつて、公債政策そのものは大きな誤りであるとは私は思つておりません。

ただ、五十五年のときを思い出してみますと、公定歩合を途中で二回上げさせていただかなければいかぬほどいふ物価が上がるような状態になつた。また、建設国債によらず国債が売れなくなつたといふような状態もありまして、したがつて財政再建といふものが始まつてゐた。可能な限りまずは赤字公債をなくして、それから公債依存度をずつと下げていくといふことで、数字の上では公債依存度は下がつてきておりますけれども、確かに厳しい財政を進めてきておるといふことは否めない事実です。

そこで、上田理論では、要するに経済運営のよろしきを得て自然増収が出るような施策が一番いいじゃないか、私もそう思ひます。ただその自然増収といふのは……（上田）委員「賢い経営者はそうしますよ」と呼ぶ。経営者とはまた別の問題で、義務的にやらなければならぬ仕事で国家財政の中にはたくさんあるわけにございまして。そうすると、富の再配分といふことからすれば、いわゆる負担する者も国民、受益者も国民といふことになれば必分の負担も願わなければならぬ。それを、負担を願わぬ形の中でやっていきますから厳しくなつてくる。今、あるいは思つていらつしやると思ひますが、日本は国債発行すればその売れる市場は確かにございまして。それによつて、かつてのようにほんとに金利が上がることもないと思ひますが、それをやりますと、今までやつた要するに国債減額政策といふのが一朝にして崩れてしまふといふ悩みを非常に感ずるわけにござい

ます。公債政策のあり方がすべて悪だといふような考えはございせんが、そこにジレンマを感じながら、しかも、国際社会の中で民間の金が一番余計ある国になつてしまつたわけにございまして、から、応分の努力をしていくといふことに毎日毎日悩みながら対応していかなければならぬといふふうに考へております。

ただ、一つだけ、牽引車論といふのはこれは五十三年に日本と西ドイツにあつて、あのことが自体は世界全体が非常に、何といひますか牽引車論だけはやめようやと。おっしゃる意味はわかりませんが、仮に日本、西ドイツが牽引車になりますと、かつての宗主国であるイギリスもフランスもみんなやらなければいかぬようになって、それで金利

が上がつて開港途上国が逆に困る。したがって、節度ある国際社会への果たさなければならぬ役割。即効性は大事です。マクロ的には経緯研のこをやっていかねばならぬと思いますが、即効性のあるものについてもこれから一生懸命知恵を絞って対応していくべき課題だというふうに考えております。

○上田(卓)委員 牽引車論の問題については、そういう論というよりも、実質的に日本が世界各国からそうやって期待されておるわけでありまして、そういう期待に沿うように実効を上げていくということではないか、言う言わないは別に、やはり実際の行動で示すということではないかと思ひます。

財務のときにもまた議論させていただきましたが、こういうような赤字国債、そして国債残高が百四十三兆円。その利子だけでも十一兆円。その十一兆円の利子を渡す金がないためにまた十一兆円近い国債を発行しなければならぬ。そして、国債の償還期間十年がたった。ところがその支払いのお金がないということでもまた借換債を発行していくということ、新年度は二十二兆円くらいになるのじゃないですか。そういうようなことで、本当にあらた火の車、国民は泣いてくれ、こういう形に今なっているのだらうと思ひます。そうやって苦しくなっておるということは事実であります。そういうべらぼうな借金を抱えて借金財政をしてきたのはとりもなおさず政府であり、与党の自民党の責任ではないかと思ひます。ここまで来て、だから仕方がないのだというよりも、ここへ来るまでにだれがしたのだ、そのことをまず明らかにしなければならぬし、また、ここまで来た段階で、そういうけちけちムードで財政緊縮でやるということが正しいのか、もっと経済政策転換をすべきなのかというこは、これは与野党の対立というよりも、はっきり言ってポスト中曽根をめぐって与党内部、あるいは財界の中でもこういう両方の意見が当然あつてしかるべきだし、また中道的な意見もあつてしかるべきだと

思ひます。それをどうとつていくかということが政治家の役目ではないか。

そういう点で、社会党さんの言うことを大体三年おくれくらいに実行しておたら云々というふうな大臣の言葉もありますものだから、もうそろそろやっても遅くない時期に來てゐるのではないか、だんだん空気が陽気になつてきてゐるのではないか、そうせざるを得ないという意味で実質的に中曽根行革は失敗に終つた、こういう形で衣がえをすることになるのではないか、こういうふうに思ひます。

そこで、時間も少なくなつてまいりましたので、具体的な法案の中身について若干御質問を申し上げたいと思ひます。

いずれにいたしましても、七省庁にまたがる法案を一括して、それも財政上の理由ということで大蔵委員会におろされる、連合審査もあつたといふものの、本来なら各委員会におろして慎重審議するのが当然のことでありまして、それが国会のルールではなかつただらうか、このように私は思つておるわけでございします。今後こういうことは絶対にないようにぜひともお願い申し上げます。

それから行革関連特別法の三年延長、一年限りということであつたわけでありまして、暫定的にさらに三年、こういうことのようにございします。大體政治家はうそつきやというこになつておるのかもわかりませぬけれども、政府の役人が、総理大臣以下閣僚が一年と言つたら一年なんですよ。民間でもそうですよ。一年だけお金貸してくれと言つたら一年後にはちゃんとお金を返すものですよね。それを返さないで、ないからしようがないじゃないか、もう一年、もう三年といううなことは許されないのではないか。小学校や中学校、高校でもそれですけれども、学校で子供から、国会で言われている一年限りというのは四年のこととか、五年のこととか言われたり、一年限りと言つたら一年限りでないんだといううなこにもなつてくるのではないかと私は思つ

てゐるわけであります。

そういう点で、少なくとも、この法案によりまして昨年は地方負担が五千八百億、こしは一兆一千七百億、国の負担は本年度は九千七百億円の減といふことのようにございします。しかし、この中を見ますと、この生活保護法、それから児童福祉法、それから老人福祉法に關する削減額だけで四千二百八十七億、約四七%。それから、その他の社会保障関係の削減分を加えると五千五百五十億、五七%になるんですよ。社会保障関係だけで五七%、こういうことでありますから、これは補助金の削減一括法といふよりも社会保障、福祉削減一括法と言つてもいいのじゃないかというふうに僕は思ひます。むだな補助金を削減してゐるのじゃないに、福祉関係を保ちたい、福祉等、等をつけたらいいと思ひます。福祉だけじゃないのだから、福祉等削減一括法、こういうふうに言わざるを得ないではないか、こういうふうに思ひます。

また、去年も私申し上げたわけでありましたが、生活保護も含めてございしますが、これらは全部当然国が負担しなければならぬ負担金の地方への委譲、こういうことでありまして、補助金等の削減一括法といふよりもこれは国庫負担金等の削減一括法じゃないか、名前にごまかしがあるのではないかと、こういうふうに僕は申し上げたわけであります。そういう点で、本當にこの地方自治体の現状といふものを一体どのように思つておられるのか、その点について大臣から一言いただきたい、このように思ひます。

○竹下国務大臣 これは、確かに公債残高でございしますと、さういふものを比較して数字だけ見た場合に、国よりは地方が余裕があると言ひ人がございしますが、私は、その考え方には立つてはいけません、これは車の両輪たるもの、その都度その都度の財政状態の中でいろいろな調整を行うのは結構でございしますが、地方団体富裕論という立場から物を律してはいけないといふのは絶えず自分に言い聞かしておるところでございします。言い方に

よれば、貧乏度合いの何か対照比率でもあれば参考にするべきかもしれませんが、現実にはさういふ富裕論といふようなものに立つて対応してはいけな、あくまでも車の両輪として事務事業の見直しと費用負担のあり方の中に納得して位置づけをすべき課題だといふふうに思つております。

最初おつした問題等に返つてみますと、一年限りかといふところからになります。一年限りといふのは、當時私が言葉を非常に整理して申しましたのは、財政状態からしてアバウト一割削減を行おうと思ひました、しかし、なかなか個々にわたつての行き届いた議論ができませんでした、したがつて、一年かかつてその議論をいたしますから、一年限りの暫定措置としてこのアバウト一割カットは認めてください、こういうことを言葉を選んで言つておりました。そこで一年かかつてやりました。だから一応のコンセンサスをえたものが出ました。しかし、社会保障等は、御存じのように両論併記であつた。だから、ここで私の考え方の中には、一つは五年という考えも一つの考えとしてございします。すなわち財政再建期間といふことを意識したからでございします。しかし、やはり両論併記といふものがあつた限りにおいては、五年ではいかにも長過ぎるという感じがございします。と同時に、いま一方、税制改正の国、地方税のあり方についての御答申がこの秋いただけるとすれば、六十二年度税制、六十三年度税制といふようなものも念頭に置くと、ちょうどその三年がお願いする要当なところではないかなといふふうに思つたからさういふことにしたわけでございまして、三年に物すごい論理的根拠があるとは私も実は必ずしも思つておりません。

ただ、御指摘になりましたように、元來、経済政策にしましても、そしてまたさういふ財政政策にしましても、本當は、国会といふものがあつてそこで与野党のコンセンサスが得られるといふのが一番望ましい姿だと私も思つております。多少のよつて立つ基盤の相違はあつても、大筋ではやはりコンセンサスが得られる状態になるようにお互

いが努力をしなければならぬ課題だというふうに思っております。

○上田(卓)委員 大臣、一年限りと言え一年限りだと思つてゐるのです。これはもう日本語はそうだと思つてゐる。ただ、まあ一年の間にいろいろ検討してという言葉はありますが、やはり一年という事でありますから、だれでも一年だけであつて後で戻らなうと——行革特例法の場合でもそうだと思うのです。三年と言つたら三年だけだなどというふうに思つてゐるわけでありまして、そういう國民をベテランにかけるといふ言ひ方はおかしいが、言葉のあやでそうやつてだましていくという事は果たしてどうだろうか。気にさわつたらあれでございませうけれども……。

例えは去年の場合は高額補助金をカットすると言ひましたね。それなら、そうか、高額、八割補助とか七割、それが一応高額というんだと思つておりましたら、今度は二分の一を三分の一にするんでしよう。それは、二分の一はもう高額の部類に入らなうという理屈になつてくるのかよくわかりませんが、少なくとも去年に關しては高額補助というものは七割とか八割のものについて、あるいは六割もあつたと思ひますが、そういうものだなというように我々は想像しておつた。そして二分の一になる。生活保護は七割ということでありましたが……。そういう意味で暫定的だ、そしてもとへ戻らなうというようにだれでも思つておつたし、厚生大臣と自治大臣、大蔵大臣との三者の中でも、生活保護の問題についてはやはり八割に戻してもらいたいという形、大蔵は三分の二というやうなことで、結局検討会でまとまらなかつた、こういうことでございませう。やはり、まとまらなかつたらもとへ戻す、一年限りということであつたのですから、戻すことが当然のことではないか、私はこういうふうに考へておられますので、この部分について、時間がございませうけれども、厚生省と自治省の方お見えでございませう、ちよつとお聞かせいただきたい。この法案を提出してゐるということでありませうから、三年た

つたら今度は本場に正真正正銘にもとへ戻すということになるのかどうか、ひとつお答えをいただきたい、このように思ひます。

○小島政府委員 大蔵大臣からも御答弁申し上げましたように、補助金問題検討会では、生活保護につきましても、補助金問題検討会では、生活保護について閣僚會議の御討議の結果、三年間は六十年

度並みの十分の七、その後の扱いについては改めて検討するということとございませう。大蔵大臣から御答弁がございませう。今後行われるであろうところの税制改革等々の事情も踏まえまして、国と地方の財政事情等も勘案されながらその時点で改めて協議が行われ、決定されることになるものと考へておられます。

○持永政府委員 生活保護の補助率の問題でございませうけれども、今御指摘ございましたように、もとへ戻すべきではないかという点でございませうが、今日の結論が出るまでの過程といひましようか、いきさつといたしましては、生活保護については事務事業の見直し、あるいは国、地方の役割分担の見直しということが非常に難しい情勢であるというところもございまして、私どもとしては十分の八に戻すべきではないかという見解も持つて、そういうことで対応してまいつたわけでございますけれども、決着につきましては、今までの御説明があつたやうなことで、三年間暫定的に十分の七でいくという事であります。これから三年間の間にその後のあり方を三大臣で協議をすることになります。その際には、私どもとしては、やはり生活保護というのは国の責任が最も重い分野の行政であるという基本的認識の上に立つて対応をしてまいりたいと考へております。

○上田(卓)委員 三年たつたら検討してまただめだといふことのないやうに、ちゃんと國民に約束されておるわけでありませうから、それをぜひとも実行に移していただきたいということ、それから抜本的な税制の改正というところに逃げ口を設けるのではなく、先ほどの言葉にあると思ひま

すが、自然増収によつて財政が潤うやうなことも考へていかなければならぬであらう、こういうふう

に思ひます。そうでなければ、結局は今のカット方法が将来そのままだらうというところにならざるを得ないのではないかと。これは言うまでもなくむだな補助金をカットするのじやなしに、福祉関係の補助金、教育関係の負担金、そういう実質的に國が負担しなければならぬものを地方に転嫁するといふこと以外の何物でもない。また、地方自治体が負担するといふことは、制度とか中身の改悪につながらないといふことも、実質的には負担が重なるてきておるわけでありませうから、例えは生活保護などにおいても、人数を厳しくチェックして一人でも二人でも減らそうといふことになつてくるのではなからうか、私はこういうやうに思つておるわけでありませう。また、機關事務の地方への委譲についても、権限だけじやなしに財政もやはり自主財源も含めたところの手厚い措置がなければ無理ではないか、こういうふう

に思つております。そこで社会局の小島局長にちよつと質問しますが、一九八一年の不正受給の防止を名目としたところの厚生省の百二十三号通知、これを一つの口実にして、要保護者に対する保護の打ち切りやあるいはむちやな就業指導——私の事務所へいろいろ訴えられておるわけですが、昼バイトをしておつた、ところがだめだ、夜の商売でもしなさいといふやうに言われるとか、あるいは昼アルバイトして、経験も少ないから一万円か二万円くらいしか実収入がないのに、これでは絶対受け付けなう、七万か八万収入があるといふやうに雇い主に書いてもらひなさい、こういうやうなことがある。また、先ほどもお話があつたやうに、扶養義務者でないおじとかおばとかめいとかおいに強要をするとか、あるいは別れた亭主は今どうしてゐるのだ、そこから援助してもらへないものだらうかといふやうなことまでやつて、いろいろ嫌がらせが現実に起こつておるやうでございませうが、そういう事実があるのかないのか、ある

とすれば正してもらわなければならぬし、そういうことが現実に私どもの方に伝わつてゐるということでありませうから、そういう点について善処方をぜひともお願い申し上げたい、このように思ひます。

○小島政府委員 お尋ねの百二十三号通知というのは、「生活保護の適正実施の推進について」という五十六年の通知かと思ひます。これは先生も御承知のとおり、暴力団による不正受給問題を契機として、一般的な生活保護制度の適正化と

いうことで、特に所得の把握それから資産状況の把握等を適正にやるやうにという通知でございませう。

もちろん生活保護といふものは、本場に保護の必要な方に十分にその保護ができるやうにという運営を最も基本的な制度のあり方として考へていかなければならぬものでございませう。本場に保護の必要な人がそういうやうないろいろな措置によつて受けられないことがあつてはならないといふことは、先生御指摘のとおりでございませう。確かにいろいろな例を引かれた御質問も承つておりますが、我々としてはそれが本場に適正に運営されるやうにということに念頭に置いて當たらなければならぬという形で地方を指導しておるところでございませう。

今のお話を伺つておりました、一つにはやはり物の言ひ方、また相手の受け取り方ということとの兼ね合ひで、その辺でもつと注意をしなければならぬことがあるのかといふやうに考へております。確かに就労指導につきましても、現在のその人の能力、体力等から見てもう少しいふところがあるといふことで指導することは、これは自立を促進するといふ意味で、労働当局とも協力しながらやつていって差し支えないことであるし、やるべきことだと思ひますが、例えは夜の仕事にといふやうなことがあつてはならないことはまた当然のことと考へますので、十分配慮しながらその適正な実施に努めてまいります。

○上田(卓)委員 この不正受給を受けた世帯は、厚生省の五十九年度の監査結果によると、七百七十六世帯で、約六億八千万円となつていますね。これは全保護世帯総数七十八万九千六百のうちたった、たったいいわけですけれども、〇・一%です。総予算にしますと一兆四千八百八十七億円の〇・〇五%ということでありますから、一部というよりも一部の中の一部のそういう不正受給のために、全体の受給者が何か悪いことをしてごまかしておるんだというふうな目でケースワーカーに見られるというところは大変なことだ、こういうふうに思うわけです。だから、そういう口実を設けてそういうカットをするということのないようにぜひともお願いを申し上げたい、このように思います。

次に、教育扶助の問題でございますが、今、中学校の卒業生で高校へ進学している率が九〇%を超えておるというように思っています。生活保護を受けている家庭の子供は高校へ行くこと教育扶助を受けられない、小中の義務教育課程だけが教育扶助を受けられる、こういうことのようにございませう。やはり中学を卒業して働くよりも、高等学校を出れば収入もそれだけ安定した企業に勤められるという形になるわけでありませうから、そういう点で、日本が経済大国というのならば、また九〇%以上の高校進学率であるということを考えた場合、生活保護者の子弟の高校への進学の場合の教育扶助はぜひともしてやってもらいたい、私はこのように思います。

また同時に、現在教育扶助を受けられないけれども中学校卒業ではだめだということで高校へ行っているんですね。ところが、生活がやっていかれないということでアルバイトをするケースがあるのです。そうするとそれは収入認定になつて、その分だけカットされてしまふ、こういうふうなこともあるわけでありませう、そこはやはりそういう冷たい態度をとるのじゃなしに、そういう生活保護家庭での子供の進学の問題について手厚い手を差し伸べるのが大事だと思ひますが、その点

についてどのようにお考えでしょうか。

○小島政府委員 確かに高校進学率が上つてまいりまして、現在九四%をちょっと上回る程度かと思ひます。一方、生活保護世帯を見ますと、ほぼ七〇%ということでございますので、そこに有意の差があるのは御指摘のとおりでございます。ただ、現行法では、教育扶助の対象としては義務教育段階まで、これは高校が義務教育じゃない、少なくとも中学を出て働いている人もあるということとの均衡も考えたことだと思ひますが、できるだけ高校進学率の便宜を与えるべきことは先生御指摘のとおりでございます。したがって、高校に進学しておりまして、生活費そのものは生活保護の体系で見ます。ただ、教育扶助だけは御指摘のようにならない。そのために活用する手段としては、世帯更生資金あるいは育英制度というふうな資金の活用もひとつ積極的に進めていっていいことだと思ひますし、御指摘のようにアルバイトの者につきましても、これもできるだけ本当に進学の趣旨に資するようにという趣旨で、まず勤労控除のほかには、これは未成年特別加算もございませう、そのほかには高校進学に必要な学用品費、それから通学費、その他のスポーツ用具というふうなものも含めまして、高校教育を支援なく受けられるような控除制度はアルバイト収入についても実施しておりますので、その辺さらに改善する合理性があれば今後とも十分高校進学を推進できるような形で考えてまいりたいと思ひます。

○上田(卓)委員 今、塾へ通う子が四人に一人、あるいはそれ以上かも知れませんが、そういう時代でもあるわけでありませうから、受給者の子弟の教育の問題について応分の御理解をいただいてさらに善処をしていただきたい、このように思ひます。

次に、これも私の地元にも非常に関係があるわけでございますが、地方交付税の算定基準のうちごみ処理、それから尿処理などの清掃費の密度補正に係る処理人口は住民基本台帳登録人口となつてゐるために、外国人の人口は算入されてい

い、こういうことになりませう。このため、私の地元の市では、人口約五十万人のうち約四%の二万二千人の外国人居住者が算定基準から除外されてゐる、こういうことでありまして、その実際の損害といふますか実損は千六百万円ぐらいになるようでございます。そういう点で、外国人であつても税金はちゃんと納めておるわけでありませうし、また、当然そういうごみ処理とか尿処理等の清掃にはその地区だけ、その人たちのところだけ抜くというわけにはいかないわけでありませう。これはどうしても不合理ではないか。基本台帳の登録人口というものは確定的なことであるか、国勢調査があるわけでありませうから、そういう点である程度外国人人口の推定というものはされるわけでありませうから、私はちゃんとあつてあげることが大事だと思ひますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○持永政府委員 ごもっともな御指摘でございます。若し事務的な面にわたるかも知れませうけれども御説明をさせていただきますと、今御指摘のありましたように、処理人口につきましては、交付税の算定上公共施設状況調査という調査の数字を使つて算定をいたしております。その調査自体が住民基本台帳人口を基礎にしているために、結果として外国人人口が算定から外れてくるということに相なつてゐるわけでございます。しかし、外国人人口につきましては当然ごみ、し尿の処理は必要でございますから、そういうことで、これも算定上加味していくことが妥当であらうというふうに考えておるわけでございます。そこで、今申し上げました公共施設状況調査につきまして、外国人人口を含めることについていろいろ検討してまいりたわけでございますが、その結果として、ことしの調査からこれに外国人人口を入れるようにしようということに相なりました。したがいまして、そのことによりまして六十二年度の交付税の算定からは、外国人人口がごみ、し尿処理の経費の算定に反映されるということに相なるわけ

でございます。そういたしましたことで対処してまいりたいと思ひます。

○上田(卓)委員 その点はひとつよろしくお願い申し上げます。最後に部落解放問題、いわゆる同和対策の問題について若干、時間の許す限り、お答えをいただきます。このように思ひます。

総務庁の方もお見えのようでございますので、同和対策特別措置法が地域改善対策特別措置法、地対法に変わったわけでございますが、その法律が来年三月三十一日で切れるということ、同和対策の現状がどうなつておるのか、それから今後どういふような形で施策をしようとしておるのか、先ほど伊藤先生の質問の中で答弁をいたしておりましたので、簡単に地対法から答えていただきます。

○熊代説明員 同和対策の現状ということでございますが、地対法、それからその前の同対法の十七年の施策等を通じて、物の事業につきましては相当に改善、成果を見た、それからソフトの面の生活実態につきましてもかなりの成果を上げたのではないかと。それで、心理的差別でございませうが、心の差別という面につきましては、物的なものは生活実態の向上ということで改善は見えたけれども、なおかつ問題を残している、このよう現状がどういふふうに認識しております。

今後の問題といたしましては、特に啓蒙を主に行つたしまして、国民の心の中に残りました差別を解消していくということが特に重要ではないか、このように考えております。

○上田(卓)委員 法務省の方もお見えのようでございますので、差別事件が非常に悪質化している、そして頻発しているというふうな理解しておりますので、部内差別の内容がそれから傾向、そういうものについて、資料があらましたらそれに基づいて御答弁いただきたい、このように思ひます。

○落合説明員 お答えします。法務省の人権擁護機関は部落差別事象を悪質な

ていないというように思うのです。我々非常に残念だと思っております。部落の人間でない人間が、あたかも自分たちが部落民であるがごとき装いをし、団体を組んで、そして銀行とかあるいは時には税務署へ乗り込んで、机の一つでもたたけば税金がまかるとか、あるいは担保もないのに何億という金が借りられる。私は不思議でならないのですけれども、いいことはなかなかだれもまねしませんけれども悪いことはだれでもまねしたがるものです。だから、そういうものをのさばらしているというのは、私は行政の責任であり、金融機関の責任だと思っておりますが、そういうことが結果的に部落解放運動のマイナス要因になっているということも事実であるし、我々団体などにおいても、そういう不正なことのないように、国民に支持されるような運動をしていかなければならぬということで頑張っておるわけであり

ます。

いずれにいたしましても、この問題の解決のために府県なり市町村に大変御苦労をいただいている、ところが、御存じのように非常に財政難の折である、こういうことでありますから、やはり国のそういう対策があつてこそやつと支えられて市町村行政が前へ進むということになるのではなからうか、こういうように思つておるわけであり

す。

それに関連いたしまして、それじゃこの問題があと三年あつたら解決するとか五年あつたら解決するというような、そんな問題じゃないと私は思うのです。大臣、どうでしょうか。この部落問題というのは法律だけでも十七年間経過してきているということを考えた場合に、まだまだ相当長期にわたつて、やはり心の問題もこれでありございまして、物的なものはある一定の段階まで来ればということにもなるかも知れませんが、そういう点で今日の時点で法が切れるということになりますと、今まで法があつたから差別をしてあかなんだ、しかし法が切れたからこれから差別をしてもいいんだというように逆に

かねないのではないかと、私はこういうように思つておるわけであり

ます。

そういう意味で、今後のこの問題の解決については、一定の期間に問題を解決するということはわかるのですけれども、時限法的なものじゃないに、やはり基本法的な問題で、昔こんな法律があつた、しかしもう今非常に問題解決してよかつた、まだそんな法律あるのかと言われるような時期の一日も早からんことを我々は望んでおるわけでございます。

今、政府の方で、これをどうするかあるいは与党の自民さんの方でどうするかということになつていないようでございますから、私が今ここで即答を求めることもないと思ひます。しかし、大臣、今まで御理解いただいておりますので、そういう方向で前向きに、さらに今後の法的な問題も含めて善処方をお願い申し上げたいということが一つ、東京都下にも同和地区があります、一番いいのは関西の方だと思ひますが、歴代の大臣も、大蔵大臣じゃないですよ、割と地元地域視察などもやつていただいているということもあります。竹下大蔵大臣も将来のあるニューリダーでございますから、島根県にも地域があると思ひますけれども非常に小さな地域だと思ひますが、やはり大都会、あるいはその地域でも結構でございますので、お忙しい日程だろうとは思ひますが、そういう視察もぜひとも実現していただくように切にお願い申し上げます。その地域視察の問題についてちょっと御回答いただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 私は選挙区の隣保館へ二回、視察というよりも国会報告演説会に行つたことはございしますが、今お示しになりましたような広い地域と申しますが、そういうところは視察というよりなことはしたことはございせん。勉強になるだろうと思ひますので、時間さえあれば私も考えてみなければならぬという感じはお話をお聞きしながらいたしました。

○上田(幸)委員 時間が来ましたので終わりたいと思ひますが、私もいろいろ法案審議があります

ので、いつの時期に大臣にこの問題を質問しようかと思つておつたわけでございますが、国会審議だけじゃなしに、ひとつまたいろいろと時間を割いていただきまして、我々の意見も十分聞いて前向きにこの問題の解決のために御努力いただきたい。

非常に重要な問題でありながら時間が制約されて十分言い尽くせなかつたわけでございますが、また後日もうあらうかと思ひますので、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○小泉委員長 次回は、明十六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十六分散会

昭和六十一年四月二十八日印刷

昭和六十一年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局